

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年3月17日（水） 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	川窪 幸治 君
委員	山口 仁美 君	委員	松枝 正浩 君
委員	久保 史睦 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	徳田 修和 君	委員	松元 深 君
委員	厚地 覺 君	委員	植山 利博 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	山田 龍治 君	議員	宮田 竜二 君
議員	鈴木 てるみ 君	議員	有村 隆志 君
議員	仮屋 国治 君	議員	新橋 実 君
議員	池田 守 君	議員	宮内 博 君

5. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	まちづくり調整監	池水 清人 君
建設政策課長	川路 和幸 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
土木課長	西元 剛 君	建築住宅課長	侍園 賢二 君
建築指導課長	谷口 比寿志 君	都市計画課長	三島 由起博 君
区画整理課長	馬渡 孝誠 君	霧島総合支所副総合支所長	仮屋園 修 君
建築住宅課長補佐	柰田 信幸 君	区画整理課長補佐	市来 秀一 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設政策課主幹	八ヶ代 秋吉 君
建設施設管理課主幹	養田 健 君	建設施設管理課	鶴園 裕之 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	土木課主幹	八重山 純一 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	都市計画課主幹	肥後 克典 君
都市計画課主幹	深迫 康幸 君	区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君
霧島市民生活課主幹	松元 政和 君	建設施設管理課道路管理G長	尾辻 善尋 君
土木課道路整備第1G長	丸山 省吾 君	土木課道路整備第2G長	立山 和幸 君
建築住宅課住宅G長	和田 清仁 君	建築住宅課建築第1G長	泊 則男 君
建築指導課建築指導G長	中澤 クミ子 君	建築指導課建築審査G長	福盛 忍 君
建設政策課政策Gアドバイザー	豊田 理津子 君	建設施設管理課道路維持第1Gアドバイザー	徳重 和博 君
建設施設管理課道路維持第2Gアドバイザー	上脇田 良人 君	建設施設管理課公園管理Gアドバイザー	桑幡 孝志 君
土木課道路整備第2Gアドバイザー	叶 和美 君	建築住宅課建築第1Gアドバイザー	林 謙一郎 君
建築住宅課建築第2Gアドバイザー	新鍋 周平 君	区画整理課業務第1Gアドバイザー	福田 覚 君
霧島総合支所市民生活課温泉Gアドバイザー	冷水 辰雄 君		
上下水道部長	坂之上 浩幸 君	上下水道総務課長	久木元 直仁 君
下水道工務課長	池之上 淳 君	上下水道総務課長補佐	吉永 利行 君
上下水道総務課主幹	田之上 博 君	水道工務課主幹	下村 英明 君
下水道課主幹	八反田 竜一 君	水道工務課工務第1G長	安田 善郎 君
水道工務課工務第2G長	小濱 健一 君	下水道工務課雨水G長	瀧間 宏 君
上下水道総務課業務Gアドバイザー	渡部 司 君	上下水道総務課政策Gアドバイザー	藤田 守孝 君

水道工務課工務第2グループリーダー	深水 孝志 君	下水道工務課工務G#リーダー	小島 崇 君
下水道工務課工務G#リーダー	米松 勝利 君	下水道工務課雨水G#リーダー	前田 裕明 君
上下水道総務課政策G主査	前田 奈緒 君	上下水道総務課政策G主任主事	図師 聖士 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7. 本委員会の所管に係る調査事項は、次のとおりである。

議案第36号 令和3年度霧島市一般会計予算について  
議案第37号 令和3年度霧島市国民健康保険特別会計予算について  
議案第38号 令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第39号 令和3年度霧島市介護保険特別会計予算について  
議案第40号 令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について  
議案第41号 令和3年度霧島市温泉供給特別会計予算について  
議案第42号 令和3年度霧島市水道事業会計予算について  
議案第43号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算について  
議案第44号 令和3年度霧島市病院事業特別会計予算について  
議案第45号 令和3年度霧島市下水道事業会計予算について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月22日の本会議で付託されました当初予算関係議案10件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。審査に入ります前に、発言を求められていますので許可します。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

先日の委員会で、霧島市の指定文化財の県の指定文化財を25件とお答えいたしました。26件に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（前島広紀君）

審査の前にもう1件お知らせいたします。3月10日の保健福祉部の審査の中におきまして、愛甲委員から田中長安寮長に対する質疑がありましたけれども、この質疑に関しまして、削除いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

[[「はい」と言う声あり]]

### △ 議案第41号 令和3年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

それでは、まず、議案第41号、令和3年度霧島市温泉供給特別会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

それでは、議案第41号、令和3年度霧島市温泉供給特別会計予算について、御説明申し上げます。霧島市温泉供給特別会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ6,794万3,000円で、前年度に比較して276万円の減額となっています。本予算は、観光の振興及び住民福祉の向上などを目的として、霧島地区280戸、牧園地区21戸に対し、それぞれ給湯するための経費です。以上で、総括説明を終わりますが、詳細につきましては、霧島副総合支所長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいようお願い申し上げます。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

（款）1 総務費（項）1 総務管理費（目）1 一般管理費、本費目は、職員の人件費及び使用料収納

事務等や温泉供給事業の一般管理に係る経費で一般管理費の総額は3,017万9,000円です。特定財源はその他財源として加入金60万円など、総額94万8,000円を充てています。(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 2 温泉施設費、本費目は、温泉施設の維持管理に係る経費で、温泉施設費の総額は3,576万4,000円です。主なものは、光熱水費1,035万3,000円や修繕料1,273万2,000円などの需用費2,320万8,000円のほか、配湯槽鋼板内張りの工事請負費620万円です。特定財源はその他財源として、分湯装置工事分担金50万円を充てています。(款) 2 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費、予備費の200万円は予算外の支出、又は予算超過の支出に対応するために計上しています。

○委員長 (前島広紀君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員 (松枝正浩君)

22ページの温泉施設事業についてお尋ねをいたします。昨年度からいたしますと、役務費の保険料が4万9,000円入っております。まず、ここに計上された理由をお示してください。

○霧島総合支所市民生活課主幹 (松元政和君)

温泉施設費の役務費のほうになりますが、こちらのほうが、温泉施設等の建物の損害共済金を計上しております。

○委員 (松枝正浩君)

今まで、ほかの課でそれが掛けられていて、今回、別で頭出しをされたという認識でよろしいのでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹 (松元政和君)

こちらのほうは毎年、保険等で掛けているところです。

○委員 (松枝正浩君)

昨年の資料に出てきていなかったもので、気になったところでお聴きしたところでした。それでは、昨年度から致しますと、事業費がかなり上がっているように感じるんですけども、その要因が何であるのか、お示してください。

○霧島総合支所市民生活課主幹 (松元政和君)

温泉施設費の需用費のほうなんですけど、こちらのほうで一応、消耗品、光熱水費、修繕費となっております。大きな増額と致しましては、修繕費のほうが例年、温泉管の修繕、配湯ポンプの修繕などを行っているところなんですけど、令和3年度には、新たに温泉タンクの外回りの塗装の修繕を5か所分計上しているところで、この分が増額になった理由となっております。

○委員 (松枝正浩君)

それでは、逆に工事請負費が今年度は減ってきているんですけども、修繕料が上がったということで工事請負費が下がったというような認識でよろしいでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹 (松元政和君)

こちらの工事請負費の減額になっている理由と致しましては、令和2年度は、両滝水源の導水管の布設替えの工事として、昨年度は1,425万円を当初予算で計上しておりますが、令和3年度は工事内容が変わりまして、配湯層の鋼板内張り工事ということで620万円を計画しているところで、この分が下がっているということになります。

○委員 (松枝正浩君)

それでは、工事の内容が変わったということで、修繕料が上がったから、工事費が下がったというようなことではないということで認識をしてもよろしいでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹 (松元政和君)

はい、そのとおりでございます。

○委員 (植山利博君)

説明書の480ページ、分湯装置工事分担金と482ページ、加入金について、積算根拠というか、内訳の説明をお願いします。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

分湯装置工事分担金と致しまして、公道等に引込みを行う際に、分担金として、本人から徴収する金額になるんですが、50mを1件、単価を2万円と致しまして100万円。その2分の1の50万円の収入として、今回計上しているところでございます。加入金は、一般家庭用の方を1件として60万円を計上しております。

○委員（植山利博君）

この引込みの工事費は2件分という理解でいいんですか。そこの関連を聴いているんですけど。結局、引込みは自己負担と。行政のほうが半分負担するわけでしょう。そこのところもう一回。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

引込みのほうは、50mを1件としてみております。加入金のほうも一般家庭用のほうを1件として計上しているところです。

○委員（下深迫孝二君）

説明資料22ページ、補償補填及び賠償金というのがありますが、当初予算を組む中で何の賠償金なのかと思ったもんですから、お伺いします。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

こちらの補償補填及び賠償金の内容と致しましては、温泉をつくるために、霧島川から水を取水しております。その取水している場所が発電所の上流になることから、この発電所の上流で取水した分の発生発電が減少するというので、この減少電力に対しての補償金ということになります。

○委員（下深迫孝二君）

これは毎年発生するという理解でいいのか。それと、賠償金というのは何ですか。今、補償補填というのは今、お聞きしましたけれども。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

この予算書上は補償補填及び賠償金となっていますが、内容につきましては補償金で毎年発生するお金でございます。

○委員（下深迫孝二君）

そうであれば補償費というような形で出されるけど、賠償金とは何か行政がミスをして、損害賠償せんないかんのかなというような受け取り方になりますよね。こういうところも少し考えられたほうがいいんじゃないでしょうか。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

あくまでも予算書上ということで、表示はこういう表示になるかと思われまして。

○委員（前川原正人君）

同じく、22ページの部分で、先日の補正予算の16号の中で、先ほどおっしゃった、減少電力量に対する補償金と、これは今おっしゃるように、取水によって減る分を、その分を補償するというふうに理解するわけですけども、これが先日の補正予算の中ではマイナス計上で43万6,000円だったんですね。この減少というのは、年々、取水量とも関連をすることは思いますが、今後、続いていくことによって、どのような現象になっていくというふうなことで想定をされていらっしゃるんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

この補助金の算出方法と致しましては、電力会社と1日の取水量、またそれに関連して、減少電力量というのを定めて契約をしております。その1日の取水量が1,507t。これを年間の電力に換算したときが、減少電力が12万7,512kWというふうになっております。この分を、毎年、火力発電で賄えば幾らになるかというのを算出しているところです。火力電力で賄うときの燃料費に減少電力量を掛けて算出しているところなんですが、その燃料費がその年で、単価の上昇とか、それがありますので、毎年その金額が変わってくるということになっております。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは温泉供給事業基金です。先の補正予算の中では、大体残高が1億6,610万7,734円

と。このような報告をいただいているわけですがけれども、令和3年度の度中、また年度末の基金がどのように推移をするというふうに試算をされていますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

温泉供給事業基金の残高の見込みと致しましては、今年度末、3月末の金額での見込みと致しましては11億6,627万1,983円となっております。また、令和3年5月末の見込みと致しましては1億6,361万6,983円となると見込んでいるところです。

○委員（植山利博君）

先ほどの分担金と加入金のことなんですけれども、これは見込みで上げてあるという理解をするんですけれども、これは去年も同じ金額が上げてあるわけですがけれども、実際に新しく加入する方はその引込みの距離によって、単価も違うんでしょうけれども、ざっと50mとしたときに110万円ぐらい、新たに加入する人はその負担が伴うというふうに理解します。それで、現実に科目設定みたいな感じで見込みで上げてあるのか。去年の同じ110万円ですか。50万円と60万円計上されているんですけれども、実際にあったのか。例年1件ぐらいずつは増加しているのか、そこを確認させてください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

この分担金、加入金に対しましては、一応見込みで計上しております。実績と致しましては本年度1件引込みがあって、分担金のほうが入っているところです[「本年度というのは」との声あり]。済みません、令和2年度です。1件です。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、議案第41号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時21分」

「再開 午前 9時23分」

### △ 議案第36号 令和3年度霧島市一般会計予算について（建設部）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第36号、令和3年度霧島市一般会計予算について、建設部の審査を行います。まず、建設政策課、建設施設管理課、土木課について行います。執行部の説明を求めます

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第36号、令和3年度霧島市一般会計予算について、御説明申し上げます。令和3年度霧島市一般会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ598億円で、歳出予算額のうち土木費は41億2,253万円を計上しており、前年度に比較して3,402万円、率にして0.8%の増額となっております。この増額の主な要因としましては、都市計画費の都市再生整備計画事業や隼人駅東土地地区画整理事業などによるものです。なお、各予算の内訳としましては、土木管理費で4億2,997万9,000円、道路橋梁費で14億4,977万8,000円、河川費で1億1,788万7,000円、港湾費で296万7,000円、都市計画費で15億4,488万8,000円、住宅費で5億7,703万1,000円をそれぞれ計上しています。また、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で、1億6,040万円を計上しています。予算書7ページ、第2表、債務負担行為については、立地適正化計画策定業務を令和5年度まで、麓2号公園、麓4号公園指定管理業務を令和7年度まで設定しています。予算書8ページ、また、第3表、地方債については、各種事業債の限度額をそれぞれ設定しています。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○建設政策課長（川路和幸君）

建設政策課に関する令和3年度一般会計予算について、御説明いたします。予算説明資料1ページ、予算に関する説明書191～192ページ、(款)8土木費(項)1土木管理費(目)1土木総務費、土木総

務費 3 億3,665万5,000円のうち、建設政策課分の主な事業は、未登記整備事業の1,022万3,000円で、会計年度任用職員の報酬等のほか、未登記の解消を図るための登記手続きに必要な現地測量・地積測量図作成などの業務委託に係る経費です。予算説明資料 1 ページ、予算に関する説明書195～196ページ、(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 2 道路新設改良費、道路新設改良費 4 億6,129万3,000円のうち、建設政策課分は、県営道路整備負担金事業の1,090万円で、現在、県が整備を進めている県道紫尾田牧園線など 3 路線の道路改良事業に係る負担金です。特定財源は、その他財源として特定建設事業基金繰入金1,090万円です。予算説明資料 1 ページ、予算に関する説明書205～206ページ、(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 3 街路事業費、街路事業費 7 億9,268万7,000円のうち、建設政策課分は県営街路事業負担金事業の300万円で、国分地区の街路新町線の整備に係る負担金です。特定財源は、その他財源として特定建設事業基金繰入金300万円です。

○建設施設管理課長 (園畑精一君)

建設施設管理課に関する令和 3 年度一般会計予算について、御説明いたします。予算説明資料 2 ページ、予算に関する説明書191～192ページ、(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (目) 1 土木総務費、土木総務費 3 億3,665万5,000円のうち建設施設管理課分は、市道・橋梁台帳整備事業の688万7,000円で、道路台帳の整備・更新などに係る委託料です。予算説明資料 2～4 ページ、予算に関する説明書195～196ページ、(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 1 道路橋梁維持費、地方改善施設整備事業の1,020万円は、生活環境の安定向上を図るために行う隼人地区の真孝西～山王上線の整備に係る経費です。道路維持改良事業の4,810万円は、住民の生活環境の改善を図るための生活道路及び排水路の整備に係る経費です。委託料280万円は、市内の隅切り箇所の測量設計等に係る経費です。工事請負費4,380万円は、国分野口西地区、隼人地区の姫城中央線及び住吉西線、溝辺地区の側道木佐貫桑迫 2 号線、横川地区の向植村 1 号線、牧園地区の霧島温泉駅前～観音線、霧島地区の永池～戸崎線、福山地区の土地改良区19号線に係る経費です。また、公有財産購入費100万円、補償補填及び賠償金50万円は、市内の隅切り箇所に係る経費です。道路維持管理事業の 3 億4,347万8,000円は、市道等の維持管理に要する経費であり、令和 2 年 4 月 1 日現在の市道路線数は2,434路線、総延長1,608kmです。給料の712万5,000円及び職員手当等191万9,000円は、道路維持作業員 4 人分の費用を計上しています。需用費の 2 億248万7,000円は、道路や側溝などの修繕料、凍結防止用の融雪剤等の購入費など維持管理に係る経費です。役務費の 7 万7,000円は携帯電話 2 台の調達に係る経費です。委託料 1 億1,345万円は、霧島市シルバー人材センターへ市道の点検パトロール及び道路維持補修作業などの年間管理を委託する経費及び国分地区、隼人地区、福山地区、溝辺地区の街路樹の整枝剪定・薬剤散布・植込地伐根除草などを行う経費であり、また市道草払い委託を年に 1～3 回実施するための経費と、通行に支障をきたしている箇所の高所木伐採の経費です。使用料及び賃借料の242万円は、道路補修等に係る機械借上料で、工事請負費の800万円は隼人町松永地区の資材置場整備を行う経費です。原材料費の800万円は、道路補修用合材等の購入費を計上しています。橋梁長寿命化修繕事業の 1 億6,150万円のうち、委託料9,150万円は橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修を行うためのもので、国分地区の瀬谷橋ほか 2 橋に係る詳細設計委託料と市内一円の橋梁定期点検料です。工事請負費7,000万円は、国分地区の台明寺橋ほか 4 橋の修繕工事費です。道路アダプト制度事業の336万円は、アダプト団体が行う市内の主要幹線道路の環境・景観及びその機能の維持・保全の活動を支援する経費で、継続団体76団体分と新規登録見込団体10団体分です。道路施設防災安全対策事業の 2 億6,300万円のうち、委託料の300万円は牧園・霧島地区の牧園～霧島線の舗装修繕に係る測量設計業務に係る経費です。工事請負費 2 億5,980万円は、国分地区の銅田～検校橋線、牧園・霧島地区の牧園～霧島線、隼人地区の隼人北～山王上線の舗装修繕と、国分地区の萩の元～黒石線、隼人地区の蟹田線の法面対策及び隼人日当山地区の生活道路対策を行うものです。特定財源の国県支出金 1 億4,106万 4 千円は、地方改善施設整備事業費510万円、社会資本整備総合交付金 1 億2,432万5,000円、電源立地地域対策交付金 1,163万9,000円です。地方債 1 億7,370万円は公共施設等適正管理推進事業債で、その他財源 1 億6,331万円は、特定建設事業基金 1 億5,950万円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金330万円、雑入のテ

クノポリスセンター内街灯電気料金負担金19万7,000円、道路賠償責任保険30万円、土木手数料1万3,000円を計上しています。予算説明資料5～6ページ、予算に関する説明書205～206ページ、(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、公園費1億694万8,000円のうち、建設施設管理課分の主な事業として、公園管理事務事業の1,676万2,000円は、県から管理委託を受けている、天降川ふるさとの川河川公園や市内の普通公園等の管理に要する経費です。都市公園管理事業の4,166万1,000円は、国分地区の19都市公園と隼人地区等37都市公園の維持管理運営に要する指定管理料です。城山公園管理事業の1,991万6,000円は、城山公園の維持管理運営に要する指定管理料等です。丸岡公園管理事業の1,228万8,000円は、丸岡公園の維持管理運営に要する指定管理料等です。公園改修事業の200万円は、都市公園などの遊具修繕料等であります。特定財源の国県支出金は河川公園管理業務費400万円、その他財源の40万1,000円は、公園使用料です。予算説明資料6ページ、予算に関する説明書253～254ページ、(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧費1億4,100万円のうち、建設施設管理課分として、補助道路施設災害復旧事業に2,015万円、単独道路施設災害復旧事業に9,485万円で道路施設の災害復旧に対応する経費です。特定財源は、国県支出金で災害復旧費国庫負担金の現年補助土木災害復旧費1,800万9,000円のうち、1,200万6,000円と、地方債で災害復旧債の公共土木施設災害復旧事業債8,380万円のうち6,640万円を計上しています。

#### ○土木課長(西元 剛君)

土木課に関する令和3年度一般会計予算について、御説明いたします。予算説明資料7ページ、予算に関する説明書195～198ページ、(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)2道路新設改良費、道路新設改良費の4億6,129万3,000円のうち、土木課分の主な事業として、道路新設改良事業の3億1,368万3,000円は、委託料が、(仮称)新町～久保田線外5路線の測量設計のほかスマートインターチェンジ設置可能性調査の経費で、工事請負費は川跡～新川線外6路線の経費です。また、国分地区の天降川東通り2号線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。辺地対策道路整備事業の1億2,890万円は、委託料が国分地区の口輪野～永迫線の物件補償調査業務委託の経費で、工事請負費は国分地区の上之段～塚脇線、横川地区の横川～山ヶ野線、霧島地区の泉水～市後柄線の経費です。また、国分地区の口輪野～永迫線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源の地方債3億8,910万円は、辺地対策事業債1億2,890万円、合併特例債2億6,020万円です。予算説明資料8ページ、予算に関する説明書197～198ページ、(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)3幹線市道整備事業費、幹線市道整備事業費の1億4,925万2,000円のうち、人件費を除く幹線市道整備事業の9,400万円は、委託料が、溝辺地区の馬立～北原線の測量設計の経費で、工事請負費は、国分地区の川跡～有下線、溝辺地区の馬立～北原線と論地通り1号線の経費です。また、溝辺地区の馬立～北原線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源の国県支出金4,977万5,000円は社会資本整備総合交付金で、地方債1,910万円は合併特例債です。予算説明資料8～10ページ、予算に関する説明書199～200ページ、(款)8土木費(項)3河川費(目)1河川管理費、河川管理費の1億1,788万7,000円のうち、県施行河川関係負担金事業の5,750万円は、土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、県が事業主体となって行う急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の負担金です。水門維持管理事業の180万2,000円は、二級河川に設置された水門等の管理を行う経費です。河川等維持管理事業の1,000万円は、市で管理する河川の災害を未然に防止し、住民の生命や財産を守るために適正な管理や修繕工事等を行う経費です。県単急傾斜地崩壊対策事業の2,600万円は、急傾斜地における土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、市が事業主体になり、急傾斜地の崩壊防止対策を図るもので、委託料が溝辺町論地地区と牧園町湯ノ窪地区で、工事請負費は隼人町の瀬戸口地区の経費です。総合治水対策事業の2,258万5,000円は、委託料は隼人町木之房地区、国分中央地区の排水路測量設計ほか排水路浚渫の経費で、工事請負費が隼人町木之房地区の経費です。また、国分中央地区排水路改修に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源の国県支



出金1,457万1,000円は、水門管理業務費157万1,000円と県単急傾斜地崩壊対策事業費1,300万円です。地方債の1,300万円は緊急自然災害防止対策事業債です。その他財源7,380万円は特定建設事業基金繰入金です。予算説明資料10ページ、予算に関する説明書201～202ページ、(款) 8 土木費 (項) 4 港湾費 (目) 1 港湾管理費、港湾管理費の296万7,000円のうち、県施行港湾関係負担金事業の140万円は、県が実施する福山港及び隼人港内の外郭施設や係留施設等の整備促進により、船舶の安全な係留と航行を図る為の事業で、福山港の防潮工及び隼人港の照明灯整備に伴う負担金です。港湾施設維持管理事業の151万7,000円は、福山港の緑地広場及びトイレ等、また県から委託を受けた隼人港の防潮扉、及び敷根海岸、福山海岸に設置されている陸閘の管理を行うための経費です。特定財源の国県支出金11万円は水門管理業務費です。その他財源140万円は、特定建設事業基金繰入金です。予算説明資料11ページ、予算に関する説明書253～254ページ、(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧費 1 億4,100万円のうち、土木課分は2,600万円で、災害により被災した市管理の河川を速やかに復旧するための経費です。特定財源は、国県支出金1,800万9,000円のうち現年補助土木災害復旧費600万3,000円と地方債8,380万円のうち公共土木施設災害復旧事業債1,740万円です。予算説明資料11ページ、予算に関する説明書259～260ページ、(款) 13 諸支出金 (項) 1 公営企業費 (目) 4 下水道事業費、下水道事業費の下水道事業費負担金事業 7 億6,757万8,000円は、霧島市下水道事業への運営補助です。

○委員長 (前島広紀君)

ただいま説明が終わりました。まず、建設政策課、建設施設管理課、土木課から質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員 (下深迫孝二君)

説明資料 7 ページです。ここに辺地対策道路整備事業というのがありますが、3 地区が今挙がっておりますけれども、(国分) 上之段～塚脇線、横川～山ヶ野線、泉水、この 3 か所でまとめて金額が出ているんですけども、これ 1 か所がどのぐらいずつなんでしょうか。

○土木課道路整備第 1 グループ長 (丸山省吾君)

辺地対策事業につきましては、口輪野～永迫線が3,700万円、上之段～塚脇線3,060万円、泉水～市後柄線4,000万円、最後に横川～山ヶ野線2,130万円となっております。工事費は、口輪野～永迫線はゼロです。上之段～塚脇線が3,000万円、泉水～市後柄線3,700万円、横川～山ヶ野線2,100万円となっております。

○委員 (山口仁美君)

口述書の 6 ページ、土木課のほうにお伺いします。口述書の 6 ページのところ、スマートインターチェンジの設置可能性調査というのが出てきているんですけども、これがどのような調査をなさる予定なのか、詳しくお願いします。

○土木課長 (西元 剛君)

スマートインターにつきましては、現在、東九州自動車道の隼人東インターと国分インター間に設置できないかということの設置の可能性の調査を行うものでございます。隼人東インターの交通渋滞の解消と、それと近年の周辺の住宅事情の変化とか将来的な背後地の検討なども含めて、現在、インターが今後の利便性の向上につながると考えられることから、今回、設置の可能性のための調査。調査内容と致しましては、具体的には、路の概略設計と概算事業費、それと交通量調査、採算性の一応検討等も行われています。

○委員 (山口仁美君)

この分の委託料というのは、どのぐらい計上されていますか。

○土木課長 (西元 剛君)

600万円を計上してます。

○委員 (植山利博君)

関連なんですけど、隼人東インターと国分インターの間ということですが、これはいつ頃からこ



ういう構想があったんですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

スマートインターにつきましては、国の政策の中で、そういったスマートインターの整備に関わるそういう案内があったときに、一度私も可能性調査をしております。そのときに、溝辺のパーキングエリアであったり、国分のパーキングエリアとか、そういったところの可能性調査をしまして、そのほか、今回挙げている部分も一応、可能性調査として調査をしたんですけども、その当時、やはり採択基準がかなり厳しくて、今、計画しているところにつきましては、ちょっと採択基準に合わないということもあったんですけども、その後、結構、スマートインターが整備されていまして、効果もあるということで、国のほうもその採択基準を緩和しているということで、国のほうに確認したときに可能性があるのではないかとということもありましたので今回していますし、また、一般質問のほうでも、そういった質問もございましたし、また、単人道路が4車線化になりますので、それに合わせてやはりやるべきではないかとということも考えまして、今回、計上させていただいております。

○委員（植山利博君）

前回からこのことが言われて、今、部長が言われた単人道路の4車線化が現実に着工していると。私の個人的な見解なんですけど、東インターと国分インターというのは、その距離が短いのではないかと。だから過去においては国の採択基準に合わなかった。それで、大分緩和されたけれども、果たして2車線になって、スムーズな交通量になれば、短いこの区間にスマートインターの必要性がどれだけあるのかという疑問の念があるものですから、ちょっと確認をさせていただいたところです。十分その辺はここで調査をされますので、投資対効果を見極めた上で事業推進に当たられることを求めておきたいと思います。

○建設部長（猿渡千弘君）

スマートインターチェンジにつきましては、市の負担もございますけれども、当然、NEXCO関係も負担がでてきますので、当然、費用対効果がないと採択になりませんので、やはりそこら辺は、ただ渋滞緩和だけではなくて、いろんな部分も検討しながら、採択できるかどうかの調査をしたいというふうに考えています。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長のほうから、債務負担行為の関係で、麓2号公園、麓4号公園指定管理業務を令和7年度まで設定をしているということで御説明いただいたわけですが、この限度額が指定管理者との協議で定めるということで、いってみれば来年、再来年度の分を今回、債務負担行為として位置付けているわけですが、なぜこういうような形になっているのかお知らせいただけますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、単人等都市公園ということで、シルバー人材センターに指定管理を委託しております。その中で、今、麓の中の一つ公園が完成しております、これも2年前から指定管理の中で管理をしております。この指定管理がまた来年から5年間、単人のシルバー人材センターに指定管理者として決定したわけですが、同じように、この公園が今年の8月に完成をしますので、2公園についても同じようにシルバーが適切ということで、この前の委員会でも決定しましたので、債務負担ということで、その年数を今回挙げさせていただいたところでございます。

○委員（前川原正人君）

私がお聴きをしたいのは、確かにそういう過程、今後そういうふうになっていく、どんどんこうなっていくんですか、今、工事をやっているところ、やっていただいている管理、これがまた継続を来年度からしていくんだというふうになっていくということも分かりますが、要はその金額が、債務負担行為の設定金額というのを、どの程度予測をしていらっしゃるのかということについては試算などはやられていないんですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ただいまの質問でございますが、令和3年度につきましては、公園ごとで申し上げますと、麓2号

公園が11万6,000円、これは8月から3月というちょっと短い期間になります。来年度からは、令和4年度からということでございますが、17万4,000円を年間で見込んでおります。麓4号公園につきましては、令和3年度が17万8,000円。令和4年度以降は26万6,000円ということで見込んでおります。

○委員（徳田修和君）

説明資料5ページ、施設管理課のほうに公園管理事業のところを確認をさせてください。今回、委託料のほうが令和2年度からすると減額になってるわけですが、これまでも、こういう公園管理等に対しては住民からも指摘はよく受けてきたところですが、減額になったところで、管理のほうは十分なのか。減額になったところの要因を確認させてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

減額につきましては、ふるさとの川天降川の公園なんですけれども、今まで県からの負担金、維持管理のほうで600万円の補助があったんですけれども、本年4月最初に400万円という金額できたんですが、これでは対応できないということで、いろいろ相談して今年は500万円まで復活させていただいたんですけど、来年以降がちょっと400万円しか出せないという話で、その管理料が今減ったところでございます。その中で、シルバーに委託しておりますけれども、夏の時期を集中的にやって、また冬の時期はその状況を見ながら適切に管理をするように協議はしております。

○委員（徳田修和君）

管理業務自体には支障がないと。もし何か集中的に何かを行うようなものがあつたら、対応はこの予算でもできるということで、減額されてしまったのはあれですけども、管理等は十分できるというふうに認識しておいてよろしいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

年度当初にシルバーともまた打合せをして、適切な管理をしていきたいと思っております。

○委員（愛甲信雄君）

3ページの道路維持改良事業のところですが、この各地区の進捗率と完成年度をお示しください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

道路維持改良事業でよろしいですね。野口西地区ですけれども、これは新規事業で令和3年度で、単年度で終わせる予定でございます。あと側道木佐貫桑迫2号線は、昨年度から着手しておりますけれども、令和2年度から3年を計画しております。向植村1号線がこれは道路の拡幅ですが、平成25年から実施しておりますして3年度で改良は終了する予定でございます。[21ページに訂正あり]あと、霧島温泉駅前～観音線が、これは本年度から入っておりますして、令和5年を完成予定としております。あと、霧島の永池～戸崎線は平成28年度から着手しておりますして、令和3年度で完成予定です。あと、隼人の姫城中央線、これは電源立地地域対策交付金を活用させていただいておりますして、令和元年度から着手をしておりますして、これは、姫城の中央の中を通る道路なんですけれども、限りなく長いものですから、悪い所だけになるのか分かりませんが、最終年度は5年の予定をしております。あと、住吉西線が道路の断面不足で入れ替えておりますが、これは、令和4年度完成を予定しております。土地改良区19号線、これも断面不足の解消で令和6年を完成予定としております。

○委員（松枝正浩君）

それでは建設政策課にまずお尋ねをいたします。1ページ、県営街路事業負担金事業、新町線が終了しまして昨年度は相当額の負担金を県のほうに納めているような状況でありますけれども、これが若干工事が残っていて、この300万円の計上であると思うんですけれども、今後の県の街路事業を想定がされているものがあれば、お示ししていただきたいと思います。

○建設政策課長（川路和幸君）

新たな街路事業につきましては、まだ現在のところ何も県から伺っていないところでございます。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。それでは、予算に関する説明書196ページ、建設施設管理課にお尋ねいたします。道路橋梁維持費（節）需用費、修繕料の件についてお尋ねいたします。令和2年度からしますと、若干

の修繕料の増ということについているように見受けられます。年々、この要望等も多くなってきている中で2億62万3,000円計上をされた理由をお示してください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

道路維持管理事業につきまして、これは修繕料が本年度より200万円プラスされております。この事業の修繕料におきまして、地域まちづくりの要望とか、地域で緊急的に側溝が壊れたり、舗装がはげたりしたものを対応しております。予算につきましては、例年の実績、まちづくりの実績、通常の修繕の実績をもとにして算出して要望を上げております。

○委員（松枝正浩君）

今年度、要望等も多く、なかなかできていないところもあるんじゃないかと思っております。もう少し増額で来るのかなと思っていたところなんですけれども、いろいろ中においては調整もあったりして、200万円にとどまったということなんですけれども、農林水産部でも申し上げたんですけれども、かなり農林水産部と建設部、関わりが大きいところがございますので、お互いに積極的に調整をしていただいて、その改善される場所、課題で挙げられているようなところを、その効果が発揮できるような形で取組をしていただきたいというふうに思います。

○委員（松元 深君）

4ページの道路アダプト制度ですが、今回、10団体見込んでいるんですが、継続団体76がそのまま続いているのか。それと、もうアダプト制度を始めて十何年たっていると思うんですが、契約の基本金額の見直し等について検討はなかったのか、お伺いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

76団体につきましては、令和元年度が65団体活動していただきました。その中から、脱退が1団体ございまして、あと休止団体も1団体ございました。それに対しまして新規登録が13団体ということで、本年度は11団体の増となりました。それに合わせまして来年度も、10団体の増加が見込まれるんじゃないかということで、予算要求は10団体増やした形で要求させていただいております。あと、本年度、登録団体の方々にアンケートを行ったんですけれども、その中で回答としましては、交付金の金額についての要望というのは、もう余りなくて、実際活動している方が高齢化しまして、後々が心配だということ、それとあと人数が5人以上ということであるものですから、そういう人数が集まるかという、そういう心配の声はございました。それで今考えている中では、登録路線というのを今、指定はしているんですけども、地域で活動している幹線道路だけじゃなくて、地域で活動していただいているそういう路線も登録路線とできないかとか、そういう方向では考えております。

○委員（松元 深君）

十何年続いて、我々のところもやっているんですが、人間はほとんど変わらず、平均年齢は毎年1歳ずつ上がって、始めてから十何歳。それで声を聞く中ではもうやはり大変だという声だけが聞こえてきて、アンケートの中に、多分、金額を問うようなアンケートではなかったからそういう声が出なかったのかなと思うんですが。それと、シルバー人材センターに委託しているんですが、このアダプト制度の範囲が増えた中では、シルバー人材センターの業務委託等との関連は、例えば、シルバー人材センターの業務委託料を減らすとかそういう考えはないのかお伺いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

シルバー人材センターに草刈りの委託をしている分につきましては、まだ反対に、要望路線が増えているところがございますので、これは減らす考えはございません。年間委託をしている中でシルバーがパトロール、あと道路補修、草刈り、側溝上げなどもしていただいておりますけれども、場合によって、シルバーでは手が足りないというような状況も多々あります。その中でパトロールをしっかりしていただく中で、私たちのほうに聞こえてきますので、そういうことで委託料を減らすという考えはございません。

○委員（厚地 覺君）

3ページの道路管理事業について伺いますけれども、委託料で1億1,300万円計上されていますが、

これは最近切り捨てが多いんですよ。シルバーの仕事は。これはもうそのようになっているんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

払った草がその場に置いてあるということでもよろしいですかね。そのような指示というか、そういう指導はしていないところがございます。私たちが目が届かないところもあるのかもしれませんが、持ち出して、各支所に置場がありますので、そこに一時的に集積するなどするようにしておりますので、そこはまたシルバーと密に連携をとっていきたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

この維持班もきれいに捨てる場所は捨てる。残すところは残しているんですよ。そして完成検査をされているのか。この草が残っているもんだから、今度はイノシシ、アナグマが掘り出して、水路を埋めてしまう。すると水路に対しても、今度は水が道路を流れるもんだから、自分でやむを得ずやらないといけない。そういう現象はあるんですから、徹底的に指導していただきたいと思いますが、どうですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、御指摘がありましたように、側溝などに集積したのが落ちて詰まったりしたというのも聞いたことがございます。これからも、そういうことがないように指導はしっかりしていきたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

昨年は畑の入口に山積みしてあった。私はわざと外に放り投げたんですけどね。ほかの班に連絡してもらったら、すぐ夜電話来たんですけど、捨てる場所がないから仕方がないと言うんですよ。その捨て場所も指定されていないんですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

厚地委員のほうからの御質問なんですけど、今言われた委託というのは多分、年に夏と冬に草刈りをする分だと思います。その分については、基本的には持ち出すようにということでは、話はしております。その持ち出す場所としては、各地区に資材置場がありますので、そこにストックをするようにということは言っております。ただし、先ほども御指摘がありましており、山間部の山とかそういう所にそのままの状態にしている所もあろうかと思っております。先ほど、課長のほうからも話がありましており、そういう処理につきましては再度、委託をする業者と連携を取りながら、対応していきたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

現在、メーター当たり幾らなんですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

夏と冬に委託している分につきましては、メーター当たり55円でシルバーにお願いしているところでありまして。メーター当たりというのが、両サイドを含めてです。両サイドを含めて55円という形でお願ひします。

○委員（厚地 覺君）

はい、分かりました。同じく工事請負費の松永の資材置場整備は、医師会医療センターのための資材置場整備ですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この資材置場につきましては、今、河川の寄洲除去をやっております。あと急傾斜とか治山事業で良質な土が出た場合、そこにストックをして、また別な工事で使える場合は、その土を使ってもらおうという考えで、ストックヤード的な資材置場を考えております。

○委員（厚地 覺君）

あの1等地は何㎡あるんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

本年度2,387㎡購入しておりまして、今までありました隣接地が8,858㎡ございますので、計1万

1,245㎡の利用を考えております。

○委員（厚地 覺君）

4ページの牧園～霧島線は、広域農道を意味するわけですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

そのとおり広域農道でございます。

○委員（厚地 覺君）

この工事は県道の委託になりますか。地域振興局の。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

以前は県で管理をしていただいたですけれども、今は市道ということで市の予算で対応していきます。

○委員（厚地 覺君）

これが約2億6,000万円で5地区ですけれども、昨年はあそこも整備をしてもらったのですけれども、まだまだ補修箇所が多いのですよ。この金を来年は全共あるいは再来年は国体もあるわけですから、この半分ぐらいで一挙にやってしまう考えはないですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、御指摘があったとおり、牧園～霧島線は全体的に悪い箇所もございます。今回、隼人中学校の北側の隼中北～山王上線も事業を令和3年度で考えておりましたが、地域的にも山間部と市街地と。この事業につきまして、起債事業を利用しておりますので、それが令和3年度で終了ということもありますけれども、住宅街の隼中北～山王上線も早急な補修が必要だったものですから令和3年度ではこちらも入れさせていただいたところがございます。単年度でできれば一番よかったですけれども、予算上この金額で整備するように考えております。

○委員（厚地 覺君）

雪が降るものですから、スタッドレスで走るのです。道路は悪いし、物凄い音がするものですから、なるべく急いでいただきたいと思っております。それと宿窪田線、公有財産購入費が補償費だけ計上されていますけれども、これも何回も設計してやり直しやっているのでですけど、今度はどういう路線で、そしてどういう排水計画があるのか伺います。

○土木課道路整備第2グループ長（立山和幸君）

宿窪田線の排水路整備でございますが、現在、宿窪田線の市道改良が過去いろいろ計画されておりましたけれども、現道拡幅ぐらいの計画を考えております。まだ、具体的には市道改良のほうには着手しておりません。流末排水の形状が既設の地形的に水が山側に入っていくって浸透している部分があります。そこについて、今年度いろいろ調査をかけております。その成果によったものの用地取得費を600万円計上しております。

○委員（厚地 覺君）

何回も設計してやり直しているわけですから、今度こそ余り無駄のない、金を使わないようにやっていただきたいと思っています。それと、7ページの辺地対策道路整備事業、また今年も泉水～市後柄線の改良工事が出ておりますけれども、部長曰く、この路線はバックギアに入って年々年々事業計画が後退しておりますけれども、今回、幸い霧島が過疎新法で新たに指定されるようですけれども、今後はこの事業は相当進む計画はないですか。この事業を使われますか。

○土木課長（西元 剛君）

過疎対策事業につきましては、時限立法で令和2年度に一旦終了しておりますけれども、今度、法改正がありまして、新過疎法により継続という形になりました。霧島も過疎地域に指定される計画であります。泉水～市後柄線につきましては、辺地対策事業で同じ起債事業で一応やっておりますので、路線をできるだけ延ばして、早急な整備を計画していく予定ではございますけれども、まだほかにも路線の要望箇所もございますので、その辺を見極めながら、今後計画していきたいと考えております

○委員（厚地 覺君）

最後に参考までに、関平温泉大霧入口の工事ですけれども、前に3月18日8時半から5時まで、15時より3月27日の云々と、わけのわからない看板が立ってたですけれども、今回3月18日から3月27日まで8時半から5時となっておりますけど、時間帯は通勤あるいは帰宅の時間帯になるわけですから、これは厳守されますよね。業者にも徹底してお願いしたいですけれども。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

委員の御質問は、牧園湧水線の災害工事のほうになるろうかと思います。受注者は福地建設が受注しております。その通行止めにつきましては、看板設置等いたしまして、通行止めをする2日前には看板設置をして周知をしております。8時半から17時の作業につきましては、厳守するようにしていきたいと思います。

○委員（久保史睦君）

関連でお聞きしたいと思います。予算説明資料の3ページ建設施設管理課の道路維持管理事業のところで、厚地委員から工事請負費800万円についての質問がありましたけれども、三、四点聴きたいと思います。場所をもう1回教えてもらっていいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

医師会医療センターの入口の信号があると思いますけれども、それより真つすぐ北側のほうに行く、霧島方面に行きまして、松永地区の公民館があると思いますが、それより手前の左側になります。昔、養鰻場があった場所になります。

○委員（久保史睦君）

1点確認します。その土地は、元々市のものだったのか、それとも別の所有者がいたのか。ちょっと教えてください。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

先ほど課長から説明のありました養鰻場につきましては、市のほうで所有しておりました。県道側の方に2筆農地があったのですが、そこを令和2年度で個人の方から購入をいたしました。面積は約2,300㎡だったと思います。

○委員（久保史睦君）

1点確認します。ここは以前、開発公社から買った経緯がありました。何かなかったでしょうか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

開発公社のほうから、市が購入しております。

○委員（久保史睦君）

間違っていたらすいません。ちょっと確認させてください。ここは、企業誘致の場所として、この前説明があったような記憶があるのですけれども、そこら辺どうですか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

この件につきましては、令和2年度の予算委員会の中でもちょっとお話をさせていただいたのと、先ほど課長からの話がありましたが、現在予定しているのは、公共事業で出た土とかそういうのを、他の事業へ置く施設というストックヤードということで考えているところであります。以前は、企業誘致ということでもあったかとは思いますが、現在の予定ではストックヤードということで考えております。

○委員（久保史睦君）

近隣の土地を先ほど購入したと言われましたけれども、これは企業誘致の目的ではなくて、そういった資材置場の目的で購入したということで、まず理解していいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

資料置場、ストックヤードの目的で購入しております。

○委員（久保史睦君）

分かりました。そしたら企業誘致の件は結構でございます。相当な面積があるものですから、この場所、農振なのか一種なのか、どっちになっているのですか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

この場所につきましては、農振農用地域でありました。それで、今回購入に当たりまして農振除外、また、農地転用を終わらせて購入したところでもあります。

○委員（久保史睦君）

そこに800万円のお金をかけて、今回工事されるわけですけれども、最後に二つ聴かせてください。近隣の方から、農振を解くことへの理解をまず得られていますか。皆さんから。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この土地につきましては、うちの手続上では周辺の住民意見というのはございません。

○委員（久保史睦君）

ございませんということですね。分かりました。最後にお聴きいたします。800万円のこの工事請負費の内容について教えてください。積算根拠を教えてください。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

現在、農地になっているところですので、農地の部分に表土等がありますので、表土の除去をして土を入れるような体制をとる予定です。それとあと、県道からの入口が狭いということもありますので、その部分について隅切りと道路を広げる部分、それと購入した部分について、安全対策じゃないですけど、周りのほうに柵をしていく予定の工事請負費になります。

○建設部長（猿渡千弘君）

少し補足というか、話をしたいと思っておりますけれども、私どもの建設部の中で、いろいろな災害が起こるのでございますけれども、そういった場合に、土砂除去とかいった場合、一時的に仮置きすることによって作業効率をよくするという場合と、なおかつその土によっては再利用できるというところで、そういった仮置場、ストックヤードはないかということで、いろいろ検討した経緯がございます。その中で先ほど言いました土地開発公社から市が買ったところの土地というのが広い土地がございますので、そこを一体的に使うことによって、かなりの置場という形で使用できるということで、そのことについて用地を取得するというところで進めてまいりました。今回、あわせて河川、寄洲除去につきましては、県のほうでやっていたところでも、県のほうとしても、そういった寄洲除去を再利用していただければ、もっと寄洲が取れるということもあり、そういった相談等もありまして、そういった土もまた入れられるということも考えまして、その部分を決めたわけでございます。また、最終的にそこが田んぼのところからストックヤード土を入れることによって、先ほど言った隣の土地の所有と一体化になりますので、将来的には、そういった企業誘致とか、そういったことも可能な土地にもなろうかと思っておりますけれども、私どもとしましては先ほど言いましたように、そういったいろんな土の利用とか災害に対しての対応とか、そういった部分で、そこを選定して取得して、整備していきたいと考えております。

○委員長（前島広紀君）

こししばらく休憩します。

「休憩 午前10時33分」

「再開 午前10時48分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

○委員（前川原正人君）

説明資料の9ページでした。9ページの中で、寄洲除去ということで、今回、永谷川ほか4件ということになっておりますけれども、これはほかの4件はどこになるのかお知らせいただけますか。

○土木課主幹（八重山純一君）

寄洲除去は永谷川のほかで国分の芦谷川、隼人の木之房川、横川の二石田川、福山の二瀬元川を計



画しております。

○委員（前川原正人君）

それぞれこれは県の事業にのせたり、そういうのがあると思うんですけども、もうこういう部分を、例えば先ほど久保委員がおっしゃった、3ページの中で出てくる松永の資材置場整備事業ということで、こういうところにも活用していくという、そういう理解でよろしいですか。

○土木課長（西元 剛君）

寄洲除去全般について、良質な土砂があれば、そちらのほうに持っていくという形になろうかと思えます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、県のほうが、堆積土砂の除去、撤去で、2021年度新しい年度の中で16億円を計上すると、そういう方向が出てるわけです。ただその中で、その堆積の除去、撤去の新たな地方債の創設の中で、県内で大体160か所を除去するんですけど、ただし、140か所については、梅雨前に発注をするという、そういう方向を出してるわけです。その場合、今回のこの当初予算で全て対応ができるのか、まずはできない部分については、当初予算の中に盛り込まれているのかお示しいただければと思います。

○土木課長（西元 剛君）

土砂除去につきましては、今現在要望があったり、我々は現場を確認して堆積土砂があるというところを当初予算で計上しておりますので、基本的には梅雨前の対応になろうかと思えます。ただ、梅雨を見てみないと分からないですけど、また出水期になりますと、出水期後、台風後とか豪雨時の後、そのときにまた土砂が堆積するようであれば、また補正とか、そちらも考えて、緊急性を要するところであれば、また補正等も考えていかなければいけないかと思えます。

○委員（前川原正人君）

そのときには適切な対応を求めておきたいと思えます。それともう一つ、10ページです。総合治水対策で先日は現場を見させていただきました。その中でやはり不思議に思ったのが、現場を見ることは大切だということで認識をした次第ですが、その流末がいわゆるその田んぼのほうに、山側のほうに行くということになっていて、そのことで、今回、木之房地区の排水路工事ということで800万円が計上されているわけですけども、これはもう今回限りなのか、それとも、継続的にやはりその対策をとっていくというふうになるのかどうなのかお知らせいただければと思います。

○土木課長（西元 剛君）

木之房地区につきましては、現場でもちょっと御説明させていただきましたけれども、排水路の傾倒自体が国道223号を一応横断をして、そこから東側のほうに用排水路につながっているというような形状になっておりますので、具体的には国道223号の暗渠の横断部の改良とか、それから先、耕地課の関係等もございますので、どちらでするかというのはまた今後協議をしていきながら、対策をとっていかねばならないのかとは思っております。

○委員（前川原正人君）

不備があれば改善をしていく、対応していくというのは当然のことですけども、雨水管理総合計画の中では、施設整備の方針などの基本的な事項を定めることで、下水道事業における浸水対策を計画的に進めていきますということで、はっきりとうたっているわけです。ですから、ある意味、総合治水対策ということでの位置付けというのも必要性が出てくるのではないかと思うんですけども、付け焼き刃的なやつではなくて、やはり、全体を網羅した形での総合治水対策というのは、そういう計画というのは、やはりあるべき姿と思えますし、ここに特化して言えば、全体像としてどうするのかということがまだ見えてこない部分があるんですけど、それについてどう考えなのかお聞きをしておきたいと思えます。

○土木課長（西元 剛君）

基本的には雨水管理総合計画の下水道事業での実施と、それと今、木之房地区におきましても、雨

水管理総合計画、下水道事業の計画区域外になりますので、基本的には、そちらについては、総合治水という全体的な市域全体でその冠水対策を、基本的には農業用水から河川施設から農業施設から都市施設、全ての施設で対応していくという総合的な一応、治水対策になるんですけども、その中の一環として、下水道事業雨水対策が入ってきます。基本的には総合治水対策事業という計画というのは、もう作ってはあります。その中に、木之房みたいに部分的に低地であって、ちょっと浸水しますと。冠水しますというようなところの軽減対策の整備計画というのはいないんですけども、それをのせていけば、ちょっと細かなところまで全部のせないとはいけない。そこに特化した計画というのは、今後、作っていかねばならないのかとは思っております。

○委員（前川原正人君）

例えば、その年次の計画の中で進めていくというのは当然のことだと思います。ただ、全体像としてはまだぼやけているんですね。実際のところ。だから、今回こういう形で対応されるということをご否定はしないんですけど、大いにやるべきとは思いますが、ただ、普通、計画があって、その計画に乗かって、その上で少しずつ年次的に解消していく。そして進捗率がどれだけで、改善が進んでいくというのが本来の在り方なのかなという気がするんですけど、その辺が見えないものですから、そこは安心安全課であったり、所管がまたがったりする部分もあるんですけど、今後の協議事項ということで理解してよろしいですか。

○土木課長（西元 剛君）

今後そのような形で一応計画は作っていきたいとは考えております。路線ごとになるのか、全体的な地域ごとになるのかは分かりませんが、そういう計画は作っていきます。

○委員（山口仁美君）

予算説明資料の6ページ、公園改修事業についてお尋ねをします。この事業については予算額は全体で余り大きくないものではあるんですけども、使う方の安全を守るために非常に大事な事業ではないかと私認識しておりまして、毎年質問させていただいております。そこでお尋ねなんですけれども、この公園改修事業のまず流れをお伺いします。こういった経緯でこの予算が使われていくのか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

この公園改修事業の200万円ですが、現在、都市公園にあります遊具関係の不具合等についての修繕のための金額でございまして、点検等で判定が使用不可能とか、危険であるという判定を受けたものに対しまして修繕をする費用となっております。

○委員（山口仁美君）

指定管理のところが主に今はなっているかと思うんですけども、都市公園に関しては。例えば点検等でD判定だとか、C判定だとかつきますよね。そうしたときに使用不可能になっているもの等が中に入れるがために、きちんと管理をされていないがために、けがをするという事案がかなり多いのではないかなというふうに思います。先日の補正もそうでしたよね。先日の上床公園の補正もそうでした。その前にもここがこのような状況になっていると危ないのでどうにかできないかという御相談もしてあったと思います。この200万円の予算の執行に当たって、この間、事故もあつたことですので、この指定管理者との関係性を工夫されようとしている部分があればお伺いします。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

公園の改修につきましては、今指定管理者のほうで、年1回の専門家による点検、それから毎月各指定管理者においても点検を行っております。その中で不具合が見つかりましたら、先ほど桑幡サブリーダーが申し上げたとおり、その箇所の修繕というのをその都度行っているというのが現状でございまして、今のところ、危険性があるところというのは、ほぼそこまで間を置かずに改修ができていのではないかなというふうに思っているところです。改修につきましては、ちょっと時間が掛かるものについてはもちろん、テープ等を設置しまして、使用はできないように、一応警告をして、使わないようにということを行っているところです。

○委員（山口仁美君）

それほど間を置かずという発言がございましたけれども、先日、牧之原総合運動公園の複合遊具2個とも使えないですよ。あそこも、テープが切れていたりしてます。なので、そこ辺りをこの修繕の費用が結局足りないの、修繕の箇所が見付かっても長寿命化計画のとおりにはいかない。後回し後回しになってしまっ、B判定のものがD判定になっていく。その中で、まず、けがが起きないようにするというのは、一番最初に重要なことではないかと思うんです。なので、今おっしゃったとおり、段取りというのは、今までも去年も一昨年も説明を受けて、そのような段取りでされていると聴いているんですけども、この修繕の予算が足りないのであれば増額の要請等をして、けががないようにするべきだと思うんですが、そのような議論はなかったですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

200万円の修繕料ですけれども、今、指定管理者のほうで修繕できるものは、随時修繕もしながらなんですけれども、その指定管理者でできない部分は、業者に修繕していただいているところがございます。毎月点検をしております、もう危険だということではもう完全に締め切って使えないようにしております。今後、実際、いろんな公園でも、公園ができてから30年以上たつ公園などがあって、遊具が、施設もなんですけれども、大分老朽化してきております。今後、公園のそれぞれの必要性とか、そういうのも令和3年度に方針を決めて、令和4年度でまた今ある公園長寿命化の見直しも考えております。その中で交付金事業を使いながら、最優先の公園なども考えて、そういう遊具の更新とか修繕ができていければという考えでおります。繰り返しになりますけれども、公園の遊具につきましては、毎月点検して、危険な場合は締め切った状態にしております。修繕できるところは即修繕して対応しているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは11ページ、土木課にお尋ねいたします。下水道事業負担金事業ということで7億6,757万8,000円ということで計上がされております。この点について少し説明をお願いいたします。

○土木課長（西元 剛君）

当予算でございますけれども、前年度までは財産管理課のほうで予算措置をされていたものでございます。今回、土木課のほうでといたしますか、汚水処理に関する経費と雨水処理に関する経費を新たに、そちらの経費が追加されたことから、土木課での支出という形になっております。

○委員（松枝正浩君）

それでは、総合治水、雨水管理総合計画のみの予算というとらえ方ではなくて、ほかのものも入っているということでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

はい。汚水に関する経費と雨水に関する経費、両方ともということです。

○委員（植山利博君）

総務課から土木課へ移した背景ですけれども、結局、総合治水の対策のために、下水道に、今おっしゃるように、雨水を流すことによって、総務部から建設部のほうに移したほうがいだろうという背景があったという理解でいいですよ。

○土木課長（西元 剛君）

はい。おっしゃるとおりでございます。

○委員（植山利博君）

それで、その財源だけではなくて、下水道自体の運営補助に関わる部分も、総務部から建設部のほうに移ったという理解でいいですね。

○土木課長（西元 剛君）

はい。そのとおりです。

○委員（徳田修和君）

説明資料2ページの道路橋梁維持費の地方改善施設整備事業と、4ページの道路施設防災安全対策事業、この両方ともで集中北～山王上線のほうが出てくるんですけども、これは同じ工事区間とい

うか、ここら辺はどのような内容の事業になるのか確認をさせていただきます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

地方改善施設整備事業につきましては、真孝西～山王上線で、今、太陽光がある所から隣保館のほうに入って行く道路なんですけれど、その側溝が大分老朽化しておりまして、その改修工事になります。

○委員（植山利博君）

すみません。また関連なんですけれど。今の隼人中北、隼人中学校の北側にフェンスがありますよね。道路との仕切り。あのフェンスには、隼人中側のほうに幾らか入り込むと。あの道路の拡幅の信号の所ですよ。場所が分かりますか。隼人中の北西門の信号の所のあの辺は中学校の施設を少し削り取るという格好になるのか。であれば、何mぐらい入っていくのか、お示してください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

建設施設管理課で行う工事のほうは、隼人中学校の北側の道路の舗装の修繕になります。今、植山委員が言われたのは西側ということで、日当山線の改良になると思いますので、部署が都市計画課のほうになります。

○委員（植山利博君）

それではまず5ページです。都市公園管理のところで、委託料を国分地区16か所隼人地区、37か所と言われたわけなんですけれども、合計が37だったかな。ちょっとそこをもう1回。それと隼人地区等と書いてありますので、この等のところまで、ちょっと説明してください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

隼人等ということで、隼人の29の都市公園、あと、溝辺が区画整理の中の1地区がございます。これがまた8月には2地区増えまして3地区になります。あと横川が1地区、牧園が1地区、福山が3地区でございます。

○委員（植山利博君）

分かりました。それで、公園の使用料が40万1,000円計上されていますよね。口述書の5ページ、それから予算説明書の52ページですか。40万1,000円。この内訳について御説明ください。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

公園使用料の内訳についての御質問でございますが、ほとんどが電柱占用使用料等となっております。九電とかNTTとか電柱になります。

○委員（植山利博君）

10ページです。総合治水対策事業、委託料で国分・隼人地区排水路浚渫とありますけれども、この具体的な場所をお示してください。

○土木課主幹（八重山純一君）

令和元年度と令和2年度で、国分・隼人地区内の排水路関係についての浚渫をそれぞれ考えております。浚渫した後にまた集まってくる状況等もございますので、新年度につきましては、例年の予算の500万円程度につきまして、梅雨の前後を調査しながら対応を考えたいと思っております。

○委員（植山利博君）

ということは、予算付けをする段階では具体的に場所が限定されているわけではないという理解でいいですか。

○土木課主幹（八重山純一君）

はい。令和2年度で作業する中で、当初やっぱり考えていたところと、実際の時期になると大分変わってくる状況がございますので、支障があるところを調整しながら対応していきたいと思っておりますので、現在ではおおむねこういう形で考えております。

○委員（植山利博君）

見次周辺、それからもう日当山そうですけれども、非常に排水が悪いと。ちょっと降れば水がたまると。地域からの要望は届いていると思いますので、地域の皆さんの声にしっかりと耳を傾けた上で、

この予算を活用して適切に対応を求めておきます。

○委員長（前島広紀君）

委員外議員でよろしいですね。

○委員外議員（宮内 博君）

2点ほどお尋ねをさせていただきたいと思いますが、説明資料の9ページと3ページに関連することですけれども、先ほど松永地区の資材置場の関係で議論がありました。面積的には1万1,500㎡を超えるということであったわけですが、昨年の予算委員会の中でもちょっと議論をした経過があるんですが、鹿児島県は、先ほど前川原委員からもありましたように、今年16億円の予算を付けて、堆積土砂等の撤去をより促進するというので計画を進めているようです。霧島市内にも2級河川、かなり広範囲にあるわけですが、この1万1,500㎡の松永のいわゆる資材置場ということで、準備をする。ここは、先ほど部長からもありましたように、堆積土砂等を集積するというのであったわけですが、当然、県のほうで管理をしている2級河川の堆積土砂の資材として活用できるものについては、ここに運び込んで活用していくと。そういうようなこの理解でよろしいのかどうか、確認をお願いします。

○土木課長（西元 剛君）

議員がおっしゃるとおり、2級河川、若しくは普通河川、準用河川の浚渫土砂について、良質な土砂については、一応そこにストックする予定でございます。

○委員外議員（宮内 博君）

あともう一つは駅東の区画整理事業の関係でも、これらの関係のいわゆる資材として活用できる土砂については、昨年から活用しているということでもありますけれども、今年はその件についてはどういうふうになっていますか。

○土木課長（西元 剛君）

区画整理につきましては令和2年度にも河川の寄洲、また急傾斜などの土砂等につきましても入れていただいたところでございますけれども、令和3年度につきましては、今まだ、区画整理のほうからは、そういう打診はないところでございます。河川については。

○委員外議員（宮内 博君）

政策的にはそういう位置付けをするということで、部長、引き続き取り組んでいくという理解でよろしいですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

工事につきましては、当然、切土、残土処分する部分と盛土をする部分というのがありますので、その盛土をするところにつきましては、いろんな工事で出た土を再利用するという部分等も当然考えながらやりますので、その中で、河川の寄洲等についても使える部分については、使いたいというふうに考えておりますので、その区画整理だけではなくて、いろんな工事について、活用できる分には、活用していきたいというふうに考えています。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今の松永の資材置場に関連してなんですけれども、昨年度、松永の平熊地区のほうの市道春山線が大規模に壊れて今、災害復旧を発注したところですが、その土砂も、この土地を利用しながら、いろんな木や石がまざっておりますので、そういうのを利用しながらできればと考えているところでございます。

○委員外議員（宮内 博君）

もう1点、10ページの総合治水対策の関係でありますけど、今年度は木之房地区の排水路工事ということで、予算計上がなされているんですが、これは2020年の段階で、国の交付金事業を活用して、総合治水対策事業を進めていくんだということで、本年度は、本格的に、その事業が始まる、そういう初年度になるかというふうに、私自身は認識をしてるんですが、予算的にはこれしか出てきてないというようなことではあるんですが、その進捗状況と、今年度どういうふうになるかと

しているのかについて、ちょっとお示しいただけませんか。

○委員長（前島広紀君）

今年度というのは令和3年度ですね。

○委員外議員（宮内 博君）

もちろん、当初予算ですから。

○土木課長（西元 剛君）

総合治水対策事業、土木課の分につきましては、基本的には、下水道事業区域外の事業を令和3年度から実施していくと。下水道計画区域内につきましては、下水道事業の交付金事業で令和3年度から実施していくということでございますので、土木課の予算としては、この予算で計上してあるということでございます。あとの交付金の事業の予算につきましては、下水道事業のほうで計上してあります。

○委員（植山利博君）

ちょっと確認をします。先ほどの9ページの河川等維持管理事業なんですけれども、これは、先ほどおっしゃった河川についても全て市が管理をする準用河川の予算だということですか。先ほど前川原議員のやりとりの中で県とのかかわりも少し出たような気がしますので。これはもう完全に市の準用河川だという理解でいいですね。

○土木課長（西元 剛君）

河川等維持管理事業につきましては一財でございますので、市で管理をする準用河川、普通河川の経費でございます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

愛甲委員からの質問であったんですけども、予算説明資料の2ページですが、道路維持改良事業の完成年度ですけれども、側道木佐貫桑迫2号線を令和4年度と言いましたけれど、令和5年度に修正をお願いします。あと横川の向植村1号線を令和3年度と言いましたけど、令和4年度までかかる予定でございますので、修正をお願いします。

○委員（愛甲信雄君）

向植村1号線、令和4年で間違いはないですね。ここは救急車も何も通らないところだから。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

はい。令和4年度で完成いたします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設政策課、建設施設課、土木課への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時21分」

「再開 午前11時23分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建築住宅課と建築指導課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建築住宅課に関する令和3年度一般会計予算について、御説明いたします。予算説明資料12ページ、予算に関する説明書191～192ページ、(款)8土木費(項)1土木管理費(目)1土木総務費、土木総務費3億3,665万5,000円のうち建築住宅課分は、省エネモデル住宅管理事業の424万4,000円で、省エネ設備や工法等の見学を通して、地球温暖化防止など環境への関心を高め、省エネ設備の普及促進を図るものです。内訳は、会計年度任用職員による直接管理の報酬、光熱水費、委託料等です。予算説

明資料12～14ページ，予算に関する説明書209～210ページ，(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 (目) 1 住宅管理費，住宅管理費 5 億3,901万8,000円のうち主な事業として，市営住宅浄化槽改善事業は3,537万4,000円で，合併浄化槽などへの切り替えや下水道への接続を行い，放流水質の改善を図るものです。委託料は，横川地区の第二山住住宅の浄化槽改善のための設計業務などです。工事請負費は，溝辺地区の第一陵南団地の単独浄化槽を合併浄化槽へ切り替えるほか，隼人地区の住吉団地の下水道接続工事の経費です。市営住宅維持管理事業は 2 億6,700万7,000円で，修繕料は50万円以上の修繕，委託料は指定管理者制度による管理業務委託や草刈業務委託，公営住宅等長寿命化計画の見直しなどの経費です。市営住宅改善事業は7,026万8,000円で，委託料は国分地区の大野原団地 6 号棟ほかの個別改善，新清水団地11号棟ほかの外壁改修の設計業務です。工事請負費は，国分地区の大野原団地6号棟の個別改善，新清水団地11号棟の外壁改修工事で，これらの財源は，社会資本整備総合交付金を活用しています。老朽住宅除去事業は3,873万円で，用途廃止団地などの中で退去済み住宅を解体するものです。解体となる対象戸数は，24戸分を予定しています。その他，老朽住宅からの移転補償費30戸分を計上しています。住宅使用料収納事務は570万9,000円で，主なものは会計年度任用職員の報酬，収納に係る通信運搬費，明渡し訴訟に係る手数料などです。住宅使用料については，6 億6,546万7,000円を見込んでいます。住宅新築資金等貸付事業は 4 万3,000円で，住宅新築資金等の償還回収に係る通信運搬費などです。特定財源の国県支出金2,574万円は，社会資本整備総合交付金2,166万4,000円，公的賃貸住宅家賃対策調整事業費163万2,000円，循環型社会形成推進事業費201万2,000円などです。その他財源は，市営住宅使用料，駐車場使用料などで 5 億1,327万8,000円を計上しています。予算説明資料14ページ，予算に関する説明書209～212ページ，(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 (目) 2 住宅建設費，住宅建設費の3,801万3,000円は，人件費と市営住宅建設総務管理事務事業の50万2,000円で，市営住宅の整備に関する一般事務費です。予算説明資料15ページ，予算に関する説明書253～254ページ，(款) 11災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 2 住宅施設災害復旧費，住宅施設災害復旧事業は1,940万円で，本年 1 月に火災のあった敷根桜橋榑団地の復旧に伴う設計業務の委託料と工事請負費のほか，災害により被災した市営住宅の原形復旧を行うための修繕料と委託料です。特定財源のその他財源1,940万円は，建物総合損害共済災害共済金です。

#### ○建築指導課長 (谷口比寿志君)

建築指導課に関する令和 3 年度一般会計予算について，御説明いたします。予算説明資料16～17ページ，予算に関する説明書191～194ページ，(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (目) 2 建築指導費，建築指導費9,332万4,000円の主な事業として，建築確認審査・検査事務事業費348万4,000円は，建築基準法に基づく建築主事を置き，建築物に関する関係法令への適合について審査・検査を行うための経費です。建築物耐震改修促進事業の8,567万3,000円は，現行の耐震基準が施行される前に建設された木造住宅及び耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者が実施する耐震改修等の費用の一部を補助するための経費です。民間建築物アスベスト等対策事業の25万円は，建築資材等へのアスベスト含有の有無を確認する建物所有者に対し，分析の費用を補助するための経費です。空家等対策事業の391万7,000円は，空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき，空家等対策協議会の開催経費となる報酬，旅費等や，空家所有者を特定するための調査などの委託及び空き家等解体撤去工事補助を行う経費です。特定財源の国県支出金7,558万6,000円は，社会資本整備総合交付金284万円，地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費6,266万5,000円，建築物耐震化促進事業費988万7,000円，権限委譲交付金等19万4,000円です。その他財源329万円は，建築確認申請手数料等です。



○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

建築住宅課の説明資料14ページです。老朽住宅除去事業ということで、市内一円と載っているのですが、これは、恐らく各地域別の古い木造住宅、一戸建てではないかなど。平屋の木造住宅かという思いはしますけども、どこ地区は何戸というものをお知らせください。

○建築第1G長（迫 則男君）

来年度は、国分地区が2戸、横川地区が7戸、牧園地区が7戸、霧島地区が4戸、隼人地区が4戸、福山地区が8戸を予定しております。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、予定で申し上げましたが、この後、解体して、1戸だけ残るということがあったりしますので、今のところ、今のような計画でおりますが、場合によっては少し戸数が変わる可能性があるということとは御承知ください。

○委員（下深迫孝二君）

これは全部一戸建て住宅ですかね。

○建築第1G長（迫 則男君）

一戸建ての木造住宅と簡易耐火構造の長屋タイプの平屋建ての分になります。

○委員（下深迫孝二君）

一戸建てが何戸で、長屋が何戸というのを、まず、お知らせください。

○建築第1G長（迫 則男君）

国分地区の3戸が平屋です。横川地区の2戸が平屋です。霧島地区が8戸になりまして、こちらは簡易耐火構造の長屋タイプの平屋建てです。隼人地区が3戸になりまして、木造の平屋建てです。福山地区が8戸になりまして、簡易耐火構造の長屋の平屋建てです。

○委員（下深迫孝二君）

やはり、まだまだ古い一戸建てとか長屋の住宅がたくさん残っているようですけれども、今後、壊さなければならないのは、あとどのくらい残っているのかお伺いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君） 課長。

あと何戸解体するのかということですが、現在の長寿命化計画で用途廃止と位置付けている住宅で、残っている団地が299戸あります。

○委員（久保史睦君）

今の関連で教えてください。14ページ、老朽化住宅除去事業について。この1番下の段の移転補償513万円が計上されておりますけれども、この内容を教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和3年度に用途廃止住宅から退去される方への移転料を1戸当たり17万1,000円支払うということで、30戸を予定しております。

○委員（前川原正人君）

13ページの市営住宅等の指定管理委託と市営住宅跡地草払い等の委託、長寿命化計画の策定業務委託、これが今回の5年ローリングの中で、今後、行われていくわけですが、全体で1億8,655万5,000円。ここが全体の金額になっていますが、指定管理料、草払い委託、長寿命化計画の策定業務委託、それぞれの金額は幾らになるのか、お示しいただけますか。

○住宅G長（和田清仁君）

委託料の中身ですが、指定管理委託料で令和3年度が1億7,422万4,600円です。市営住宅跡地の草払い等で400万円を見込んでおります。あと、長寿命化計画の業務委託料で800万円を見込んでおります。その他に指定管理に入らない団地がありますので、その分のポンプの業務委託などの細かい部分が、残りの委託料になります。

○委員（前川原正人君）

例えば、公営住宅等長寿命化計画の策定の業務が、令和3年度の当初予算で大体880万円ということでお答えいただいたわけですが、この結果が出るのはいつぐらいを予定しているのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

長寿命化計画の見直しが800万円ということです。令和3年度に見直しをしまして、令和3年度末、令和4年3月に策定を完了する予定です。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、先ほど下深迫委員からもありましたとおり、今現在の公共施設マネジメント計画で見た場合、299戸ということですね。また、新たな見直しをすると、当然増えていくという理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

10年間の長寿命化計画を立てております。現在の長寿命化計画は平成29年度からの10年間で、今、4年間終わった時点で残りが299戸という発言をさせていただきました。これから見直しをしまして、令和4年度から10年間のものになりますので、10年スパンのうち半分で見直しをしております。また、次の10年となりますので、その辺については、また、10年後の計画になりますので、解体しなければいけない数が増えると考えております。

○委員（前川原正人君）

マネジメント計画の10年間の計画で、5年ローリングと見直しをしていくわけですよ。当然、老朽化も進んでいきますし、新たに建てれば建てていこうし、今ある施設をどうするというので見直していくことになるのですけれども、まだまだ増えていくという理解でよろしいですよ。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、霧島市は、管理戸数が他の市町村と比べて非常に多い状況であります。それを踏まえすと、今後もっと解体していかないといけない住宅が増えるものかと考えております。

○委員（前川原正人君）

それともう1点、14ページの住宅新築資金等貸付事業も、旧隼人町からのものがずっと残っているわけですが、令和2年度末で、大体どれぐらいの残高になるのか。そして、新年度での徴収見込額をどの程度目標を持っていらっしゃるのか、お聴きをしておきたいと思っております。

○建築住宅課課長補佐（壺田信幸君）

令和2年度の2月現在で、未収額が2億7,399万3,612円になります。徴収率ですけれども現年度が令和2年度で終わります。令和3年度は、もう過年度しかなくなるのですけれども、過年度は、今現在で0.66%と少ないのですけれども、高齢になって支払いが滞る人も出てくるのですけれども、2,000円とか3,000円とかもらっているのが現実です。今後も、粘り強く、少しでも多く徴収率をあげるように頑張りたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

どうしても借りたものはお返しいただくというのが、大原則なんですけれども、この中で、不納欠損として扱った事例がありますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金については私債権と判断しておりますので、不納欠損として落とした例はありません。

○委員（前川原正人君）

すると、今後も引き続き努力をしていく。借りたものを返していただくということにやっぱりなるんでしょうね。そういうことでよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

完納した方もいらっしゃいますので、今後も引き続き、返済いただくように努力していきます。

○委員（植山利博君）

関連ですけれども、不納欠損という形はとれないと思うんですけども、その徴収に対するコスト、それから徴収できる過年度分、その辺を勘案して総合的に判断して、債権放棄というような議論はなされたことはないんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この徴収できていない金額を解消する方法としては、今言われましたが、返済いただくか、後は債権放棄という方法があります。債権放棄については、議会の承認も必要になってくるものというふうなことは理解しております。一方では、全て完納された方もいらっしゃいます。その整合性というか、そういう方々たちへの配慮、行政の公平性ということを考えますと、今の時点では債権放棄ということではなくて、徴収するという考えでいます。

○委員（植山利博君）

当然、公平性ということを考えれば、完納された人もいらっしゃる。これはもう毎年議論になることですので、今おっしゃったように、もう現年度が終わって、過年度分になっていくと。そして、高齢化して、もう亡くなられた方もいる。どっかの時点で、やはり合理的な対応をすべきだということは思いますので、今後、将来に向けて、債権放棄ということも視野に入れてしっかりとした議論を求めておきたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

13ページ、市営住宅維持管理事業の委託料、市営住宅等指定管理についてお伺いを致します。現在、指定管理が導入されまして、事業を行っているわけですけれども、現在の状況がまずどのような状況であるのか、お示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

状況ということですが、今のところ、指定管理者にお願いしているのは住宅の管理、修繕、清掃業務委託、そういうことを委託しております。9月の末から10月にかけてアンケート調査を行っております。このアンケート調査につきましては、指定管理者になっても、指定管理者と接触していない、接触というか、関係性を持っていない方、普通に修繕を委託しないとか、依頼しないとかとなれば、指定管理者と話をすることもありませんので、そういう方々を除いて、指定管理者に依頼をしたとか電話したことのある方にアンケート調査を行っております。その中で満足度というのがありまして、営業時間、電話対応、窓口対応、修繕対応、相談対応というところにおきまして、そういうところをアンケートを取ったんですが、全てにおいて、満足、やや満足、普通というところ、7、8割占めているような感じです。

○委員（松枝正浩君）

導入してなかなか手探りのところもあられると思うんですけども、実績があるということで業者を選定していたわけです。そういう中で、令和3年引き続き指定管理をされるということで、当初、指定管理を結ぶときと令和2年結んで、そして1年経としておりまして、令和3年において、その指定管理の内容が変更になるとか、追加になるとか、そういったものがあるのかどうか、お示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理の業務につきましては、3年間依頼をするということで、協定を結んでおりますので、内容については大きく変わることはありません。ただ、我々も指定管理者に依頼しまして、正直なところ、100点は取れてないところもあると思います。我々も、初めて指定管理者に任すというところ、どこまで任していいのか、我々がやるべきところというところも手探りでやってきましたので、今後その辺をもっと連携を深めて、よりよい住宅管理に繋がるように努力していきたいと考えています。

○委員（愛甲信雄君）

17ページの民間建築物アスベスト等対策事業でお伺いいたしますが、毎年どれぐらいの依頼があつて、この25万円というのは検査の補助金と書いてありますが、何件分ぐらいの想定をしているんです

か。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

このアスベスト対策事業につきましては、全てに対する市民の不安解消、そういったものを図るために、平成24年度から事業を開始しております。これまでに2件実績があります。ちなみに昨年度も4件ほど相談があったところですが、事業化には至っていないという状況になっております。この事業費につきましては25万円、これは補助制度の中で25万円を限度に補助するという規定に載っておりますので、この限度額25万円を計上しております。ちなみに、一般的に含有調査を要する費用というのは、1か所当たり大体3万円から5万円というのを把握しておりますので、これから逆算しますと、大体5件程度になろうかと思えます。

○委員（愛甲信雄君）

その4件の依頼があって、それが検査をしなかったというのは、どういう意味だったんですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この4件相談があった中身につきましては、それぞれ、住宅の所有者の方でありまして、よく和室の壁にきらきら光る壁があると。これをアスベストじゃないかということで御相談を受けました。実際調査をしたところ、これはアスベストではないということで、本来の事業に当たらないということだったものですから、こういうことで事業化に至ってないということになっております。

○委員（徳田修和君）

12ページ、住宅管理課のほうにお伺いします。市営住宅浄化槽改善事業のほうですけども、工事請負ということで、溝辺、隼人それぞれ出されております。それぞれ工期を、どの時期でどのぐらいの期間でというふうに予定をされているのでしょうか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

浄化槽の工期につきましては、一応、今、契約課のほうから発注見通しというものを出すようにと言われておりまして、今のところでございますと、第2四半期若しくは第3四半期ぐらいになろうかと思うんですけども、一応、事業の流れと致しまして、団地の説明をしないとイケないとか、入居者へのお知らせをしてから工事に着工したりとかというものもございまして、今のところ第2四半期、若しくは第3四半期というぐらいの御回答になります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

特に第1陵南団地につきましては、交付金の内示がないとちょっと着工できないということで、その辺の内示次第では第3四半期を目標にしておりますが、若干ずれる可能性はあります。

○委員（徳田修和君）

はい、分かりました。あと、これは一般的にでも構わないんですけど、1棟につきどのぐらいの期間、この工事は掛かるものですか。1棟が1日で終わる作業量になるのか、その辺の確認。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

浄化槽を設置するということになりますと、注文してから物が特注だったりしますので浄化槽自体がくるのに時間が掛かります。それから、大体半年ぐらいを思っているのですが、実際、入居者自体に制限がかかる。水を出さないでくれという制限がかかる時期は、やはり、朝、近くまで配管を持ってきて、朝の水を使う時を避けて、その日のうちに使えるようにするとかというような形で、1日丸々排水ができませんよというような形にはしないように考えています。

○委員（徳田修和君）

そのところなんですけど、そういう配慮をされるということですけども、団地ですので相当数住まわれていると思いますので、この工事費の中に例えば下に仮設トイレ等を設置するというような費用もこの中に含まれてこないのか、またそんな計画があるのかなというところを確認させてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今まで浄化槽の設置工事や、下水道への接続工事を行ってきた件数はたくさんあります。ただその中でも仮設トイレを提供したということはありません。前々から通知をして、何時から何時は使えま

せんよというような形を通知しておりますので、今回も予定はないところです。

委員（植山利博君）

関連なんですけど、今その住宅管理費のところ下水道につなぐ受益者負担金が発生していますよね。これは5年の2年目とか1年目とかあるわけなんです。これは受益者負担金ですから、市が下水道のほうに払う受益者負担金なわけですけども、これは完納奨励金のことを考えれば、もう一括で納入するというような議論はないものなんですか。どうなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

下水道のほうと調整しました。ただ、完納奨励金の対象にはならないということでしたのでこのようにしております。

○委員（植山利博君）

対象にはならないということなんですけど、確認ですけども、当然、入居者の負担には全くつながらないという理解でいいですよ。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

入居者の負担にはならないということです。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 正 午」

「再開 午後 0時57分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。質疑はありませんか。

○委員（松元 深君）

13ページ、市営住宅改善事業でお伺いいたします。個別改善事業を始めてからもう大分経っているんですが、国分、隼人は大分進んできてると思うんですが、例えば、あとの五つの町についての個別改善は計画をしていくのかお伺いいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、国分、隼人で個別改善を進めておりますが、過去の例で溝辺が2棟行った経緯と福山が1棟行った経緯があります。今後なんですけれども、やはり、個別改善工事、入居率の高いところとってはおりますが、一方では、中山間地域のほうも個別改善をすることによって、入居率を高めていきたいと考えておりますので、来年見直しをする段階で、どの団地を入れていくかというところをまた検討していきたいと思っております。

○委員（松元 深君）

途中でもいいですので、ぜひもう古くなって改善しないととても入れないような状態。前にも聞いたんですが、例えば、二つの部屋を一つにするような改善というのは計画がないのかお伺いいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、個別改善工事としましては、お風呂とか台所、洗面所というところをきれいにしております。二つの住戸を一つにするというのは県が以前やっております、非常にそうすると工事費も掛かるといってもありますけれども、面積が広がります。面積が広がると家賃もまた高くなるということもあまして、現在のところ、2戸を1戸にまとめるという計画は考えていないところです。

○委員（久保史睦君）

説明書の14ページ、老朽住宅除去事業、先ほどちょっと聞いたんですけども、先ほど聴かなかつたので、改めて聴かせていただきたいと思っております。この補償の件で30件、17万1,000円の均等割ということで、先ほど御説明をいただいたところでございますけれども、今、老朽住宅に入ってらっしゃる

方で、例えば公的税金支払いが滞っていらっしゃる方たちの場合にも、そのまま17万1,000円をお渡しするのか。またこの予算計上が513万円という結構大きな金額が組まれている当初予算になってますけれども、恐らくまだ二百数件、このような住宅があるということであれば、今後も毎年同じような予算が組まれていくような形になるのかなというところをすごく懸念するんですけれども、そういった部分で、この補償はどういうふうになっていきますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

移転をしていただく方につきましては、住宅使用料の滞納がないことは前提になっております。全て完納して移転していただくと。市税の滞納については、入居の際には確認はしておりますが、移転の際には確認はしていないところです。もう一点は、今後こういう形で続けていくのかということですが、今までもずっと同じような形で、こういう移転補償を出しながら続けてきております。これをやるところは、用途廃止の住宅だけですので、これも今後もやはり、移転していただくということには必要な経費だと考えておりますので、継続していきたいと考えています。

○委員（久保史睦君）

入居していただくときに確認をしていただいて、それからこのいわゆる老朽化住宅というふうに、ここに名前がついているわけですがけれども、それ相応の長い年月がたって住んでいらっしゃる方もいらっしゃると思います。恐らく公平性という部分で考えれば、例えば市税であったり公的税金を滞納している方に対して、そこら辺の調査をしたりとか、そういうことは今後も考えていらっしゃるということですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

入居の際には、確認はしているんですが、こうやって今回移転する場合には、うちの都合で出ていただく、転居していただくということでありまして、確認をして、今後もしない予定ではいいますが、基本的には市税等の滞納がないことが市民の役割というか、義務ですので、そういうところについては、ちょっと今後検討する余地があると考えています。

○委員（久保史睦君）

やはり今おっしゃられたように、これ義務なんです。市税というものは、義務という部分で考えれば、なぜ今までの段階で検討されていられなかったのか。そうすればこのような大きな金額を予算措置しなくてもよかったのではないのかなという部分がありましたものですから、先ほど質問させていただきました。またそこは検討していただきますよう要望しておきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この17万1,000円につきましては、市税の滞納があるとかっていうのはちょっと別問題で、移転する費用ということで計上させていただいているところです。

○委員（久保史睦君）

もう答弁良かったんですけど、そう言われたら僕も質問したくなるので。移転する費用というのは、移転する費用を17万1,000円計上してるわけではないですか。これの出所は公的税金ではないんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

はい。公的税金というか市営住宅の使用料からになります。

○委員（久保史睦君）

いや、市営住宅の使用料からというか、全般的に税金を投入してることに変わりはないわけですよ。そうすると、義務だという部分で今お答えされましたけど、答弁がおかしくなると思いますよ。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時03分」

「再 開 午後 1時04分」

○委員（前島広紀君）

再開いたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅の移転料につきましては、うちの計画的な解体に伴って発生する、移転していただくということになりますので、住宅使用料を充当しているということで、住宅使用料の未納がないことは確認させていただいて、それで移転料を支払っているというところですよ。

○委員（厚地 覺君）

溝辺あるいは横川の浄化槽が合併浄化槽というところがありますけれども、牧園は合併浄化槽はおろか浄化槽もないわけです。特に南住宅に関しては築50年以上経過しております。これも建て替えの計画はないわけですが、特に、川路課長も御承知のとおり、目の前にスーパーがあるので。汲み取りがあれば準薩摩香水のにおいをふんぷんさせてやっているものですか、牧園の計画はないんですか、こういうのは。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、浄化槽への切替えの計画につきましては、用途廃止や建て替えになっていないところを、今後維持し続けていくというところを考えております。それ以外については、建て替えや用途廃止をする可能性があるのですが、その改修の計画がないというところになります。

○委員（厚地 覺君）

それなら、南住宅は建て替えの予定があるんですか、ないんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在の計画の中では、建て替えの計画はないところですが、次期建て替えというか、今度の2026年度以降に建て替えになる可能性があるという位置付けになっています。

○委員（厚地 覺君）

それと、この住宅はサッシもないんですよね。だから、閉めるのにガタピシガタピシやっていますから。まだ先の話ですから、サッシぐらいは付け替えてやってはどうなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

大規模にその団地全てをそういう改修という計画は持っていないところですが、現在でも、戸の開きが悪かったりとかいうところに関しては、改修を行っているところです。ただ、全てをサッシにできるかという、ちょっと今のところ計画はありません。

○委員（植山利博君）

13ページです。市営住宅の改善事業。ここで、大野原団地とかそれぞれ外壁も塗りかえされますけど、中の設備の改修をされますよね。どういう改修なのか、少し内容をお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

個別改善工事ではベランダに給湯器を設置して、台所、洗面所、浴室にお湯が出るようにします。洗面所につきましては、洗面台を化粧キャビネットに変えまして、浴槽については、いわゆるユニットバス等にしましてシャワーを完備します。電源につきましても今、20アンペアぐらいがどこも容量としてありますので、これを40アンペアまで上げられるようにするという改修です。

○委員（植山利博君）

もう既に工事が終わったところは非常に喜ばれていると。大変喜ばれているということをお聞きしております。それで、前回も言ったんですけど、その工事に入るときには、中の工事をするわけですから、その住居されている方との関係ですね。まずは工事のときには、居住者には在宅してくださいというふうに言われているというふうに聞いています。そこで、お仕事があったりするわけですが、この関係性をバランスよくといますか、お互いが仕事の手順、それから居住者の御都合、調整をうまくとりながら進めることが重要だというふうに思っているんですけども、過去において、そういうような苦情とかトラブルはなかったのか。もしあったとすれば、それをどう改善すればいいのか、少しお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）



過去において、工事に入る前にはやはり非常に不安がっていらっしやったのは事実です。いつ休みを取ればいいのかというようなところがありまして、私たちも説明会をします。着工前に説明会をして、その中でいつぐらいから工事が入りたいということ等、アンケートをとりまして、向こうの希望をする日時を聴きまして、それで説明会をしてすぐ工事するというわけではなくて、材料を頼んだりありますので、入居者の都合に合わせるような形で工事を組んでやってきていますし、今後もやっていきたい。一度出ていただいてから工事をすると、非常に工期もといふかなかなか事業が進まないところがありますので、入居者には非常に御迷惑を掛けるんですけれども、よくなるということと御理解いただいて、今後も進めていきたいと考えてます。

○委員（植山利博君）

出来上がれば非常に喜んでいらっしやいます。ですから工事に入るときには、今、課長が言われたような取組を今後もしっかりとされることを求めていると思います。

○委員（前川原正人君）

17ページの建築物、耐震改修促進事業ということで予算が予定をされているわけですが、今回、耐震補強設計・耐震改修補助で8,244万3,000円ということになりますけれども、これは何件を予定した予算計上ということになってるのでしょうか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

特定建築物耐震改修8,244万3,000円を計上していますが、これにつきましては、耐震診断の義務があるホテル1施設についての実施設計、それと耐震改修にかかる費用を計上しております。

○委員（前川原正人君）

1施設ということですが、要するに、これで大体耐震調査をして、問題があつて、補強しますよね。そうすると、そこ辺の財政的支援っていうのは、もう全てホテル側が持ち出していくという、そういうことになるんですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今回のこの制度につきましては、補助対象となる経費、これの約44.8%を補助の対象としております。ですから残り55.2%、これについては事業者のほうで負担いただくということになっております。

○委員（前川原正人君）

それとアスベストの関係ですが、これが確認された場合、後の救済措置というのはどのようになるのかお示しいただけますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

現在、本市のほうではこの分析に関わる費用の補助ということでやっております。実行費用に対する補助というのは、現在のところやっておりません。ですから、市としてもまずは、この分析用の補助を通じまして、アスベストに対する市民の意識の向上を図ることが重要であると考えておりまして、除去費用に対する補助、これについては今後検討していく必要があるのかなと考えております。

○委員（前川原正人君）

私は知る範囲内では、今度は国の20年度の補正予算の中で、新規事業に対しまして、ICT化の推進事業で、そういうのも大いに活用して、情報収集しなさいということで、通達ないし国の予算が認められたわけですが、市のほうにはそういう情報等についてはまだ来ていないということなんですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今のところ、うちのほうでは確認をしておりません。

○委員（前川原正人君）

ちなみに昨年5月に、国会のほうで、大気汚染防止法改正を受けまして、アスベストの飛散防止の総合対策費というのがまた増額されてるんですね。ですからそのうち、市のほうにもまた何らかの形で通達ないし通知が来るとおもうことを申し添えておきたいと思っております。それともう1点、空き家対策の関係ですが、この中で、要するに、これもなかなか難しい問題が横たわっていると思っております。

というのが、個人の財産ですので、財産権に関わる部分に手を付けるわけですので、例えばどうしても除去したくても、代執行ということでやったとしても、その代金をまたその責任者に負担いただくということで、なかなか難しさもあるんですけども、これまでの議論の中で、これでいくと、限度額30万円が一つの上限としてあるわけですけども、もう少し危険家屋の撤去の速度を上げるためにも、補助金を少しでも増額するとか、そういう議論というのはなかったものですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この空き家の解体補助につきましては、委員が指摘のとおり、個人の財産ということがありまして、所有者自らの責分で適切に処理させるのが本来の姿であるということで、行政としても、最低限の支援として創設しているところでございます。これにつきましては、今回、見直しを行いまして、今年度から建築指導課のほうで実施しているところですが、これに先立ちまして、見直しの検討する段階で、県内各市町村に問いかけをしたところ、約9割に当たる市町村が30万円という状況でございました。ですから、こういったところを踏まえながら、本市としてもこの30万円というのを維持しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほども申し上げましたとおり、個人の財産権に関わる問題なので、なかなか扱いにくいというのがあります。これが田舎の中山間地域で山の中にある家だったら、ほとんど何も影響はなく、そのまま放置していても問題はないという、そういうのもあるわけですけども、逆に下場地域で人家がたくさんある所になると、この問題というのは避けて通れない問題が必ず出てくると思います。ですから、そういう点では今後の課題として、もう少し霧島市の危険家屋除去を進めるのであれば、様々な補助事業を使ったり、そしてまた解体のための補助の金額の上乗せ等も検討が必要だということを目指しておきたいと思えます。それともう1点は、ちょっと前後しますけれども、住宅使用料の関係で、歳入で6億7,255万1,000円、これが、いわゆる住宅使用料として入ってくると思えます。ただ、この中には、いわゆる減免をされている方たちというのは入っていないというふうに理解をするんですけども、前年の実績等を踏まえながら、今年の予算組みをするわけですけども、その中で減免をするであろう、されるであろうという件数が幾らぐらいあるのか。また、その金額はどの程度になると想定されていらっしゃるのか、お聴きしておきたいと思えます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅使用料の減免につきましては、本人申請というところから行っているところです。令和元年度の過去の例でいきますと、入居可能戸数に対して2.3%程度の方が申込みしているところであります。今年度も100件、670万円程度を減免しているところでありますので、次年度も同じような形になると想定しております。

○委員（前川原正人君）

これはあくまでも申請主義なんですけれども、例えば、申請主義と言っても、ある一定程度の65歳以上でしたかね。老齢控除がありますよね。120万円の控除があると思うんです。もうそうしますと、年金暮らしの人たちというのはほとんど半額になるんですよ。ですから、役所の業務というのは、サービス業ですので、幾ら申請主義と言っても、移転をして、何年かたてば家賃が元に戻っていくわけですので。そういう人たちを少しでも救済というか、減免申請をやりやすくする、しやすくするという、そういう配慮も当然必要ということになってくると思うんですが、それについてどうなのか、お聴きをしておきたいと思えます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

減免につきましては、毎年、文書によって3回、確実に減免の対象になった場合には減免申請をしてくださいというような形で周知しています。今年度も同じような形で、周知していく方法しかないのかなと考えております。

○委員（植山利博君）

関連なんですけれど。今、前川原委員は52ページの住宅使用料の数字を言われたんですよ。6億

7,255万1,000円。ただ、先ほどの課長の口述は10ページで、6億6,546万7,000円とされているんですよ。この数字の差額はどういうことですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

52ページの住宅使用料が6億7,255万1,000円に対して、私が申し上げた6億6,546万7,000円の差は何かということですよ。これはうちの住宅以外に住宅使用料が発生しているところありますので、その分になります。例えば、都市計画課の浜之市住宅とかっていうところは、うちで管理していないので、そういうところになります。

○委員（徳田修和君）

16ページ。建築指導課、確認審査検査事務事業の中の旅費なんですけども、講習会、研修会というのが年に何回ぐらい計画されているのかと、これは建築主事だけが参加していくものなのか。その確認だけさせてください。

○建築指導課建築指導グループ長（中澤クミ子君）

出張の旅費につきましては、全部で今、計画しているのは8件の予定であります。出席者については、建築主事か否かに関わらず異動等で、建築指導課に来たばかりの職員など、あと九州管内の行政庁が集まる会議などは、もう基本的には参加したことがない人たちが積極的に参加をするようにということで計画をしております。

○委員（徳田修和君）

自分の認識の中でですが、大体こういう建築確認とか検査とかっていうのは、県が取りまとめて、県の主導でやられていると思うので、研修会とか講習会はほとんど県内であるんじゃないのかなってというような認識でいました。そこが、九州管内でやれるということで県外に何度出られているのかなというところが気になる点と、その積極的に参加ということなんですけども大体3名とか行っているのか。この職員数からすると、あんまりたくさん研修に行かれると、業務に何か差し支えが出るような気がするんですけれども。どのような計画で。引っかかっているところは、そういう県内での研修がほとんどなんじゃないかということと、職員数からすると建築主事が主に1名とか、誰か付添いで、もう1名、2名ぐらいで行かれている県内の講習会とかが多いのであれば、ちょっと予算の53万5,000円っていうのはいかなものなのかなというところで気になったものですから、ちょっとその確認だけ最後にさせてください。県外である研修が幾つぐらい組まれているのかとか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

指摘のとおり、私ども霧島市としては建築基準法に基づく限定特定行政庁という位置付けをしております。この限定特定行政庁というのは、国から直接移管されたものという位置付けをされております。当然、国とか県とかといったところとも協力関係、連携しているところでございますが、やはりこういった基準法自体の取扱い、そういったものについては、直接国のほうから説明会などは行われていると。それが地域によっては、九州管内とか、そういった分類でやっておりまして、今回の講習会等につきましては県外が2回になっております。

○委員（植山利博君）

予算に関する説明書の52ページ。先ほどの住宅使用料のすぐ下の行です。5、駐車場使用料、この内訳を少し説明してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

駐車場使用料1,611万1,000円、これに対しまして、うちの市営住宅で予定しているのは1,346万3,000円。それ以外は住宅以外の駐車場使用料ということになります。

○委員（植山利博君）

その1,346万3,000円の内訳を御説明ください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、駐車場の整備をしている団地がありまして、その令和3年度の予算としましては、例年の収入の95%を掛けた額を歳入として見込んでおります。

○委員（植山利博君）

私が聴きたいのは、市営住宅全ての駐車場から駐車料金を取っていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、駐車場料金を徴収している団地が43団地あります。それ以外のところからは、駐車場料金を取っていないと。駐車場料金として取れるところは、整備をしてきちっと適切な大きさや広さを持った駐車スペースがあるところのみをもらっているというところですよ。

○委員（植山利博君）

43団地ということですけど、何台分ですか。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

全体の団地の駐車場台数となりますと約2,243台になります。その12か月分の収入が1,346万3,000円になります。

○委員（植山利博君）

1世帯で2台、3台お持ちになっている方がいる。適切に団地の近くに2台目もしくは3台目の駐車場が確保できる。若しくはできないところは、どこか近隣に止められる。そういうケースがあると思うのですが、駐車場がきちっと合理的に整備をされたというところはどのような状況ですか。そこを知りたいのですよ。例えば、今までずっとここ4、5年、駐車場整備をして駐車料金を取るようになってきた。過去は取らなかったわけです。だから、取るようになってきたところは、1台目からでも取るところ、2台目からしか取らないところ、そういうところがあれば、そこについてお聞きをしたいわけです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、駐車場料金を取っているところは先ほども言いましたように、アスファルト舗装をしてラインを引いて適切な広さの駐車区画があるところでありまして、駐車台数につきましては、1.2台から2台程度となっております。1台目から500円を取っておりまして、2台止めているところは1,000円取っているということになります。3台、4台止めているところがあるかという、そこはうちとしては関知していない。自治会に任せているところであるのですが、基本的には2台持っているから2台ください。3台持っているから3台分下さいということではなくて、敷地内で入居の条件は1台ですので、敷地内で広げられるだけ広げてありますので、その中で止められる所に止めてくださいということになっております。

○委員（植山利博君）

よく不法駐車があるとか、いろいろなトラブルとまではいかないけれども、課題があるわけですね。それで団地においては、予備の駐車スペース、住居じゃない方が訪問したときにも止められるような駐車場の整備があるところ、ないところ、その場所によって様々に条件が違うということで、ここ近年、少しずつ駐車場の整備が行われてきたわけですが、今後も居住者の利便性の確保のために、駐車可能な限り、駐車場の整備を進めていただくことを求めています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（植山利博君）

先ほどの口述書の説明の中で、団地の工事の財源の中で、社会資本整備総合交付金を活用しているということがありました。大変いいことだと評価をしますけど、この財源を幾ら使われていますか。この工事の中で、金額をお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

2,166万4,000円を計画しております。

○委員（植山利博君）

この交付金は、様々な事業に活用されているということですが、極力有効に活用しながら、今後の事業推進に当たってほしいということを求めています。

○委員（久保史睦君）

17ページ、建築指導課にお尋ねしたいと思います。この空き家対策事業で、まず1点目に空き家の所有者を特定する際に64万6,000円計上されておりますけれども、これ私素人考えで申し訳ないですけれども、通常、固定資産税で所有者というのを追いかけているはずなので、こちら辺で分かって抑えていくことというのはできないのか。実際、市役所の中のいわゆるワンストップでどこまで押さえていращやるのか。その部分についてお聴かせください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

空き家に関する所有者の特定調査につきましては、従来から空き家の所有者の特定については、登記簿謄本とか建物登記簿そういったものに基づきまして調査を行っております。若しくは固定資産税のデータこういったものを活用しながらやっているところです。しかしながら、相続人が多いとか、相続関係が非常に複雑であると。若しくは死亡時期が相当前であると。そういった複雑な状況、こういったものがあるものですから、これらについては専門家である司法書士会に委託をして、特定調査を行うというものでございます。

○委員（久保史睦君）

今、非常に霧島市、空き家が多くなってきているような状況がございまして、いろいろ危惧されていращやるかと思うのですけれども、実際にこの予算計上に当り、どれぐらいを掌握していて、この事業自体で改善率はどれぐらいを見込んで積算根拠されたのか、そこをお聴かせください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

特定調査につきましては、令和3年度につきましては10件程度を見込んでおります。これにつきましては今年度から事業を実施しております。今年度につきましては4件実施いたしまして、所有者の特定を行っている。これにつきましては従来から複雑であったというものが確定したということになっております。

○委員（久保史睦君）

最後に1点だけ、ここで協議会という言葉が出てきます。この空家等対策協議会というのが報酬等出ているのですけれども、それぞれお聴きしますけど、空家等対策協議会というのはどういう方たちがどういう議論をされて、この事業に結びつかれているのか、ここをちょっと教えてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

空家等対策協議会につきましては、空家法に基づきまして本市における空き家対策の取組などを協議するために設置しております。委員につきましては、市長を始め大学教授、弁護士などの学識経験者や地域住民の代表の方々から構成されております。これにつきましては、現在まで9回開催しております。例えば空家等対策計画、これの策定に関する意見について議論をされたということがあります。

○委員（植山利博君）

16ページです。建築指導費、ここで法令に関する建築確認の審査・検査を行うとなっておりますけど、審査・検査というのは、法的な拘束力があるという理解でいいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

これにつきましては、委員御指摘のとおり建築基準法に基づく法的な措置となっております。

○委員（植山利博君）

例えば、建物を造るときに建築確認の申請が出るわけです。そこを確認させてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

その結果を受けて、それを見て、その段階で不適切であれば指導する。ここはこうしてくださいという指導をする。そして検査は建て上がってから、検査をされますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

まず、建築基準法における流れにつきましては、委員御指摘のとおり、まずは申請者のほうから建築計画に基づきまして、確認申請というのを出されまして、これが法的に合っているかどうかというのを私どものほうで審査して、確認済証というのを発行します。これをもって、建物を着工していただきまして、実際完成しますと完了検査申請書というのを出されまして、私どものほうで完成検査をやりまして、それがまた実際に法的に合っているのかというのを改めて検査して、検査済証というのを発行するという流れになっております。

○委員（植山利博君）

検査をした段階で不適切だという場合は、どういう指導をされますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

実際、余り事例というのはございませんけども、そういった場合は、法令に基づき適切になるように指導して、その是正を確認した後、検査済証の交付を行うということになります。

○委員（植山利博君）

是正をしなかった場合は、どうなりますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

それは当然、建築基準法違反のおそれがあるということで、違反指導ということになると考えております。

○委員（植山利博君）

指導をして確実に是正をするに至るまで、法的な権限があるという理解でよろしいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

そのとおりでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建築住宅課と建築指導課への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時47分」

「再開 午後 1時48分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、都市計画課と区画整理課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（三島由起博君）

都市計画課に関する令和3年度一般会計予算について、御説明いたします。予算説明資料18ページ、予算に関する説明書203～204ページ、(款)8 土木費(項)5 都市計画費(目)1 都市計画総務費、都市計画総務費9,842万1,000円のうち、都市計画総務管理事務事業の1,380万1,000円は、大規模盛土造成地変動予測調査業務等です。都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の1,324万9,000円は、立地適正化計画策定業務に係る経費等を計上しております。特定財源の国県支出金901万7,000円は社会資本整備総合交付金400万円と集約都市形成支援事業補助金440万円等です。その他財源585万円は申請手数料等です。予算説明資料19ページ、予算に関する説明書205～206ページ、(款)8 土木費(項)5 都市計画費(目)3 街路事業費、街路事業費7億9,268万7,000円のうち都市計画課分の主な事業として、都市再生整備計画事業の4億2,449万円は、国分中央地区における回遊性や安全性の高い市街地環境整備及び隼人駅周辺地区における駅東西のネットワークや快適な駅前空間の構築を図るための経費です。このうち、委託料は犬追馬場線の用地調査及びリノベーションスクールの実施並びに隼人駅東西自由通路の工事施工委託に係る経費で、工事請負費は、市道西町線道路整備に係る経費、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は、犬追馬場線及び隼人駅東西自由通路に必要な経費、負担金補助及び交付金は、隼人駅東西自由通路に係る経費を計上しています。街路整備事業の3億2,782万6,000円は、

委託料が、隼人地区の日当山線の補償調査に係る経費であり、工事請負費は、国分地区の新町線及び隼人地区の日当山線の道路整備に係る経費として、公有財産購入費は、国分地区の新川北線及び新町線並びに日当山線に必要な経費として、補償補填及び賠償金は、新川北線及び新町線並びに日当山線に必要な経費として計上しています。特定財源の国庫支出金3億573万円は社会資本整備総合交付金です。地方債4億1,780万円は合併特例債です。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

区画整理課に関する令和3年度一般会計予算について、御説明いたします。予算説明資料20～21ページ、予算に関する説明書203～206ページ、(款)8土木費(項)5都市計画費(目)2土地区画整理費、土地区画整理費5億4,683万2,000円のうち主な事業として、麓第一土地区画整理事業は6,098万2,000円で、修繕料は区画道路舗装及び区画線修繕で、委託料は、換地処分及び登記並びに清算金準備業務委託の経費です。浜之市土地区画整理事業は1億355万円で、委託料は、都市計画道路測量設計業務委託外の経費、工事請負費は、水路整備及び道路整備の経費です。また、補償補填及び賠償金として電柱移転補償外の経費を計上しています。隼人駅東土地区画整理事業は3億770万3,000円で、委託料は、建物調査業務委託外の経費、工事請負費は、水路整備・道路整備及び整地工事の経費です。また、補償補填及び賠償金として建物等移転補償の経費を計上しています。特定財源の国庫支出金7,557万5,000円は社会資本整備総合交付金7,525万2,000円、公共団体土地区画整理事業費30万3,000円、及び権限移譲委託金2万円です。地方債5,710万円は、都市計画事業債、その他財源1,846万1,000円は保留地処分金等です。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

部長に1点お願いをしておきます。先ほど私が、社会資本整備総合交付金は幾らかと聴いて2,166万4,000円と答弁を頂きました。今回は、都市計画課も区画整理課も交付金の金額をきちっと口述で述べられておりますので、この辺は統一して、やはり、この交付金は非常にいろんな事業をするのに大きなウエートを占める交付金ですので、きちっと記載されるように今後はお願いをしておきたいと思いますがいかがですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

分かりやすい口述書を作りたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

それではまず、都市計画課のほうにお尋ねいたします。18ページ、都市計画区域及び用途地域の見直し検討作業におきまして、立地適正化計画の策定業務委託が今回計上されているわけですが、今回、予算計上に至った経緯の説明をお願いいたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

まず、この立地適正化計画についてなんですけれども、この計画は、多極ネットワーク型のコンパクトシティーの形成を推進するために、平成26年に都市再生特別措置法に基づいて、市町村が都市全体の観点から作成する包括的なマスタープランということで、改正後、こういった計画が作られてきているところです。当然、昨年度、策定見直しをしました霧島市の都市計画マスタープランにおいても、引き続き、多極連携ネットワーク型の都市構造を将来都市構造としておりますので、それに向けた手法として、立地適正化計画を今回計画として策定するというに至っています。

○委員（松枝正浩君）

今、ここにありますが、令和5年度までの計画書を策定するということですが、この計画書が策定された後、事業等において、例えば有利な補助事業等が活用できるような計画であるのかどうかお示しをください。

○都市計画課長（三島由起博君）

この立地適正化計画を策定しまして、それぞれ、都市計画区域内の部分に居住誘導区域であったり、都市機能誘導区域という区域設定をしていきます。その中で都市機能誘導区域の施設に関するものであったり、そういった部分について特例措置であったり、支援措置等が出てきます。既存の交付金事業についても、かさ上げ等のそういった優遇というか、措置がされますので、有利な計画となります。

○委員（松枝正浩君）

現在、都市再生整備計画が国分と隼人で計画されておりますけれども、この事業の委託が完成すると、都市再生整備計画の補助率のかさ上げというものにも影響が出てくるのかどうかお示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、委員がおっしゃいましたとおり、国分中央地区、それから隼人駅周辺地区において、都市再生整備計画事業を導入して整備を進めているところなんですけれども、今、通常は40%の国費となっておりますけれども、これに対して5%若しくは10%といった、かさ上げがされるということになります。

○委員（植山利博君）

関連なんですけれど、マスタープランにおいてもコンパクトシティーを目指すという大きな方向性が示されているんですよ。それで、今後、国も自治体の効率的な運営のために、このような集約型多極連携ネットワーク都市構造を都市計画区域に誘導しようと誘導区域というのも設けて、そこにいろんな補助金であったり交付金を出すという方向を向いてます。一方では、移住定住ということで、中心部から、例えば周辺部に移住することを促進する。それに補助を出す。マスタープランの議論のときも私はしたんですけども、矛盾をしないかと。整合性がとれているのかという思いが、もうずっとここ三、四年しているんですけど、いかがですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当然、本市の特性として、国分隼人の都市核の部分、それから、旧総合支所周辺の地方拠点の部分がございますので、マスタープランにおいても、それぞれを多極のネットワークでつないで、当然、都市核ある国分隼人を中心にそれぞれネットワークで結んで、現在の総合支所周辺も地域拠点として集約しながら、都市構造として位置付けをして進めておりますので、その中で立地適正化計画を策定する上で、そういった区域の在り方とか、そういったものは今後、十分検討していく必要があるというふうに考えています。

○委員（植山利博君）

例えば各総合支所の周辺、各駅の周辺、そういうところにある意味コンパクトシティーの多極化をしなきゃいけないというのはよく分かる。であれば、その一定の区域に移住定住する方に補助金を出すということは合理性があるんですけども、例えば価値感がそれぞれ違いますから、人里離れた所に私は住みたいと、そういう人にも移住定住の補助金を出すということが果たして多極集約型、多極連携ネットワーク都市構造に本質的に合致するかというと、私は矛盾を感じるんですけど。移住定住でも一定のエリアを設けて多極の一定のエリアの中に補助を出すということが合理性があると思うんです。その辺は十分検討する必要があるんじゃないですか。いかがですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当然、この立地適正化計画で、それぞれ都市計画区域内を全体区域として、それから用途地域内の中に居住誘導区域であったり、都市機能誘導区域を指定し、基本的には法で定めるものですね。そういった形になっていくんですけども、それでマスタープランに示していますとおり、地域拠点を残して、そこに集約していく流れの中で、必要なそういう都市機能については確保していかないといけないというふうに考えておりますし、これを一極的に集中させるものではなくて、緩やかに誘導していくというような流れで考えておりますので、当然それぞれ生活スタイルもあつての話だと思えますし、例えば農業従事者の方が農地を離れて生活をしてくださいということではございませんので、それぞれのエリアの中で、ある一定の密度を確保しながらするための、そういった方法として、こういった区域の設定をして計画策定していくというような流れになるというふうに考えています。



○委員（植山利博君）

都市計画決定区域、それから用途を張っている区域、これはどこどこですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

都市計画区域を指定していないところで言いますと、旧霧島町が区域に入っておりません。それから溝辺の一部が区域に入っておりません。それと、用途地域を指定している区域で言いますと、国分、隼人、溝辺の一部ということでございます。

○委員（松元 深君）

関連ですが、今度また用途地域の見直しの検討事業ということで、1回用途をつくって頓挫したんですが、それはまた白紙に戻してしっかり検討するということを確認しておきたいんですけど、どうなのでしょう。用途つくったでしょう。溝辺の山の中まで。用途地域ということで都市計画用途を張り付けたんだけど、これはもう、都市計画税を取るのが目的じゃないかということで反対があって、1回、駄目になったことがあったんだけど、それはもう白紙に戻って、しっかりもう1回、用途の設定等やられるのか伺います。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時04分」

「再開 午後 2時06分」

○委員（前島広紀君）

再開いたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

用途地域の見直しの部分ということなのですが、今の現行の用途地域の中に立地適正化で言いますと、市街地等の区域の中に居住誘導や都市機能誘導区域を設定していくこととなりますので、用途地域全部をエリアにするということではなく、その内側のほうに設定していくこととなりますので、必ずしも用途地域イコール居住誘導、都市機能誘導ということではなく、その中に入ってくるというようなイメージで、今の現行の用途地域の中で検討していくと考えております。

○委員（前川原正人君）

18ページ、拡充をするということで都市計画総務管理事務事業の予算計上があるわけですが、この中の委託料で大規模盛土造成地変動予測調査ほかと計画をされておりますが、どういう内容の調査をしていくのか、また、その後どのような展開になっていくのか、お示しいただけますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

この大規模盛土への造成地の変動予測調査というのは、今年度から事業を行っております。この経緯につきましては、平成28年の熊本地震や東北地方の太平洋沖地震などで大規模な盛土造成地で滑動崩落が発生しまして、宅地や公共施設等に大きな被害が発生したことから、国において、ガイドラインをつくり、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を国が直轄で令和元年度に調査をしたところでございます。その大規模盛土造成地のマップを国がつくりまして、その中で、市内に116か所該当する部分がありました。その調査結果に基づきまして、令和2年度から調査を開始しているところでございます。抽出された大規模盛土箇所については、造成の年代調査や現地調査を行い、優先順位をつけながら宅地のカルテを全箇所つくっていくこととなります。この事業につきまして116箇所ありますので、単年度ではなかなか難しいところがございます。3か年で116か所の一時的な調査をやっていくという流れになります。この調査を進めていき、116か所のうちで危険な箇所であれば、更に詳細な調査に入っていくということになります。そういった振り分けをしていき、最終的にどうしても防災措置等が必要な区域については区域の指定等が出てくる可能性もありますけれども、現時点ではまだ調査中ですので、まだはっきりしたことは申し上げられませんが、そのようなことが将来的に出てくる可能性がございます。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃった116か所を3年間にわたって調査をしていくとのことですが、内容によっては、市の防災マップ等にも反映をされていくということになるのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

既に大規模盛土造成地マップというのをホームページでも公表しております。それで住民の方々、市民の方々は確認できると考えております。

○委員（前川原正人君）

同じく18ページの都市計画区域及び用途指定地域の見直しの検討事業ということで予算計上があるわけですが、これが令和3年から5年度に調査をして、その実態把握、そしてそこをどのようにするかということで、先ほども議論がありましたとおり、都市計画税をとれるような形にも持っていくという方向性も一部にあると思うのですけれども、この基礎調査をやった以降、どのようなプロセスになっていくのでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

立地適正化計画につきましては、令和3年度から5年までの3か年で策定をする計画でおります。令和3年度につきましては、基礎調査を行い、庁内横断的な体制が必要になってきますので、そのような体制づくり等も進めてまいります。令和4年も同じく基礎調査等も行いながら、令和5年で都市計画審議会等やパブリックコメント等をしながらか、策定をしていくという流れになります。

○委員（前川原正人君）

19ページ、都市再生整備計画事業ということで前年度の事業を見てみますと、名称がまち交街路整備事業になっていて、その中に今回の内容が盛り込まれているようなのですが、事業名称が変わったということなのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）課長。

この都市再生整備計画事業というのがそもそも交付金事業で、以前、国の事業名称が変わりまして、中身的には地区を挙げております。国の事業の名称に合わせた形で変えておりますので、以前のまち交街路整備事業と同じ事業と認識していただければ結構です。

○委員（前川原正人君）

その中でリノベーションスクール業務委託ほかということで、資料の特筆すべき事業の主な経費経過等でリノベーションまちづくりの普及啓発ということで、同じような文言でうたっております。これがリノベーションスクール業務委託ほかということで、商工観光部が所管している部分とリンクをしているのですか。呼び名が偶然に全く一緒というだけで、全く内容は違うのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

都市再生整備計画事業のソフト事業の部分で、まちづくりリノベーション推進事業を計画上盛り込んでおりまして、この事業につきましては、委員がおっしゃいましたとおり、商工振興課が進めております、まちなかのリノベーション関係の事業と連携した取組をやっております。庁内的にも商工振興課と都市計画の部分でもタスクフォースを組みまして、このような取組を進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

当然、リンクさせながら、同じ方向を見て事業が進んでいくわけですが、例えばスクール業務委託となると、ある一定程度終わるまでの間、委託をし、どういう方向性をもって、施策を打っていくかということになっていくと思うのですけれども、そこについての都市計画課としての一つの目標値というのは、お持ちではないのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当然、都市再生整備計画事業の計画の中で、最終的にまちなかりノベーションをすることで、まちなかが活性化され、遊休資産等をうまく活用して、にぎわいが取り戻されることで回遊性が高まり、人が増える、流れが出てくると考えておりますので、そのような遊休不動産を対象にして、このようなスクールを展開していくことで、新規の事業者が、今の国分中央地区を始め、市内に展開すること

で活性化につながっていくと考えています。

○委員（前川原正人君）

先日、隼人駅の東西自由通路の現場を見させていただいたのですが、実際にJRと協議し、市道認定をし、順序を踏みながら進んできたという経過があるのですが、今後のこの維持管理についてはどのような扱いになりますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

基本的に市道認定をしまして、都市再生整備計画事業で東西自由通路をこれから整備していくわけですが、市道として認定しておりますので、道路管理者サイドでの維持管理という形になります。

○委員（前川原正人君）

まだ先々の話ですが、どれぐらいの維持管理費を想定されているのでしょうか。国分駅の自由通路も一つの市道として認定をして、霧島市が所有する道路となっているわけですから、これまでそのような事例がある中で、今回も隼人の東西の自由通路は道路として認定をされたわけです。今後、工事が行われて、維持管理費等について幾らぐらいを想定していますかということをお聞きしているわけです。

○都市計画課長（三島由起博君）

東西自由通路につきましては詳細な設計がまだ終わっていない状況ですので、今後、維持管理の詳細な数字が上がってくると思いますけれども、国分駅の東西自由通路におきましても、エレベーターの電気代や照明関係の電気料が発生しておりますので、同様の費用が発生してくるかと考えております。

○委員（松枝正浩君）

それでは、19ページの都市再生整備計画事業についてお尋ねいたします。委託料の関係ですが、まず、隼人についてお尋ねいたします。自由通路工事委託ほかということで、10ページの主要な事業の中に、下部の委託ということで1億5,821万7,000円とあります。そのほかの部分は何で、あと幾らぐらい事業費としてあるのかお示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

東西自由通路の工事に係る費用をJRのほうから受託ということですので、そちらのほうに委託料として計上してあります。また、その周辺の測量設計等がございますので、その分がほかの部分になります。

○委員（松枝正浩君）

隼人駅の周辺については、委託料1億5,821万7,000円の中で令和3年については全てをされるという認識でよろしいでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

委託料に関しては、その金額1億5,821万7,000円をもって計画をしていくということでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは、国分についてお尋ねいたします。委託料が全体額で1億7,478万9,000円ということで、隼人のほうの金額と差引きますと1,657万2,000円ということで、先ほど質問にもありましたようにリノベーションが商工のほうで900万円計画がされております。こちらについても計上されている用地調査業務等もありますけれども、用地調査業務と併せて、ほかには何が計上されておられて幾らなのかをお示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

委託料の国分中央地区につきましては、犬追馬場線のほうに用地調査業務がございまして500万円計上しております。それと、先ほどありましたリノベーションスクールで900万円計上しております。

○委員（松枝正浩君）

ここに記載のある、ほかと書いてあるところの事業としては何か計上されているのですか。計算したときに400万円ぐらい足りないような感じがするのですが、そこをお示しいただけますか。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

その他の事業と致しましては、国分中央地区では都市再生整備計画の事後評価というのがございまして、その評価の委託費を257万2000円計上しております。

○委員（植山利博君）

19ページの街路整備事業の日当山線の工事請負の具体的な場所がどの辺かお示しいただけませんか。

○都市計画課長（三島由起博君）

令和3年度の日当山線の工事箇所につきましては、鹿児島高専の正門付近の暫定的な工事をしたいと考えております。

○委員（植山利博君）

隼人中学校の敷地に係る所、関わってきますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

令和3年度におきましては、鹿児島高専との用地の部分がございまして、補償工事的にうちの工事が先行しないとできない部分がございますので、その部分だけになります。ですので、隼人中学校の敷地にテニスコートも含めてですけれども、そこ辺りの工事につきましては令和3年度以降と考えております。

○委員（植山利博君）

信号の周辺、ちょうど高専と隼人中学校の信号があります。あの辺の周辺も含めて令和4年度ぐらいからという理解でいいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

当然ほかの部分の令和2年度予算でも工事発注を準備しているところですが、交差点部分につきましては、信号の施設やそういった調整も必要になってきますので、今後そちらのテニスコートの部分とそういった部分を考えながら、検討していきたいと考えています。

○委員（前川原正人君）

20ページの土地区画整理事業の関係ですけれども、先日の補正予算の中では、大体その整備率で99.6%ということでお示しいただいたわけですが、いわゆる今回のこの予算ベースで見た場合、後々、仮換地とか様々な手続等が控えているわけですが、予算ベースで見た場合、どれぐらいの進捗になっていくのでしょうか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

麓地区の整備率は99.6%で変わらないところがございます。

○委員（前川原正人君）

やっぱこの中では整備率は変わらないということですが、事業費の中で修繕料や様々そういう手直しっていうか、新たな改良箇所というのが出てきてこうなったと思いますけど、いつ終わることになるのでしょうか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

事業としましては、換地処分を令和4年3月31日までに終わらせる予定で計画しております。

○委員（前川原正人君）

今回の予算計上というのは、もう換地処分がほとんどメインの予算という理解でよろしいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

換地処分と精算金の問題とか、そういうのに事業費があります。あと、修繕料として結構施工してから年数が経っておりますので、都市計画道路とか路面の補修、それと区画線が消えていますので、その辺の補修というのが入っております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、浜之市の区画整理事業も先の補正予算の中でおっしゃったのが89.3%ということで、お示しいただいたわけですが、今回の当初予算ベースで見た場合にどれぐらいの進捗というこ

とで計画をされていらっしゃるのでしょうか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

浜之市につきましては、令和3年度の予算で90%になる予定でございます。

○委員（植山利博君）

溝辺の清算金準備業務委託というのが記載されています。これは、今年初めて出てくるという理解でいいですね。

○区画整理課長（馬渡孝誠君） 課長。

そうです。清算金に向けて準備しております。

○委員（植山利博君）

その委託業務が初めて出てきて、実際、清算をされるのはいつぐらいだと想定すればいいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君） 課長。

換地処分を令和4年3月31日までに報告する予定でございますので、その後、清算金徴収交付の事業に移っていきます。5年間の予定で今のところは計画しております。

○委員（植山利博君）

来年度スタートすると。再来年度ですね。この清算金のときに、いろいろ住民の方の理解がもう何十年もたっているわけですので、ここでいろいろ課題が出てくると思うのですが、その辺の住民の方々への告知なり説明なり十分な理解をいただく。その交付を受ける人はいいですけども、負担を求められる人が、やはり日当山でもいろいろ課題がありました。ですから、その辺は十分配慮する必要があると思うのですが、どのような体制を考えられていますか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

令和3年度の換地処分に向けて事業を進めているところでございます。確定測量が完了し、面積が確定しましたので、換地計画案を作成しまして、鹿児島県と協議を行っているところでございます。協議が終わりますと、麓第一土地区画整理審議会へ諮問し意見を伺い、その後、換地計画案の個別説明会というのを行います。その後、換地計画の認可申請書を県へ提出しまして、令和4年3月31日までに換地処分の公告をするということでございます。

○委員（植山利博君）

その個別説明会、ここが一番重要だろうと思います。個別説明会で丁寧な理解が得られるような取組を求めているとおきたいと思っております。

○委員（松枝正浩君）

もう1点、都市計画課のほうに確認をさせていただきたいんですけど、19ページは先ほどの委託料、東西自由通路のJRへの委託ということで言われておられましたけれども、これが令和3年いつごろJRのほうで着手を。協議の中で、およそいつごろを着手されるのかどうかお示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、令和2年度の予算でJR九州のほうに詳細設計に関わる協定の締結に向けた協議を進めております。この詳細設計が終わり次第、JR九州のほうと改めて工事に関する実施協定を結びまして、工事という流れになりますので、現時点でいつというのがちょっとまだ申し上げられないところです。

○委員（松枝正浩君）

それでは区画整理課のほうにお尋ねをいたします。21ページ、隼人駅東土地区画整理事業の補償補填及び賠償金、建物等移転補償が9,226万8,000円計上してございます。これは、何棟とかどのような内容になっているのか、その内訳をお示してください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

補償補填及び賠償金につきましては、建物移転補償費4戸2棟を予定しております。

○委員（前川原正人君）

忘れておりました。同じく21ページの隼人駅東の土地区画整理事業ですが、予算ベースで何%になるのか。そして、これまでの進捗率がどの程度なのかをお示していただけますか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

隼人駅東地区につきましては、面積ベースで55.4%になる予定でございます。令和3年度の予算を含めてということでございます。

○委員（前川原正人君）

私がお聴きしたかったのは、進捗率がどれだけで、令和3年度ベースでどれだけを予定していますかということです。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

令和2年度末で14.9%の予定でございます。[本ページに訂正発言あり]それに令和3年度で55.4%となります。

○委員（植山利博君）

隼人駅東は、仮換地の見直しとか、スタートで相当てこずって遅れていると。当初の予定からすると、何年ぐらいを完成予定と今の段階で見込んでおられますか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

今の事業計画でいきますと令和12年度を予定としております。

○委員（植山利博君）

同じく浜之市は今の時点で何年度を予定されていますか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

同じく浜之市地区も令和12年度を目標にしております。

○委員（植山利博君）

いわゆる溝辺と清算金の準備、委託ができるのは、令和12年、11年その辺だという理解でいいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君） 課長。

この計画年度といいますのは、清算金を含めての令和12年度ですので、それより前ということになります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○区画整理課長補佐（市来秀一君）

先ほど前川原委員から御質問がありました。令和2年度末現在と令和3年度の予算見込みでの進捗率ですが、令和2年度は事業費ベースで46.9%です。先ほど14.9%と回答があったと思いますが、訂正をさせていただきます。

○委員（植山利博君）

すいません。これちょっと課が離れているけど、もし部長がわかれば、隼人港の街灯の設置というのが県の事業で出てきていました。これ負担金が、市の負担金が伴っているわけですけども、これ何灯ぐらいというのは、部長分かっていなかったらいいです。後で聴きます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時36分」

「再開 午後 2時49分」

#### △ 議案第42号 令和3年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第42号、令和3年度霧島市水道事業会計予算につい

て審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第42号、令和3年度霧島市水道事業会計予算について御説明申し上げます。令和3年度の予算編成に当たりましては、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、独立採算制の原則を堅持しながら、管路の新設や老朽管の布設替え、配水池等の施設整備などを計画的に実施し、安全で良質な水を安定的に供給するために予算の編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから3ページに記載してあるとおりですが、1ページの第2条、業務の予定量から御説明いたします。令和3年度の業務の予定量は、給水戸数が年々増加傾向にあることから、対前年度400戸増の6万戸を見込んでおりますが、年間総給水量につきましては、水道使用量が減少傾向にあることから対前年度10万 $\text{m}^3$ 減の1,680万 $\text{m}^3$ を見込んでおります。また、建設改良工事の概要につきましては、水道事業が市道川跡～有下線等に配水管を新たに布設する、布設工事6件、既存の配水管を更新する布設替工事9件、配水池等の水道施設の設備工事3件を、簡易水道事業が川路原～新原地区他の管路布設工事2件、布設替工事12件、施設設備工事4件を予定しています。次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、まず、収入の営業収益及び営業外収益等の収入合計額は、対前年度6,409万3,000円増の24億4,301万3,000円を、また2ページの支出の営業費用及び営業外費用等の支出合計額は4,104万5,000円増の20億6,959万1,000円を計上しています。第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入が、消火栓設置に係る工事負担金300万円を、支出では配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還に係る費用として、対前年度1億2,433万3,000円増の15億3,447万円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15億3,147万円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取りくずし等で補填することとしています。第5条の継続費は、台明寺配水区基幹管路布設工事のうち、国分中央地区から清水地区の区域を令和3年度から4か年の期間で、シールド工法で実施する費用を計上しています。3ページの第6条は一時借入金の限度額を、第7条は各項の経費の金額の流用を、第8条は議会の議決を必要とする流用の経費を、第9条は、他会計からの補助金を、第10条は、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めています。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○上水道総務課長（久木元直仁君）

議案第42号、令和3年度霧島市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。説明資料は、水道事業会計予算書と別冊の公営企業会計予算説明資料になります。予算書の1～3ページは水道事業会計予算書です。ここにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。4～5ページは予算実施計画です。21ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、そちらのほうで説明いたします。7ページは令和3年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。この計算書は貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営活動でどのように動くのかを示すものです。まず、業務活動によるものが11億4,677万2,000円の増、投資活動によるものが12億3,625万9,000円の減、財務活動によるものが1億8,619万円の減で、資金増加額は2億7,567万7,000円の減となり、資金期首残高33億3,638万3,000円からこの額を減じた資金期末残高は30億6,070万6,000円になります。これは、12ページの令和3年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。続きまして8～10ページは給与費明細書になります。次に11ページは、台明寺配水区基幹管路布設工事に伴う継続費に関する調書及び水道事業窓口業務等包括的業務委託、並びに水道施設台帳整備及びアセットマネジメント計画策定業務委託の債務負担行為に関する調書となります。続きまして、12～13ページは令和3年度の予定貸借対照表です。これは、令和3年度末における財政状態を表すものです。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものです。左側の資産の部から説明いたします。固定資産の合計が200億8,146万1,678円、流動資産の合計が31億4,652万4,604円で、資産合計は232億2,798万6,282円です。負債の部は固定負債の合計が9億5,866万3,524円で、流動負債の合計が2億511万4,337円、繰延収益の合計が長期前受金の17億6,984万4,956円で、負債合計は29億3,362万2,817円になります。固定負債及び流動負債の両方に、企業債が記

載されておりますが、貸借対照表日の翌日から起算して、1年以内に返済期限が到来するものを流動負債に、1年を超えて返済期限が到来するものを固定負債に区分しているためでございます。資本の部は資本金合計が166億9,066万2,861円、剰余金の合計が36億370万604円で、資本金と剰余金を合わせた資本合計が202億9,436万3,465円となります。負債と資本の合計額は、232億2,798万6,282円で資産合計の額と一致します。次に、14～15ページは令和3年度の注記表です。次に、16ページは令和2年度の予定損益計算書です。これは令和2年度収益的収支予算の1年間の経営成績を税抜きで示したものです。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は3億698万7,000円、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は1億4,002万2,000円で、2年度の経常利益は4億4,700万9,000円になり、特別利益及び特別損失を含めた、令和2年度の純利益は4億4,698万4,000円を見込んでおります。続きまして、17～18ページは令和2年度の予定貸借対照表となります。これは2年度末における財政状態を表すものです。まず、左側の資産の部では、固定資産の合計が197億3,455万2,445円、流動資産の合計額が34億2,471万1,508円で、資産の合計は231億5,926万3,953円です。負債の部は、固定負債の合計が11億1,251万6,555円で、流動負債の合計が2億691万2,031円、繰延収益の合計が18億6,436万7,873円で、負債合計31億8,379万6,459円です。資本の部は、資本金合計が161億2,585万9,134円、剰余金合計が38億4,960万8,360円で、資本合計は199億7,546万7,494円となり、負債資本の合計額231億5,926万3,953円は、資産合計と一致します。19～20ページは令和2年度の注記表となります。続きまして21ページ以降の予算の参考資料について説明いたします。公営企業会計予算は、3条予算と呼ばれる収益的収支と4条予算と呼ばれる資本的収支の2本立の予算となっております。21～34ページは収益的収入及び支出でございます。21ページの収入から説明いたします。なお、金額は消費税込の金額となっております。水道事業収益は20億545万7,000円を計上しております。このうち営業収益は19億3,117万2,000円で、給水収益である水道料金を18億6,299万円、加入金を2,449万円6,000円、設計審査・完成検査等の手数料、下水道使用料徴収委託等のその他営業収益を4,368万6,000円計上しております。営業外収益は7,428万4,000円で、うち受取利息及び配当金の預金利息と有価証券利息を115万1,000円、他会計補助金に児童手当の294万円、他会計負担金に上下水道部長及び職員2名分の人件費にかかる下水道事業負担分1,976万1,000円、長期前受金戻入として5,022万1,000円を計上しております。なお、長期前受金戻入は、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、負債である長期前受金が収益化されるものであり、現金を伴わない収入となります。次に、簡易水道事業です。23～24ページをお開きください。簡易水道事業収益は4億3,755万6,000円を計上しております。うち、営業収益は3億3,075万1,000円で、給水収益の水道料金を3億2,739万8,000円、加入金125万9,000円、設計審査・完成検査等の手数料のその他営業収益を209万4,000円計上しております。営業外収益は1億680万4,000円で、他会計補助金として簡易水道事業の企業債償還利息の2分の1の額859万円を、長期前受金戻入として4,729万8,000円、資本費繰入収益として、簡易水道事業の企業債元金の2分の1の額5,091万2,000円を計上しております。収益的収入の合計額は24億4,301万3,000円で、前年度より6,409万3,000円の増になります。続きまして、収益的支出です。25～26ページをお開きください。別冊の公営企業会計予算説明資料は1～2ページとなっております。併せてご覧ください。水道事業費用は15億2,512万4,000円を計上しております。このうち、営業費用は14億2,871万円で、原水及び浄水費に1億2,601万3,000円を計上しております。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料2,582万3,000円、水源地施設や機器等の修繕費2,202万4,000円、電気代の動力費7,167万5,000円です。配水及び給水費は、3億8,804万2,000円を計上し、そのうち、人件費は職員16名・会計年度任用職員10名分の計1億6,749万3,000円を計上しております。また、漏水当番待機業務、量水器交換業務の委託料に1億1,544万9,000円、漏水修繕や水道施設等の修繕費として6,733万4,000円、動力費として配水施設の電気代を1,620万円計上しております。27～28ページの総係費は、2億9,079万2,000円で、人件費に職員11名分1億1,245万3,000円を計上しております。納付書の郵送料等として通信運搬費を1,375万3,000円、窓口業務等包括的委託や水道料金システム保守委託等の委託料を1億2,066万9,000円、口座振替やコンビニ収納の手数料として2,091万6,000円を計上しております。また、減価償却費に5億



7,356万1,000円、資産減耗費の固定資産除却費に5,000万円を計上しております。29～30ページの営業外費用は9,521万4,000円で、支払利息及び企業債取扱諸費に857万9,000円、消費税及び地方消費税に8,466万3,000円を計上しております。特別損失は、過年度損益修正損として20万円を計上いたしました。続きまして31～32ページになります。公営企業会計予算説明資料は3ページです。簡易水道事業費用として、5億4,446万7,000円を計上しております。このうち、営業費用は5億2,620万6,000円で、原水及び浄水費に9,180万8,000円を計上しております。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料として2,791万2,000円、水源地施設機器等の修繕費693万1,000円、電気代である動力費が5,400万円です。配水及び給水費は、1億1,121万3,000円で、施設監視や量水器交換業務、漏水当番待機業務等の委託料2,993万4,000円、漏水修繕や水道施設等修繕費に5,000万4,000円、動力費として配水施設の電気代を1,116万円計上しております。総係費は328万5,000円で、公用車の燃料費136万4,000円、水道賠償責任保険等の保険料151万6,000円を計上しております。また、33ページの減価償却費は2億8,970万円、資産減耗費に固定資産除却費3,000万円を計上しております。次に、営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費として企業債利息分1,718万1,000円、特別損失は過年度損益修正損として8万円を計上しております。収益的支出の合計額は20億6,959万1,000円になります。続きまして35～36ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。水道事業資本的収入は消火栓設置負担金として工事負担金300万円を計上しております。次は、支出になります。公営企業会計予算説明資料は4ページです。水道事業資本的支出は11億396万3,000円で、建設改良費の配水設備工事費に8億8,821万4,000円を計上しております。内訳は、配水管や設備の設計等の委託料750万円、導・送・配水管の新設・更新、配水池造成工事等の工事請負費8億6,797万円、職員1名分の人件費1,124万4,000円等となっております。メーター費は2,629万9,000円、固定資産購入費は、車両及び運搬具購入費は、車両購入費用として250万円、工具器具及び備品購入費は、統合型GIS用タブレット及び漏水探知機等購入費用として258万5,000円を計上しております。企業債償還金は、元金償還金の8,436万5,000円を計上しております。また、資金の有効活用を図ることを目的として、投資有価証券に1億円を計上いたしました。次に、37～38ページをお開きください。簡易水道事業資本的支出になります。公営企業会計予算説明資料は5～6ページです。簡易水道事業資本的支出は4億3,050万7,000円で、うち建設改良費の配水設備工事費として3億2,562万2,000円を計上しており、主なものは配水管設計等の委託料が560万円、配水管の新設及び更新、水道施設や設備の工事のための工事請負費が3億1,902万2,000円となっております。また、メーター費に154万円、工具器具及び備品購入費としてエアバッグ式止水工法用機材等132万円、企業債償還金には、企業債の元金償還金1億182万5,000円を計上しており、資本的支出の合計額は15億3,447万円になります。以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、説明が終わりました、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

予算書の11ページ、債務負担行為に係る調書の中で、水道施設台帳整備及びアセットマネジメント計画策定業務委託とありますけれども、こちらの内容を少し説明をお願いいたします。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

この債務負担行為自体は、今年度、プレゼンテーションをしてもらって、それで業者選択をするという意味で令和2年度から行っているところです。内容的には、現在あります水道施設あるいは管路の状況を委託して調べまして、それで台帳を作ってもらおうということと、それに基づいて今後の投資計画、更新のスケジュール、あるいは今、よく耐震化の話はされていますけれども、優先的にどの工事を行わなければならないのかというところの計画を立てるというものです。

○委員（松枝正浩君）

確認ですけれども、これは市内全域されるということでしょうか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

はい、現在の水道事業あるいは簡易水道事業の給水区域内の施設ということになります。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長の口述のほうで、令和3年度の業務予定量ということで、給水戸数が年々増加傾向にあると。対前年度比では400戸増の6万戸になるであろうということ、お示しいただきました。そういう中で、今度は年間の総給水量については水道使用量が減少傾向にあるということ、対前年度比10万m<sup>3</sup>減の1,680万m<sup>3</sup>を見込んでおりますということで、先ほど御説明いただいたわけですが、これはどのような主な原因で、こういう現象になるということで分析をしていらっしゃるのでしょうか。

○上下水道総務課課長補佐（吉永利行君）

現在、戸数は令和2年度10月現在で既に600戸ぐらい戸数が増えております。実際、上水道と簡易水道区域では簡易水道の区域では数が減っているところですけども、その部分の増を見込んでおります。ただ、どうしても節水機器等の普及によりまして、確かに水道の使用量としては下がっております。ただ、今年度に関しましては手洗いでしょうか。うがいでしょうか。その辺で水の使用量は大幅増えております。そういうことでかなり使用水量としては増えているんですが、それと合わせて管路の修繕等を行っておりますので、有収率も上がっております。いわゆる無駄な水がなくなっているということで、差し引いて据置き量になっているというところでございます。

○委員（前川原正人君）

そういう中で、当然今おっしゃるように、今、節水も言われておりますし、手洗いの励行、そしてうがいも励行ということ言われているんですけど、いわゆる今おっしゃった有収率ですね。例えば管を改良していくと漏水が防げますので、有収率という点でいったときに、どれぐらいを予算ベースで、パーセンテージとして予定されているのでしょうか。

○上下水道総務課課長補佐（吉永利行君）

これは令和元年度の決算での有収率でございます。有収率が上水で88.55%。簡易水道で82.98%です。全体で87.61%で計上しております。参考ですけども昨年が大体これを1%から2%近く上回っております。

○委員（前川原正人君）

先ほど口述のほうで、委託料で窓口業務等包括的委託、そして水道料金システム保守ほかということで1億2,066万9,000円ということなんですが、これはそれぞれ幾らになるのでしょうか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

包括委託のほうでございますか。もう一回お願いします。

○委員（前川原正人君）

ごめんなさい。ちょっと言葉が足らなかったでした。予算説明資料の2ページの中の委託料で1億2,066万9,000円。この要素として上下水道料金システム保守業務、そして、公営企業会計システム保守業務、そして三つ目が水道事業窓口業務等包括的委託ということで、この三つで1億2,066万9,000円ということ示してあるわけですが、これはそれぞれ幾らにということで予算計上をされているのか、お示しいただければと思います。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時27分」

「再開 午後 3時29分」

○委員長（前島広紀君）

再開します。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

幾つか、かなり項目がございますので一番大きなところで言いますと、水道の窓口業務等包括委託が1億1,774億4,000円です。それ以外で、企業会計システム用ソフトの保守委託が47万6,000円。同じ

くサーバー保守委託が8万8,000円。料金システム業務運用サポート委託というのが72万6,000円とか、その程度の。あとはもう何十万円の世界です。

○委員（松元 深君）

予算書の21ページ、他会計からの負担金を今年度は1,976万1,000円。昨年からすると1,395万7,000円増やしているんですけど。これは、どういう意図でこういうふうになったのか、お伺いします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

これにつきましては、1月1日の組織改正に伴う職員増になり、下水道から上水道のほうに、業務のほうも上下水道総務課という形になり、上水道と下水道の両方の業務をすることになったため、その分を一部負担金として下水道のほうからもらっている関係で増えています。

○委員（松元 深君）

1月1日から下水道になったということですね。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

1月1日付けで人事異動がございまして、2名増という形になっておりまして、今まで水道管理課という名称だったんですが、これが上下水道総務課という形になって、その分を包括するという形になりました。

○委員（松元 深君）

他会計は一般会計から来たということですか。これは一般会計から来れば本当は一般会計からの補助、負担金ということになるのか。この下水道からということじゃないですよ。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

下水道課からになります。

○委員（下深迫孝二君）

説明資料3ページ、木原簡易水道施設管理業務外ということで書いてあるんですけども、木原の水道は今でも簡易水道なんですか。それとも市水道になっているんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

簡易水道事業となっております。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、市の水道は管理をしてるのではないですか、これは。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

市のといいますか、公営企業としての霧島市の簡易水道事業で管理をしてるところです。ですので我々が管理してるということです。

○委員（下深迫孝二君）

公営企業であることは間違いのないことですよ。今、それで分かりました。それで、ここに動力費ということで5,400万円計上してあるんですけども、これは相当恐らく井戸が多いのかなあ。あっちこちの分かなという気がするんですけど、これは幾つの井戸のくみ上げのための電気代ですか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

現在、ポンプを場所によっては2基とか据えておりますけど、水源地の数で言いますと、簡易水道で37か所あります。

○委員（下深迫孝二君）

37か所あるというのは、場所はどこの分ですか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

場所で行きますと、簡易水道ですので、国分は先ほど言いました木原が1か所です。それと牧園が12か所、横川が6か所、霧島が10か所です。福山が8か所です。以上37か所です。

○委員（下深迫孝二君）

今、5地区ですか、今の分をおっしゃったわけですけども、これは簡易水道という中で、市の水

道が管理をしていच्छると。通常でいえば、要するに公営企業の中で管理をされてるということは、市水道というふうに受け取ってよろしいわけですか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

はい、そうです。

○委員（下深迫孝二君）

はい。分かりました。要するに、簡易水道って書いてあるので、本来は市水道だろうと私は思っているんだけど、今まで簡易水道だったやつを市水道のほうで引き受けて、地域が面倒見れないといったようなことで引き受けられた経緯なんだろうと思うんですが、例えば、この井戸を掘られるのに、今、隣から隣の井戸がどのくらいないと掘れないとかそういう決まり事というのはあるんですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

はい、温泉のほうは確か何百m以内は制御するというのがありますけど、今、井戸のほうは、多分昔はなかったんですけど、ここ四、五年ですか、市で言えばそれを統括するのが環境衛生になるんですけれども、例えば地下水を利用しようとした場合に、井戸を掘ろうとした場合に、そちらのほうで協議をすると。それが意見書として水道のほうにも回ってくるという形はとってます。だから、それで禁止をすとかそういう意味合いではないと思うんですが、その井戸の水源というのを明らかにするという意思だと思います。

○委員（下深迫孝二君）

この簡易水道という名前で管理をしていच्छるほうの水道料金については、市の水道と金額は全く一緒という捉え方でよろしいですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

平成22年に合併後の料金を統一いたしました。もちろん合併前は国分、隼人それから溝辺、これが上水道事業でやっておりました。もちろん国分の木原はその上水道事業の中の簡易水道という形で扱っておりました。それ以外のところは、公営の簡易水道事業ということで公営企業会計を適用していませんでした。合併のとき、平成17年にそれを全て水道事業簡易水道事業として公営企業会計に適用しました。そのときの合併のときの協議というのが5年間で料金を統一するというのでしたので、平成22年に簡易水道も上水道も、それから構成市町のそれぞればらばらだった料金体系を統一したという経緯があります。

○委員（前川原正人君）

簡易水道の件ですけれど、いわゆる簡易水道に限らず、公営企業の水道については、必ず1回次亜塩素の検査及び現場を見てちゃんと対応するというのが法で定められていたと思います。今、霧島市の場合、毎日検査はどうなってますか。

○水道工務課工務第2グループ長（小浜健一君）

各水系別に管末のところ、民間に委託して毎日検査という形で検査をしております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点、4ページです。メーター費で2,629万9,000円。これが上水道のほうと簡易水道のほうと二つあるわけですが、簡易水道が154万円ということで、メーター費、これは8年に1回でしたかね、交換をすということになっていると思うんですけれど、上水道と簡易水道、同じこの会計の中で、今年度、何個、交換の予定になるのかお示いただけますか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

令和3年度の予定としましては、水道事業で7,399個、簡易水道事業で2,029個、合計で9,428個を予定しております。

○委員（植山利博君）

26ページです。霧島市水道事業会計予算に関する説明書の26ページの委託料、ここで漏水当番待機の委託料が記載をされておりますけれども、これはそれぞれの地区水道事業者に対して、しょっちゅう漏水で、極端な言い方をすると、24時間体制で対応していただくことに対する報償だと思うんです。

が、地区別にこれは決まっているという理解でいいんですか。そこを確認させてください。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

この漏水当番業務ですけど、地区ごとになっております。国分地区、隼人地区、あと溝辺全ての地区でそれぞれ、地区ごとに組合をつくりまして、それで担当しております。

○委員（植山利博君）

これは交付金というのか補助金というのかな。要するに漏水担当に対する報奨金なわけですけども、地区別でそれぞれの組合に対して交付するんですが、その積算は、例えば各世帯の数であるとか、若しくは組合員の数であるとか、従業員の数であるとか、割当てがそれぞれ違うと思うんですけど、その積算はどのような根拠によってなされていますか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

漏水当番の待機していただく。1年間ずっと休みの日もしていただくんですけど、それにつきましては、根拠としまして、平日は就業時間の7時から8時までの1時間と夕方の5時から19時までの2時間の3時間。それと土、日、祭日は昼間はいらっしやるとして、昼間の12時間、7時から19時、家にいらっしやらない時間というのを待機として、それぞれその金額に本県の最低賃金の793円を掛けた額を参考としまして、191万4,000円というのを1人分の待機料として算出しております。それを、大まかな給水人口で分けますと、国分地区が3名、隼人地区が2名、その他1名を待機していただくということで考えまして、今度の予算では国分地区が574万2,000円、隼人地区で382万8,000円、その他5地区で191万4,000円を算出しております。

○委員（植山利博君）

その他で191万4,000円ですか。これはもう均等割ということでもいいんですか。その他地区は。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

その他の地区は191万4,000円で、同じです。

○委員（植山利博君）

ということは、人口の多いところは3名であるとか、2名であるとか、1名であるとか、いうふう  
に積算をされて。ということは給水人口に比例した形で対応はしてるという理解ですね。根本的には。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

はい、そのとおりです。

○委員（愛甲信雄君）

5ページの簡易水道事業、配水設備工事費のところですが、導・送・配水管新設及び更新事業のところの横川地区とか牧園地区、霧島地区、福山地区、国分地区、これをもうちょっとどれぐらいの延長があるのか、またそれにどれぐらいかかるのかお示してください。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

令和3年度の工事といたしまして、横川地区が5路線、950m、牧園地区が2路線の430m、霧島地区が4路線の1,260m、福山地区の2路線が1,905m。それと国分の簡易水道事業水道が1路線20mでございます。

○委員（愛甲信雄君）

それぞれ予算は掛かる。ここに載っていますか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

横川地区は先ほど言いました5,250万円です。牧園地区が2路線で1,420万円です。霧島地区が4路線で6,100万円です。福山地区が2路線で1億950万円です。国分地区が1路線で100万円です。

○委員（愛甲信雄君）

これで全て完了ですか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

これはもう年次的に計画をしておりますので、令和3年度の工事として行うのが、この工事件数になります。

○委員（愛甲信雄君）

年次的と言われましたが、まず、何年ぐらいかかるものですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

送水管、導水管、配水管合わせまして、簡易水道事業、水道事業両方合わせますと1,400kmあります。長さは。大体今のペースでいきますと、年間に約10kmずつ今までも更新してきましたし、これから先もそうなるのかという感じではあるんですけど、単純に計算しても140年掛かってしまうという状態です。先ほどちょっと話に出ましたアセットマネジメントですね。この中で言ったように、どの路線、どの配管を優先的に変えなければいけないか。老朽化がどの程度進んでいて、耐震化をするためにはどこが有効かというところを見ながら、言い方は悪いですけども、口径の小さいものは布設替えを一遍にしないで、その年度年度の余剰金といいますか、修繕をしながら長寿命化を図って使っていく。そうやってアセットマネジメント等をもう既に行っている自治体は、例えば50mm以下は計画に入れなとかですね。そういうこともやりながら、大事な基幹路線というのをまず先にやりましょうということになりますので、多分、140年掛かると言いましたけれども、なくなることはないと思います。でするので、拡張から更新の時代に入っているということです。新たな利益というのはいりませんので、今ある資産をどう活用して、その原資を作っていくって、投資していくかという計画というのは、やはりそのアセットマネジメントではっきりさせていくという形になります。

○委員（植山利博君）

先ほどの議論ですけど、念のために、確認のために、上水道と簡易水道の区別といいますか、しっかりと。簡単でいいですから、説明してください。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

違いと致しまして、計画給水人口の違いがありまして、給水人口が101人以上5,000人以下が簡易水道という定義になっております。

○委員（植山利博君）

先ほどの議論とまた重なるんですけど、世帯数が増えていると。だから、給水戸数は400戸増えた。これが水道部でどこまで分析をされているか分かりませんが、なぜ人口が横ばいから減少、下降に来るのに、今後もずっと今、世帯数は増え続けているわけですよね。人口は若干微減。この原因は何かということは、上下水道部がこれを答弁するのは正確かどうか分かりませんが、ここに一応出ていますので、どういう分析をされていますか。

○上下水道総務課課長補佐（吉永利行君）

あくまで分析なんですけど、市民課で扱っている戸籍関係。戸数、また住民票の人数につきましても御察しのおりだと思います。あと、それに伴いまして、なぜそれが増えるか減るかって話になりますと、恐らく、実際、家は建っています。ただ、そこに昔で言う、たくさんの方で住んでらっしゃるのが少なくなって、核家族、その辺が少人数になってきているのかなあというふう思うところです。

○委員（植山利博君）

おっしゃるとおりだと思うんですね。核家族化が進んでいる。それから営業所、事務所、その辺の設置も増えてきているということなんでしょうけども、その中で、実際の水の使用量が大きく減少傾向にあると。このことについては、先ほど少し触れられましたけれども、根本的にはどういう理解をすればいいですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

令和元年度の使用量というのはかなり減りました。そのときになぜだろうというのをずっと考え続けて1年たってしまったわけなんですけども、いろいろ考えられるのが当時、働き方改革によって事業所の営業時間が少なくなったということ。それから、時期的なものもありますけれど、学校で夏休みプールを使わなくなったということ。それからあと、自衛隊が結構使うんですけども、災害派遣で営内者がいなかったとかですね。その辺ぐらいしか今のところ原因は掴めてないです。ただ、先ほど話しましたように節水機器がやはり普及しだしているのも事実です。こちらとしましては節水を呼

び掛けながらたくさん使ってほしいというのが本音なんですけども、料金関係を考えたら、たくさん使っていただいたほうが有り難いかなと思うところです。

○委員（前川原正人君）

あと二つ。もう一点は、今回の令和2年度の霧島市水道事業予定損益計算書、これで見ると、いわゆる当年度未処分利益剰余金が11億1,350万5,000円ということで示しているんですけども、令和2年度の基金残高、基金状況。それと、令和3年度の基金が大体どれぐらいになるということで試算をされているのか。どの程度になるというふうに想定していらっしゃるんでしょう。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

令和2年度の18ページのところを御覧ください。ここの下のほうのところに、利益剰余金、ここで減債積立金の3億4,940万円。それと、建設改良積立金23億7,049万6,273円をこのような積立金として考えております。

○委員（前川原正人君）

ということは、これを両方、減債積立金と建設改良積立金を入れて、この金額はもう純粋な基金積立額という理解でよろしいですか。その間にまた動くということは、当然、会計というのは動いてますので、そういう性格を持っていますので、ほぼこれぐらいであろうという認識でよろしいですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

公営企業の場合は基金という考え方ではなくて、積立金。あとこれに利益積立金とかという形になります。これを何に使うかという話ですが、先ほど4条予算の説明の中で補填財源として、建設改良積立金とかで足りない分を穴埋めするという形になります。ですので、決算時に取崩額というのを、金額をはじいて、それを処分案として、議会で議決してもらうという性質のもので、あくまでこれは令和2年度の決算に基づいたときの予定貸借対照表ということになりますので、補填財源としてこれだけあるよという感じであります。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、上水道にはない。簡易水道には、いわゆる交付税措置があるんですよ。1人当たり幾らと。その関係でいくと、今回の簡易水道の予算を見たときに、交付税算定の部分っていうのは、どこの部分に記載ということになるわけですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（凶師聖士君）

簡易水道に係る交付税措置の関係で、令和3年度予算にどこに計上されているかというところなんですけど、予算に関する説明資料の24ページです。営業外収益というところが真ん中にありまして、その中で目が他会計補助金、節が他会計補助金、備考、簡易水道企業債利息の2分の1とあります859万円。あとその下の目で3.資本費繰入収益というところがございます。こちらに簡易水道企業債元金の2分の1とあります5,091万2,000円。これが一般会計側のほうからのこれに対する補助金ですね。これは一般会計側で基準財政需要額に計上されるものになります。あと、直接的に予算計上はされていないんですが、簡易水道事業の給水人口に対して、それに単位費用を掛けた数値が基準財政需要額のほうに算定されます。

○委員（前川原正人君）

ということは、今おっしゃるように、その資本費の繰入収益は、この交付税措置で入っていますという、全額という理解でよろしいですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（凶師聖士君）

普通交付税はあくまでも基準財政需要額と基準財政収入額の差額になりますので、この分が全額、交付税として入ってきてないということにはなりますが、算定の際の積算根拠としては、この額が上がっていますというところなんです。

○委員（下深迫孝二君）

さっきの簡易水道のところでお尋ねすればよかったですけども、例えば、t当たり100円の水道料金だとしたとき、月20万円の水道料を払っているといたときに、民間の住宅数に換算したとき、

大体で結構ですが、どのくらいの世帯数になるか、教えてください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

大体ですが、55戸から65戸っていう形になろうかと思います。

○委員（松枝正浩君）

予算説明資料、2ページの委託料のところなんですけれども、旧水道庁舎の警備委託が入っております。令和3年度の中で、この旧水道庁舎の取扱い、どのような方向でいらっしゃるのか。そのまま持っていらっしゃるのか、何かされるのかですね。もしその辺が分かっていたらお示してください。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

はい、大津浄水場の庁舎の件ですね。ここに上げてあります警備委託というのは今、無人のところを出入りするときに、民間の警備会社にセキュリティをかけているという委託になりますが、大津浄水場跡地の処分につきましては、当初移転計画が出た時の見積りが、現在の建屋を壊すのが1億数千万円という感じで計上しておりました。方針についてはまだ固まってないんですけども、新たに設計してもらったんですが、2億5,000万円になってしまいました。どうしたものかなということは今考えているんですが、令和3年度でサウンディング、民間の会社の意見を聴きながら、現状渡して何とか処分できないかなというふうに考えています。実際に鹿児島市の工業用水道の施設が現状渡して売れた経緯もございますので、需要があれば現状渡して壊してくださいで売ること可能なのではないかとということで、民間の不動産屋とかの意見を聴きながら、今後また計画を立てていくという形になろうかと思います。

○委員（松元 深君）

大津浄水場のところから、ちょっと北のほうに行ったところに倉庫がありますよね。あの分は移すような計画は。遠くなって不便になったんじゃないかなと思うんですけど。その辺の計画をやっぱり立てながら、今の上水道のところを持っていくべきだと思うんですが、その計画等はないんでしょうか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

資材置場、貯蔵品置場で使っていたところですが、隼人に移って、倉庫のことはかなり悩みまして、取りあえず現状でまだ貯蔵品置場として使っている状態です。隼人のほうも新たに倉庫等も作ったんですが、まだ、スペースがどの程度空くかというところが確定しておりませんので、そこも含めて余っている土地の処分等も計画的にやっていければと思っています。

○委員（厚地 覺君）

普通の企業の決算あるいは予算書はある程度は分かると思うんですけども。この公営企業決算というのは、なかなか難しいもんで、職員の皆さん方に敬意を表したいわけです。しかし、このシステムをこの15名の方が100%果たして理解し得るかどうかが、ちょっと疑問に思うものであります。簡単な方法でいきますけれど、この有価証券利息80万円ありますけれども、これはどこの有価証券ですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（図師聖士君）

有価証券の購入先として検討しておりますのが、国債になります。令和2年度の実績で言いますと、合計で1億円国債を購入しまして、資金運用に回しております。

○委員（厚地 覺君）

それと36ページの工具器具及び備品購入費で漏水探知機等がありますけれども、258万5,000円。これは衛星システムを利用した機器を持つわけですか。それとも、この機器自体が、そういう探知能力を持っているわけですか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

今おっしゃられました工具器具及び備品購入費の258万5,000円があります。その中で、漏水探知機等ですので、この中で漏水探知機というのは、実際の音を聞いて、地中の漏れている音を聞く。繊細な音を聞いて、その特定の場所を見つける機械になります。



○委員（植山利博君）

今の関連ですけど、漏水探知機で実際漏水の音を聞かれるわけですよね。それは闇雲にずっと聞くのか。どっか特定の箇所がおかしいというような前提で、あらかじめ特定の場所をするのか、その辺はどういうふうになっていますか。

○水道工務課工務第1グループ長（安田善郎君）

漏水調査というのが、おっしゃられたようにやみくもにすると、お金も掛かりますし、まず配管の場所から大体流量を見て絞ったりして確認していきます。それから、大体この路線だと限定できた所を詳細に音を聴いて調査していきます。

○委員（植山利博君）

ある程度、その流量とかを想定しながら、漏水の可能性のあるところ特定しつつやるという理解をしておきます。それから先ほど、次亜塩素酸ナトリウムの話が出ましたけども、あれは水源地で入れるという議論だったんですが、実際は蛇口でも点検しないとイケないわけでしょ。出口で一定の量の次亜塩素酸が含まれているということを確認しなければならないという、これは水道法でうたわれていると思いますけども、それを蛇口ベースで点検をどれぐらいされるのか。定期的な場所はどうされるのか、御説明いただけます。

○水道工務課工務第2グループ長（小濱健一君）

はい、先ほどと答えは同じなんですけれど、各水系別の管末の民家の方に、毎日検査という形で、依頼をしています。それを毎月毎月の月初めに先月分を回収して、その結果を見ながら。あともう一つは水源地に残塩計があって、パソコンで見るようになっていきますので、例えば、異常値、高い若しくは低いという警報が出たら、それを拾って私なんか現場に行ったりとかするのも対応しています。

○委員（植山利博君）

ということは特定の場所に依頼をしているという理解でいいんですか。

○水道工務課工務第2グループ長（小濱健一君）

はい。そのとおりです。

○委員（植山利博君）

先ほど水道の使用料がどんどん減って、令和元年でしたっけ。極端に減ったと。これは私の見解ですけど、水を買うようになってるんですよ。最近では飲料水に。水道水を使わない傾向が非常に大きくなっていて、飲み水をペットボトルで買って飲む。特に赤ちゃんとか、小さい子供たちには、お母さんたちが水道水を飲ませたくないという傾向が出てきているのではないかと僕は推測するわけです。それで、先ほど、部長が半分冗談めかきに言われたけど、水を使ってくださいというメッセージを出しながらというようなこと言われました。だから、霧島市の水道水が安全ですよという啓発も、私はどっかでかしなければ。飲み水として不適切じゃないですよという啓発をする必要があるんじゃないかと思う。その辺は飲料水として、水道水を使わなくなっている傾向も含めて、どういう見解をお持ちですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

確かに、ペットボトル1本500mlが100円ですので、100円があれば1t、水道だったら買えるわけです。もちろん生活用水、お風呂とか洗濯なんかには水道水を使っただけなんですけど、飲料水としてやはり、ペットボトルの高い水を使っていると。霧島市の場合はほぼ地下水、あるいは湧水ですので、水を浄化する費用というのはほぼかかりません。ですので、においとか食味なんか味なんかも非常にいいかと思うんですが、対外的にどういうPRするかという話になってくると、8月1日が水の日ということで、全国一斉にそういったイベントをするようになっていきますので、去年はコロナの影響で中止したところですけども、毎年その前後に市役所の入口のところで水が飲み比べであったりとかということで、霧島市の水道を来られた方にアピールしているところです。今後もいろんな場所で、水がおいしいまちだよということでPRしていければと思っています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第42号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時12分」

「再開 午後 4時14分」

#### △ 議案第43号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算について

##### ○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第43号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第43号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。工業用水道事業会計予算につきましては、国分上野原テクノパークに立地している工場等への工業用水道の安定供給を目的として予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページに記載してあるとおりですが、1ページの第2条の業務の予定量から御説明します。令和3年度の業務の予定量は、給水事業所数が前年度と同じく22事業所、年間総給水量を対前年度7,300m<sup>3</sup>減の9万8,915m<sup>3</sup>、一日平均給水量については271m<sup>3</sup>をそれぞれ見込んでいます。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入支出の総額を、それぞれ対前年度90万6,000円増の2,717万8,000円計上しています。第4条は、一時借入金の限度額を、第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第6条は、他会計からの補助金を、第7条は、たな卸資産の購入限度額を定めています。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

##### ○上水道総務課長（久木元直仁君）

議案第43号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。説明資料は、工業用水道事業会計予算書と別冊の企業会計予算説明資料になります。工業用水道事業会計予算書1ページにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。2ページの予算実施計画は、11ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、ここでの説明は省略して、参考資料のほうで説明いたします。3ページは令和3年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。水道事業と同様、間接法により作成しております。まず、業務活動によるものが221万円の増で、投資活動及び財務活動はなく、資金増加額は221万円になります。資金期首残高4,468万5,000円にこの額を加えた資金期末残高は4,689万5,000円となり、4ページの令和3年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。10ページは令和2年度の注記表です。次に、4～5ページは令和3年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計が3億2,046万2,976円、流動資産の合計が4,689万5,899円で、資産の合計額は3億6,735万8,875円です。負債の部は、固定負債の合計が2,499万2,590円、繰延収益の合計が2億5,504万5,806円で、負債合計が2億8,003万8,396円です。資本の部は、資本金が2,563万2,170円、剰余金の合計が6,168万8,309円で、資本の合計は8,732万479円となり、負債・資本の合計額は3億6,735万8,875円で、資産合計額と一致します。6ページは令和3年度の注記表になります。7ページは令和2年度の予定損益計算書です。営業収益は688万8,000円で、営業費用は2,571万9,000円になります。営業収益から営業費用を差引いた営業利益は1,883万1,000円の損失になり、営業外利益2,010万2,000円を加えた、経常利益は127万1,000円になります。特別損失はなく、令和2年度の純利益は同額の127万1,000円を見込んでおります。8～9ページは令和2年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計額が3億4,117万2,798円で、流動資産の現金預金が4,468万5,899円、資産の合計額は3億8,585万8,697円です。負債の部は、固定負債が修繕引当金の2,499万2,590円、繰延収益が長期前受金の2億7,354万5,628円で、負債の合計額は、2億9,853万8,218円です。資本の部は、資本金が2,529万170円、剰余金合計が6,203万309円で、資本の合計額は8,732万479円となり、負債と資本の合計額は3

億8,585万8,697円で、資産合計額と一致します。10ページは令和2年度の注記表です。11ページからは予算参考資料です。11～12ページの収益的収入及び支出について説明いたします。まず、収入は工業用水道事業収益として2,717万8,000円を計上し、このうち主なものは、営業収益の給水収益の工業用水道料金を567万8,000円計上し、営業外収益では長期前受金戻入1,849万9,000円等を計上しています。次に支出を説明します。別冊の企業会計予算説明資料は7ページです。併せてご覧ください。工業用水道事業費用として2,717万8,000円を計上しています。このうち、営業費用は2,712万円で、原水及び浄水費の動力費に水源地電気料を160万円計上しております。配水及び給水費は454万1,000円で、電気設備保守管理業務、水質検査等の委託料118万8,000円、修繕費300万円等を計上しております。総係費は27万円で、主なものは通信運搬費14万4,000円です。13ページの減価償却費は2,070万8,000円、資産減耗費は、固定資産除却費1,000円を計上しております。営業外費用は8,000円で、支払利息及び企業債取扱諸費として借入金利息8,000円を計上しております。続きまして、資本的収入及び支出は配水設備等の工事が終了したことにより、廃款になります。以上で、工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（松枝正浩君）

全般的なことで確認させていただきたいんですけども、工業用水、本市の場合、 $\text{m}^3$ 当たり45円ということでしょうか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

そのとおりでございます。

○委員（松枝正浩君）

全国と九州の平均どのぐらいかというのを、資料を持っておられましたら説明をお願いいたします。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（函師聖士君）

令和2年の4月1日時点の数値になりますが、税抜額で全国平均が22.6円。九州沖縄の平均が23.23円となっております。

○委員（前川原正人君）

工業用水道の関係についてですけども、年間総給水量9万8,915 $\text{m}^3$ ということなんですけども、これは先ほどの水道事業の部分でも共通してるんですけども、節水とか、飲み水ではないんですけども、工業用という一つの限定的な部分があるわけですけども、どういう傾向にあるんでしょうか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

傾向としては、当初の予定よりかなり低い状態です。昨年度から比較して給水量が減ったというのも事業所数は変わりませんが、責任水量制をとっておりますので、40トン契約が10トン契約に変わったんです。そういうふうには工業用水ですから裁量ができますので、流しっ放しではなくて、もう1回使うような、そういう仕組みをつくられたりすると、かなり減っております。当初の工業用水道事業が始まったときは、日量50トンというのが最低の線であったわけなんですけれど、実際、そういう企業はなく、10トン、上野原の縄文の森が50tでしたか。その程度になりますので、かなり経営的には苦しいことになるということです。

○委員（前川原正人君）

今、おっしゃるように水を使って捨てるんじゃなくて、いい意味で言ったら、リサイクルをしてるわけですね。ですから、それはそれとして企業の当然の努力だと思いますけれども、先ほど松枝委員のほうからありましたとおり、全国平均からすると $\text{m}^3$ 当たりでいけば45円と。霧島市の場合は45円ということで高い。倍ぐらいの値段にはなってるんですけども、本来であれば、企業もそれなりの社会的責任という点では、平均は平均として、ある意味、企業誘致をして、そこで働いてる人たちへの恩恵というのも一つは、そういう側面もあることは認識しております。ただ、これは責任水量制ということで、当時の国分市がやっていたことが、ずっと踏襲されてきた背景もあるわけなんですけれど

も、今後は施設の老朽化も大分進んでいると思うんです。ですから、そこに対する投資も当然必要になってくると思うんですけれども、そういうメンテナンス等の部分について、今後の課題として、どのように考えていらっしゃるのか。悪ければ修繕して使う。悪ければ、交換をして使うというのは当然のことですけれど、それについてどうなのかお聞きしておきたいと思います。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

工業用水道事業自体も公営企業ですので、独立採算というのが原則にあると思います。そういった中で上野原の場合は工業団地として整備をされましたが、半分は縄文の森の公園で、半分はもうほとんど企業誘致が終わった状態で、新たに需要が見込めない状態になってきています。先ほども言いましたように、1日当りの責任水量10tという最低ラインになってますので、昨年度までは一般会計からの補助金によって、電気設備、機械設備の更新を行ってまいりました。ところが、あと20年すると今度は管路の耐用年数が来ます。それをざっと計算しますと、やはり数億円から10億円程度の工事費用になってくるわけなんです。それを工業用水道という枠で、そこに誘致されているお客さんに求められるかという、なかなかこれも難しい。かといって、料金は、今、先ほど言いましたとおり45円ですので、割と高い状態ですので、それを上げることもできない。では、どうしましょうかということで、前回の決算委員会でも申し上げましたけれども、経営戦略を工業用水道も今年度立てまして、その中で、ここ数年の間に委員会を立ち上げて、工業用水道を続けるのか。廃止して、水道事業に組み込むのか、あるいはほかの手を探すのかということを検討していくと。近い将来、その結果を出す必要があると思っています。

○委員（植山利博君）

確認ですけれど、一般会計からの繰入れは300万円のみという理解でいいですね。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

そうであります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第43号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時32分」

「再開 午後 4時35分」

#### △ 議案第45号 令和3年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

それでは、次に、議案第45号、令和3年度霧島市下水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第45号、令和3年度霧島市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。令和3年度の予算編成に当たりましては、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資するとともに、新たに霧島市雨水管理総合計画に基づく、豪雨時の浸水・冠水被害の軽減を目的とした施設整備事業のための予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから4ページに記載してあるとおりでございますが、1ページの第2条、業務の予定量から御説明いたします。令和3年度の業務の予定量は、排水戸数が年々増加傾向にあることから、対前年度361戸増の1万7,113戸を見込んでおり、年間総処理水量につきましても、対前年度10万8,058㎥増の512万5,429㎥を見込んでいます。また、建設改良工事の概要につきましては、項目アの公共下水道の汚水対策事業では、施設新設事業が隼人地区汚水管渠工事等6件、施設更新事業がストックマネジメント計画に基づく設計業務等3件、項目ウの特定環境保全公共下水道では、高千穂地区

取付管設置工事を予定しています。項目イの令和3年度から公共下水道で取り組む雨水対策事業については、日当山地区調整池等の施設新設事業の設計業務委託2件、同じく日当山地区排水機場の施設増設事業の設計業務委託を予定しています。次に、2ページ第3条の収益的収入及び支出につきまして、収入の営業収益及び営業外収益の合計額は、対前年度3億7,100万5,000円増の15億5,357万1,000円を、支出の営業費用及び営業外費用等の合計額は、対前年度656万1,000円増の11億3,481万5,000円を計上しています。第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入が、企業債、他会計負担金国庫補助金、負担金等、対前年度2億8,097万6,000円減の3億3,046万6,000円を、支出は管路建設や雨水対策施設の設計業務委託等に係る建設改良費及び企業債償還金に係る費用として、対前年度1億7,333万5,000円増の10億1,778万1,000円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億8,731万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度未処分利益剰余金処分額等で補填することとしています。3ページ、第5条、債務負担行為は、水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給及び霧島市水洗便所等改造工事費融資あっせん及び利子補給に関する要綱に基づく融資金に対する損失補償について、期間、限度額を定めています。次に、第6条、企業債は資本的収入である企業債の限度額等を、第7条は、一時借入金の限度額を、第8条は、各項の経費の金額の流用を、4ページの第9条は、議会の議決を必要とする流用の経費を、第10条は、他会計からの補助金を、第11条は、利益剰余金の処分について、それぞれ定めています。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○下水道工務課長（池之上淳君）

議案第45号、令和3年度霧島市下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。説明資料は、下水道事業会計予算書と別冊の公営企業会計予算説明資料になります。予算書の1～4ページは、下水道事業会計予算書です。ここにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。5～7ページは、予算実施計画です。これにつきましては、22ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、後ほどそちらで説明いたします。8ページは令和3年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。これは資金収支の状況を業務活動、投資活動及び財務活動の区分ごとに示したものです。期首の令和3年4月1日から1年間で、1,281万1,000円増加し、資金期末残高を2億1,303万6,000円と見込んでおります。続きまして、9～11ページは給与費明細書で、職員12人と会計年度任用職員3人分を示しています。次に12ページは、水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給等に伴う債務負担行為に関する調書です。続きまして、13～14ページは令和3年度の予定貸借対照表です。資産の部から説明いたします。固定資産の合計が184億9,528万1,028円、流動資産の合計が2億7,099万3,955円で、資産合計は187億6,627万4,983円です。負債の部は固定負債の合計が54億4,560万9,662円で、流動負債の合計が6億1,371万4,878円、繰延収益の合計が98億8,535万6,637円で、負債合計は159億4,468万1,177円です。資本の部は資本金が13億1,491万3,068円、剰余金の合計が15億668万738円で、資本合計が28億2,159万3,806円です。負債と資本の合計額は187億6,627万4,983円で資産合計の額と一致します。次に、15～16ページは令和3年度の注記です。財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準、予定貸借対照表等に関する基準及びセグメント情報開示に係る基準とその営業収益等を示したものでございます。次に、17ページは令和2年度の予定損益計算書です。これは令和2年度の経営成績を税抜で示したものです。次に、18～19ページは令和2年度の予定貸借対照表で、これは令和2年度末における財政状況を示したものです。まず、資産の部の固定資産及び流動資産の合計は189億9,135万5,074円、負債の部の固定負債、流動負債及び繰延収益の合計は165億9,345万8,463円、資本の部の資本金及び剰余金の合計は23億9,789万6,611円です。次に、20～21ページは令和2年度の注記です。続きまして、22ページ以降の予算参考資料を説明いたします。22～23ページは収益的収入で下水道事業収益15億5,357万1,000円を計上しております。このうち営業収益の主なものは、下水道使用料4億4,960万6,000円及び雨水処理負担金3,507万8,000円であります。営業外収益の主なものは、他会計補助金3億5,764万9,000円、長期前受金戻入3億4,492万8,000円、資本費繰入収益3億6,535万1,000円を計上しております。次に、収益的支出であります。24～29ページをお開きください。別冊の公営企

業会計予算説明資料は8～9ページでございますので、併せてご覧ください。下水道事業費用は11億3,481万5,000円を計上し、営業費用は10億1,941万4,000円で、内訳は管渠費738万6,000円、ポンプ場費2,675万6,000円、処理場費2億2,646万9,000円、総係費1億1,160万8,000円、雨水総係費3,507万8,000円、減価償却費6億1,129万2,000円、雨水減価償却費82万5,000円をそれぞれ計上しており、施設の維持管理経費等が主なものであります。営業外費用は1億1,537万1,000円で、内訳は支払利息及び企業債取扱諸費1億37万1,000円、消費税及び地方消費税1,500万円をそれぞれ計上し、特別損失は、過年度損益修正損として3万円を計上いたしました。続きまして、30～33ページをお開きください。資本的収入は3億3,046万6,000円を計上しており、項の内訳は、企業債1億3,610万円、他会計負担金950万円、国庫補助金1億6,040万5,000円、負担金等2,446万1,000円で、資本形成のための交付金、企業債及び受益者負担金等の収入であります。次に、32～33ページの資本的支出を説明いたします。公営企業会計予算説明資料は10～11ページです。資本的支出は10億1,778万1,000円を計上しており、建設改良費が3億8,322万8,000円で、内訳は事務費1,210万4,000円、管路建設費1億3,720万円、雨水管路建設費8,100万円、ポンプ場建設改良費1,601万円、雨水ポンプ場建設改良費8,300万円、処理場建設改良費5,380万円、固定資産購入費11万4,000円、企業債償還金6億3,455万3,000円で、主な事業として管路建設費で管渠設計業務委託及び管渠工事などを実施いたします。また、雨水管路建設費で日当山地区調整池設計業務委託などを実施いたします。以上で、下水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

部長の口述の中で、資本的収入及び支出、企業債、他会計負担金国庫補助金、負担金等、対前年度2億8,097万6,000円の減という説明があったわけです。その一方、収益的収入及び支出が3億7,100万5,000円ほど増えているということになっているわけですが、この収入が増えたことによって、また他会計負担金及び国庫補助金、それらが2億9,000万円程度減ったという理解でいいんですか。

○下水道工務課雨水グループ長（瀧岡 宏君）

今、委員がおっしゃいましたとおり、3条の収益的収入につきましては、前年度比較3億7,100万円の増、一方で、資本的収入につきましては2億8,000万円の減となっております。これらの要因につきましては、主なものとして、一般会計からの繰入金をこれまで資本的収入で整理をしておりました。前年度の金額で申し上げますと4億3,800万円、これにつきまして令和元年度の決算を踏まえまして、令和3年度、今年度の予算調整からは収益的収支の項目として、資本費繰入収益として計上したことに伴いまして、それぞれのやりくりで増減がございます。ただし、一般会計繰入金につきましては、総額では汚水に係るものにつきましては、前年度7億4,300万円から今年度7億2,300万円でございますので、総額につきましては2,000万円程度の減、3条から4条へのやりくりでの増減でございます。そのほかの要因と致しましては、資本的収入につきましては、それぞれ今年度の実施いたします事業の財源といたしまして、2分の1を国庫補助金、残りの2分の1を企業債を予定をしておりますので、それらの事業量の増加に応じて収入が増加をしております。その二つの大きな要因でそれぞれ3条、4条につきまして増減が生じたものでございます。

○委員（植山利博君）

一般財源からの繰入れはあまり減っていないんですね。ちょっとしかほんの気持ち。というのは、本来は、この下水道自体の運営で収入も増えて運営が好転したので、一般財源からの繰入れはもっと本来は少なくなった分を、雨水の関係があるので、その分が上乘せをされて、あんまり減ってないと。私はこう理解してるんですけど、それから、今言われたように、資本的収入が全体としてやはり3億円近く減っている一つの要因は、やはり下水道の収入が加入のところも増えてきてるわけですから、自前のできる能力が高まったので、国等からの繰入れというか、補助金が少なくなった原因はそこかなと思うんですけど、端的にはそういうことではないんですか。

○委員（前島広紀君）



もうすぐ午後5時になりますけれども審査を続けます。

○下水道工務課雨水グループ長（瀧間 宏君）

今、植山委員のおっしゃいました資本的支出につきましては、有収水量、使用料の増加によるものというのは、投資的経費の財源とはしておりませんので、投資的経費につきましては、従来どおり2分の1を国庫補助金、残りにつきましては企業債を充てることとしております。こちらの使用料の増加につきましては、当然、これまで基準外の繰入金を補填の意味合いで繰り入れておりましたので、その使用料の増加に伴って、基準外の繰入れが減少するべきではないかという指摘でございますが、今年度につきましては、おおむね2億円程度という利益を確保しておく必要があるという方針を定めた結果、使用料の増加が繰入金金の減少には結びつかず、前年度比微減となっております。来年度以降につきましては、必要な剰余水準というのを経営戦略の見直しで定めた上で、基準外の繰入金金の減少に努めてまいりたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思います。前年度とどうしても比較をしてしまうわけですが、今回、新たに雨水企業債、これが7,250万円。そして雨水ほか会計負担金950万円ということになっておりますけれども、これは企業債については、一番率のいい、率のいいというか使い勝手のよい、そういう制度のもとでの企業債ということで理解をするわけですが、この企業債の財源の後の補填ですね、どうなるのかお示しいただけますか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

下水道事業で雨水の処理もすることになるわけなんですけれども、雨水対策の計画に基づいてするわけなんですけど、財源等は全て一般会計からの繰越しです。下水道の使用料、それを雨水処理の財源に充てることはできません。基本的には霧島市の場合は分流式ですので、分流式の工場を今度下水道が始めることになるわけなんですけども、それに対する補助、それから財源は補助、起債それから工事に対する一般会計の負担金、そして人件費等は3条で計上してはありますが、3,000万円程度、その人件費等も繰り入れることとなります。起債の償還金、利息ですね、これも再来年度から始まりますけれども、その分は一般会計から全額繰り入れるという形になります。

○委員（前川原正人君）

この7ページの予算書の中で出てくるのが、雨水企業債ということで項目が出てくるわけですが、普通の起債とは違うんだらうなという気がします。この辺の仕組みがちょっとよく分からないものですから、お聴きをしたんですけど、これはもう一般会計から入れるという、全体としては一般会計から入れるけど、名称としては企業債ということで、下水道会計に入って、その分、あと借りた分についてはまた一般会計に返していくという、そういうことにもなりうるわけですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

雨水企業債、企業債ともこれは下水道事業の起債になります。その利息、それから元利償還でやりますので、その分を一般会計が下水道事業に対して負担すると。補助する、あるいは負担するという形になります。ですので、雨水対策事業に対する下水道の使用料会計からの持ち出しというのは、これは認められませんので、一般会計が全て雨水については負担するという形になります。

○委員（前川原正人君）

その中で、公共企業会計の予算説明資料の10ページの中に、雨水管理建設費として8,100万円出ているわけですが、ここの補助として日当山地区調整池設計業務（基本設計）で姫城地区の排水路設計業務ということで実施、計画、実施設計になっていくわけですが、私がいろいろ調べてみた結果、実際、総合雨水計画の中に、こうぼやっとしているわけです。だから今回初めて具体的にここをこういうふうにするということで出てきたわけですが、この図面というのはまだできていないんですか。今後、まだそういう状況ではないんですか。あれば、資料として提出を要求したいと思うんですが。

○下水道工務課長（池之上淳君）

雨水総合管理計画につきましては、来年度から下水道工務課のほうで下水道事業として行うわけですけれども、26日の全員協議会のほうで御説明をさせていただきたいと思ってるところでございまして、そのときに出せる資料は出したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、11ページの雨水ポンプ場の建設改良費、これが8,300万円出ているわけですが、この場所はどこなんでしょう。排水機場を整備する部分と日当山地区の排水機場の設計業務の部分と分けて書いてありますけれども、これがどういう内容で、どこの場所なのか大体は分かりますけれども、この詳細についてお示しいただければと思います。

○下水道工務課長（池之上淳君）

11ページの日当山地区の排水機場、こちらの場所ですらよろしいでしょうか。こちらにつきましては、ちょうど、せごどんの湯というのがございます。そちらの南側にあります排水機場の設計業務委託でございます。

○委員（前川原正人君）

日当山地区がいわゆる、せごどんの湯の近くなのですか。

○下水道工務課長（池之上淳君）

今、11ページの雨水ポンプ場の建設改良費のところの日当山地区排水機場ですね。ここがせごどんの湯のところですよ。

○委員（前川原正人君）

私が聴きたいのは、排水場をこれは1か所だけという、そういうことなんですか。理解の仕方が。

○下水道工務課長（池之上淳君）

こちらにつきましては、1か所分の実施設計でございます。

○委員（前川原正人君）

それともう1点、いつもお聴きしていることなんですけど、予算書の27ページの受益者負担金等の前納報奨金。これが激減しているわけです。これはもうエリアをいじらないので、当然進んでいけばこの戸数も減っていくというのは当然のことなんでしょうけれども、これが472万7,000円。これは何戸数で予算計上ということで想定していらっしゃるのでしょうか。

○下水道工務課雨水グループ長（滝間 宏君）

こちらの前納報奨金の計上に当たりましては、受益者負担金及び区域外からの分担金につきまして、それぞれこれまでの実績から8割程度の方々が前納報奨金を活用されていることから、金額を算定しておりますが、具体の報奨金の件数を積み上げるのではなく、総額に対して8割程度の利用があるということで、総額に対して80%を掛けて積算をしておりますので、具体の件数の内訳はございません。

○委員（前川原正人君）

それと、どうしても前年度の当初予算と見比べてしまうわけですよ。それを見たときに753万4,000円ということで当初予算ベースでは、そういう金額は出ていて、今回、約半額まではいかんですけど、大分激減した部分があるわけですが、これはどのように分析をいらっしゃるのでしょうか。一つは、先ほど申しましたエリアを変更していないので、限られた同じエリアの中での施策でするので、そんなにこの部分が大きく変化をすることは思いませんが、具体例として、今回のこういう状況に立ち至ったといいますか、経緯をどのように分析をいらっしゃるのでしょうか。

○下水道工務課雨水グループ長（滝間 宏君）

こちらの受益者負担金の積算に当たりましては、サイクルと致しまして前年度に工事を行ったものを翌年度4月1日に供用開始の告示を行います。それに伴い、受益者負担金の金額を算定する関係から、前年度の工事量に応じて翌年度の受益者負担金の金額が変動するという特徴がございますので、今回につきましては、大きな要素としましては令和2年度中の工事が令和元年度中の工事に比べて整備面積が少なかったことによる減というのが大きな要因でございます。

○委員（松枝正浩君）



今の前納報奨金の関係で少しお尋ねしたいと思うんですけども、県内19市ありまして、下水道事業を行っているのが何市。そしてまた前納報奨金の制度を採用しているのが何市あるのか押さえておられたら、御提示ください。

○下水道課長（池之上淳君）

19市のうちに、現在、下水道施行しているところが12市あります。報奨金制度を実施している市は8市ございます。

○委員（植山利博君）

関連で申し訳ないんですけど、その8市の前納報奨金の率ですね、よく議論になるのが。平均でどれぐらいなのか。一番多いところでどれぐらいか、少ないところでどれぐらいか、掴んでおられたら、お示してください。

○下水道課長（池之上淳君）

割引率で申しますと、20%、2割引が霧島市を始め6市です。あと割引率13%が2市でございます[本ページに訂正発言あり]。

○委員（植山利博君）

説明資料の9ページ、ここに受益者負担金前納報償金等と書いてありますよね。これが472万7,000円。それで、予算に関する説明書の7ページ、収入の部、負担金等で受益者負担金が1,844万円。区域外分担金は602万1,000円となっていますけれども、この数字との差はどういうことか御説明ください。

○下水道課長（池之上淳君）

今、委員がおっしゃいました、まず、説明資料の9ページの472万7,000円。これは、報奨金として、市のほうから受益者のほうにお出しするというか、実際、割引している部分なんですけれども。もう一つは、収入のほうの負担金として。それと訂正をさせていただきます。先ほど私負担金の補償金の割引率を20%、13%と、申しましたけれども約20%、約13%ということで訂正をさせていただきます。実際20回払いをするんですけれども、1回目の分はそのまま、残りの19期について前納すれば、その分が2割引きということになるものですから、正確に20%ではないものです。約20%引き、約13%引きというふうに訂正させていただきます。

○委員（植山利博君）

ちょっと勘違いしました。ごめんなさい。7ページの区域外分担金というのは区画整理の区域外が近い所、隣接している所もつなげますよということで、できるだけ多くの方々がつなげるように配慮があるわけなんですけれども。そこで、この予算は、何戸数ぐらいの予定なのかお示しただけませんか。

○下水道工務課雨水グループ長（滝間 宏君）

こちらの区域外分担金につきましては、過去の実績から、本年度41件を見込んだものでございます。

○委員（植山利博君）

この区域外からもつなげますよという広報、周知はどのような配慮がされていますか。

○下水道課長（池之上淳君）

周知という形では特にやっておりません。利用者の方々が、事前に御調べになって、今度、家を建てる所なり、下水道につなげたいところなり、どういった区域かということで、御相談に来られることがあります。そのとき、区域外であれば、今の供用開始区域の近くとかであれば、区域外流入ということをつないでもらえますよという形で御説明をして、それでやっていただいているのが現状でございます。

○委員（植山利博君）

区域外でも1軒でも、それが距離が余り長いと無理ですけども、可能な状況があれば、1軒でも多くの方がつないでいただければ、それだけ収入も増えるわけですから、新たに家を造られる方、若しくは、以前からある方にしても、可能な地域については、私は何らかのメッセージを広報すべきではないかと思いますが、今後、そのような検討はされませんか。

○下水道課長（池之上淳君）

霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例というのがございまして、その中で、区域外流入に係る要件というのが規定されております。そこには受益地、引かれない場所が公共下水道の設置された道路に接し、又は近接し、かつ、自然流下が可能であるときというのがございまして、本当に近いところの場合につないでいただくというのが要件でうたっています。ただ、市長が特に必要であるというのもございませけれども、基本的には隣接されたところということでやっている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

この下水道の接続率ですね。例えば今回の令和3年度の予算ベースで見たときに、接続率を令和2年度と比較したときに、どれぐらいの接続率になるということで、予算ベースで見た場合、目標になるのか。どの程度を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○下水道課長（池之上淳君）

率ではお示しできないんですけれども、予算書の1ページにございます。先ほど、部長が御説明したように、排水戸数として、牧園の特環の下水道も含めた数字になりますけれども、今1万7,113戸が令和3年度末の数字と予定している分ですので、これは令和2年度末の数字、昨年度の予算書に対してプラス361戸ということで、予定量としてはそういう数字でございます。

○委員（植山利博君）

関連するんだけど、水洗に切り替えるときには、やはり負担が伴いますよね。だから、そのエリアの中ではできるだけ全戸は水洗につないでもらいたいわけですよ。その事業をしている結果として。そこで、その改造のための利子補給を債務負担行為で計上されていますよね。だから、ここも、そういう利子補給の制度がありますよと。だから、ぜひつないで水洗化してくださいというような取組も必要だと私は思うんですけれども、その辺の取組についてはどのような見解をお持ちですか。

○下水道課長（池之上淳君）

年に数件、利用をされる方がいらっしゃいます。ちょっとホームページとか、載っているかちょっと確認していないんですけれども。あと、説明会のほうでは、そこまでお話をしていないものですから、また、機会があるときに御説明していきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

何を言いたいかという、エリアの中で下水が通っていけば、1軒でも、できれば100%つないでほしいわけですよ。そうすることによって事業効率がいいわけですから。だからそれを目指して、あらゆる取組をすべきだと申し上げているんですけれども、いかがですか。

○下水道課長（池之上淳君）

下水道の接続の推進というか、そういった啓発活動を、これについても数年前にはやったりしていたんですけれども、最近ちょっとやっていない部分がありますので、またそこはしていきたいと思っております。あと、事業をするに当たっては、その事業の区域の方々に、まず、工事をする前に工事の説明会というのを1回やります。また、2月ごろに、今度はほとんど同じ方々になるんですけれども、受益者負担金の説明会というのを、年2回、そういった形で御案内をして、出席していただける方には出席していただいて、なるべく早い接続をということでお願いしているのは現実でございます。

○委員（植山利博君）

説明会に率でいえば、その地区のどれぐらいの方がみえていますか。もう答弁は結構です。ただ、何を言いたいかという、やはり、せっかく区域で管をつないでいるところは1軒でも多くつないでいただけるような努力をすべきだと。それが事業推進にも、財政的にも効率がいいはずですので、そういう取組を求めておきます。

○委員（厚地 覺君）

牧園の特環で高千穂地区の取付工事がありますが、これはどこの場所を示して受益者数が何戸あるんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

牧園地区の特環の下水道事業につきましては、新たに管渠工事というのは予定されていないんですけども、取付管工事で、既に下水道管が入っているところに、いずれつなぎたいという方々に対して、取付管工事を数件想定して予算を上げているという状況でございます。

○委員（厚地 覺君）

高千穂地区に限って、特環の計画面積に対して何%ぐらい今、進んでいるんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

特環につきましては、全体計画の面積が140haでございます。それに対しまして125ha整備されておりまして、率にしまして89.3%でございます。

○委員（厚地 覺君）

今後まだ面積拡大を考えてらっしゃるんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

新たに全体計画面積を広げるということは考えておりません。

○委員（久保史睦君）

ちょっと1点だけ端的に確認をさせていただきたいと思います。先ほど前川原委員が確認されました公営企業会計予算説明資料の中の10ページ、11ページで、この雨水管路建設費等、雨水ポンプ場建設改良費というのがあって、御存じのとおり、日当山地区、いろんな私も相談を受けておりまして、この雨水対策というのは喫緊の課題なんです。詳しいことは結構です。先ほど、課長のほうから説明がありましたけれど、この基本設計と実施設計三つありますけれども、この三つとも26日以降の議会の最終日の全協、最終日だと思うんですけど、そこの全協で説明をするということですか。

○下水道課長（池之上淳君）

この設計のことについて御説明するのではなくて、雨水管理総合計画について、下水道事業であることになった背景、それから事業の目的等々、概略について、御説明させていただきたいということで考えております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第45号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時24分」

「再開 午後 5時37分」

## △ 議案処理

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案10件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

## △ 議案第36号 令和3年度霧島市一般会計予算について

○委員長（前島広紀君）

まず、議案第36号、令和3年度霧島市一般会計予算について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第36号、令和3年度霧島市一般会計予算に対しまして、反対の立場から討論をさせていただき

たいと思います。今回の当初予算の特徴と致しまして、コロナウイルス感染症による影響で、全体的な税収減の傾向が見られます。その一つと致しまして、市民税が前年度と比較を致しまして、8億6,791万3,000円の減収を、臨時財政対策債8億8,700万円で手当てをされて、後年度の基準財政需要額に算入されることとなります。また、市が策定を致しました経営健全化計画との比較では、当初予算ベースで市債では516億6,300万円に対しまして15億983万9,000円。3基金を見てみますと、83億6,800万円に対しまして、27億9,508万9,000円の乖離がございます。反対いたします理由と致しまして、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード交付金として3,098万1,000円がございます。国主導で令和5年度を普及率100%を目指しておりますけれども、健康保険証などと紐付けをし、個人情報への漏えいや民間事業者への個人データへの利用、活用を推進するなどの懸念がございます。二つ目の理由と致しまして、本年度の予算に昨年と同様、市立養護老人ホーム長安寮と公立保育園であります高千穂保育園の民営化を予定いたしております。財政効率のみを優先した民営化ではなく、市民が安心して利用できる施設にすることこそ求められ、民営化は事業者が撤退した場合のリスクが大きく、行政が福祉の一環として責任を負うべきであります。三つ目の理由は、こども館建設は市長の公約でもありますけれども、建設すればよいものではなく、その場所は利便性が良いこと、最小の経費で最大の効果が期待されること。公共施設などの利活用や地域活性化、経済強化など総合的バランスが求めることは言うまでもありません。これまでの維持管理経費は年間2,500万円とのことでございましたが、本年度の当初予算では4,430万9,000円の計上となっております。公共工事は一度始めれば、相当の理由がなければやめることができない性格を持っており、だからこそ慎重にならざるを得ないことを指摘するものであります。以上、特徴的な問題点を指摘いたしまして、私の討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（山口仁美君）

私は、議案第36号、令和3年度霧島市一般会計予算について、賛成の立場を明らかにして討論に参加します。今回の令和3年度一般会計歳入歳出総額598億円ということで計上されております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響による景気動向など予断を許さない状況が続いておりますが、本市においては、今回提案のあった予算においては扶助費等を組んだ上で、国が示した各種施策を見極めながら、感染拡大防止と社会経済活動のレベルを引き上げるための予算を計上しているとの説明がありました。市税の減少等が懸念される中、（仮称）霧島市クリーンセンターの整備や隼人駅周辺地区の都市再生整備計画事業など、将来にわたり、公共の福祉の増進に寄与する事業が含まれていることを評価するものであります。今後、社会保障等の費用が増高を続け、公共施設の維持管理コストの増大など、厳しい環境が続くことは懸念されますが、今後とも、市民のために必要な事業が計上されていくことを期待するものと申し添えまして、私の賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、討論を集結します。採決します。議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者10名、起立多数であります。したがって、議案第36号は可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第37号 令和3年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第37号、令和3年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決をします。議案第37号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、全会一致で可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第38号 令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第38号、令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第38号、令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算に対しまして、反対の立場で討論を致します。本制度は国策として進められておりますが、75歳以上の高齢者を年齢の区分で強制的に脱退させ、別枠の医療保険制度に囲い込む。そして、年齢で差別する世界でも異例の高齢者いじめの医療制度の仕組みと言わざるを得ません。令和3年度からは保険料の均等割額が5万5,100円、所得割10.38%、賦課限度額が64万円になります。年額18万円以上の年金受給者は、有無を言わず、年金から天引きをされ、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収として納付することになります。減り続ける年金額や度重なる医療改悪によりまして、負担か医療抑制かの二者選択を強要している制度であります。安心して医療を受けられ、老後を過ごすことができるような、そういう制度への改善が求められていることを指摘いたしまして、私の討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は、令和3年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場を明確にして討論を行います。この後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者、それから65歳から74歳までの一定の障害のある方々を、国民みんなで支え合うという制度であります。高齢者は、病院に通い、医療を受ける機会が多くなります。そういう年金暮らしの多い、低所得者の多い高齢者を国民みんなで支え合う制度として発足しております。1月7日現在で1万6,325世帯のうち、7割、5割、2割の軽減を受けている方が1万1,437世帯あります。これは、世帯数の約70%に当たります。所得割が10.38%、均等割が5万5,100円、賦課限度額は64万円となっておりますけれども、所得の低い方々に対しては、大変手厚い制度だと言えます。また、所得の高い方には特別徴収などを行うことによって、徴収率が落ちることも避ける手立てもあります。また、そのことに対する市民の理解も十分得られていると評価をするものであります。この高齢者に対する手厚い医療制度である高齢者医療特別会計は可決すべきものであるということを明確に申し述べ、私の賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



起立者10名、起立多数と認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第39号 令和3年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第39号、令和3年度霧島市介護保険特別会計予算について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります、討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第39号、霧島市介護保険特別会計予算に対しまして、反対の立場から討論を致します。2000年からこの制度が発足をして、当時、家族が支える介護から社会が支える介護へとということで始まりまして。2015年度からは、特別養護老人ホームに入所できる高齢者を介護3以上に限定をしまして、介護施設の部屋代、そして食事代を国が助成をする補足給付も縮小されてきた経緯がございます。本予算を見てみますと、新年度からでございますが、3年間の第8期介護保険事業計画となり、標準保険料7万1,760円が年間で2,040円の値上げ、7万3,800円に負担増となります。月額負担額では5,980円が6,150円、170円の値上げであり、最低基準の所得階層第1段階の80万円以下の所得でも年額3万5,880円を3万6,900円に負担をしようとしております。多額の基金が予定をされる中で、その一部を保険料の値下げや若しくは据え置きにするなどの負担軽減の施策が求められる中でございますが、そのことが反映をされていないことを指摘して、私の討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は、令和3年度霧島市介護保険特別会計予算について、賛成の立場を明確にして討論を行います。令和3年度の介護保険制度は、令和3年度から令和5年度までの保険給付費の総額を高齢者の経済負担に配慮して設計をされたものであります。介護保険の給付は年々増加する傾向にあります。さらには、この団塊の世代が全てここに入る段階になると、2040年問題、2050年問題と更に困難な事業となっていくことが想定されます。そういう中で、今回の予算は保険料月額が5,980円から6,150円と170円上昇はしておりますけれども、170円の上昇で抑え込まれたというふうに私は理解をしております。このことは、事務費等の削減に努力をされて、給付費等に適切に対応されているというふうに見てとれるわけでありまして。このことは、介護保険が、これも世代間の相互扶助ということで、みんなで、介護の必要な方を支えていくという理念は、これも変わることはありません。それから、在宅医療と介護推進など、包括的ケアシステムの推進ということで、できるだけ医療費と介護費が適切に合理的に行われるような配慮がされております。このことをとって、私は、この特別会計予算は可決すべきものだと申し上げて、私の賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者10名、起立多数と認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第40号 令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第40号、令和3年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第40号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第41号 令和3年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第41号、令和3年度霧島市温泉供給特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第41号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第42号 令和3年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第42号、令和3年度霧島市水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第42号、令和3年度霧島市水道事業会計予算に反対の立場から討論を致します。反対を致します最大の理由は2018年度から開始されました窓口業務等包括的委託が進められてきた経緯がございます。新年度予算でも、債務負担行為として令和3年度から令和5年度まで3億6,455万8,000円が予定され、歳出予算としても年間1億2,066万9,000円の予算計上が明らかになっております。これは、経費の縮減や効率化を目的とした集中改革プランを具体化したものでございますが、生活に欠かせない水道は、民間委託ではなくて、市の責任を果たすべきであると思います。民営化は人件費や様々な経費の節減につながるとの見方もございますが、水道業務全般にわたって、やはり個人情報扱うことから、情報漏えい等の危険が懸念されることを指摘するものであり、反対討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は、令和3年度霧島市水道事業会計予算について、賛成の立場を明確にして討論を行います。水道事業が一部、民間委託をしたことに対する批判的な発言もありますけれども、この水道事業全体を見てみますと、有収率も年々上昇して、非常に効率的に事業が進められている。それから、現在の社会情勢の中から、給水戸数も年々増加が見込まれ、令和3年度は400戸の増を見込まれております。様々な布設替えの工事も着実に計画的に行われていますし、安全でおいしい水を各家庭に届けるという努力が、今日の審査を通じて、しっかりと見てとれております。このようなことから、安心して安全な水を供給するという理念にのっとなって行われている水道事業について、この会計は可決すべきものだとして申し上げ、私の賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10名、起立多数と認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第43号 令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第43号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第43号、令和3年度霧島市工業用水道事業会計予算に対しまして、反対の立場から討論いたします。この会計は、旧国分市当時から企業誘致の中で責任水量制という制約の中で運営をし、工業用水として供給をされている現状がございます。本会計の問題点は、市民が支払う水道料金は13mm口径で1m<sup>3</sup>当たり基本料金490円、消費税を入れた場合、合計で539円、20mm口径では979円となっております。従量料金は1m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>が85円、11m<sup>3</sup>から30m<sup>3</sup>では105円の料金形態が定められております。一方、工業用水道料金につきましては、原則として1日50m<sup>3</sup>以上の水量を使用するものとしており、1m<sup>3</sup>当たりの基本料金は45円、そして、超過使用料では90円の料金で対応している実態がございます。確かに、全国平均で見ても、この工業用水は22.6円、九州沖縄の平均でも23.23円という状況で、そんなに安い料金ではございませんけれども、時代の背景とか責任水量制の制約もございしますが、市民が使う水道料金と比較をした場合、格安での料金で工業用水道を供給していることとなります。企業誘致により雇用を確保するという貢献をされているということも否定は致しません。企業誘致している企業から社会的責任ということで果たす観点から見直すことも必要であることを指摘して、私の討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（松枝正浩君）

私は、議案第43号について、賛成の立場を明確にして討論します。本市の工場用水事業は、上野原テクノパーク内の立地企業等の産業基盤の確立のために、安定的にかつ低廉な水を供給しており、令



和3年度の給水件数は合計で22事業所、年間の総給水量を9万8,915 t、1日平均給水量を271 tと見込んでいるとの報告がありました。資本金収入の部で、一般会計から補助金300万円を入れておりますが、施設整備もかなり老朽化しており、年次的に更新をしております。この補助金については、真にやむを得ないものだ判断しております。企業会計でありますので、今後、更に経費節減に努めていただき、計画的に適正な企業経営を行ってほしいと思います。また、水道料金につきましては、本市が1 m<sup>3</sup>当たり45円であります。確かに上水道の料金と比べれば安価となっております。審査の中で、1 m<sup>3</sup>当たり全国平気22.6円、九州沖縄の平均では23.23円と報告もありました。これに比べても、本市は倍以上の料金であります。工業団地に企業を誘致するために、各自治体が政策的に工場用水の価格設定をしていると私は考えます。したがって、議案第43号につきましては、必要かつ適正な企業運営であり、可決すべきものであると判断をいたします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者10名、起立多数と認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第44号 令和3年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第44号、令和3年度霧島市病院事業会計予算について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第44号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第45号 令和3年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第45号、令和3年度霧島市下水道事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第45号、令和3年度霧島市下水道事業会計予算に対しまして、反対の立場から討論を行います。反対の理由と致しまして、報償費472万7,000円が前納報奨金として予算計上がされております。これまで指摘を致してきましたように、公共下水道の受益者負担に関わる前納報奨金というのは、本来5年間で納入すべき下水道エリアに対しての負担金徴収を早めに行って、行政の資金繰りをよく

することを目的としたこれまでの背景がございます。一括納入によりまして約20%を値引きする高い金利の時代に創設された報奨金制度によるものであります。経済的余裕のある方は報奨金制度で恩恵を受けますが、そうではない方は全額負担金として支払わなければならず、低金利時代が長引く中で、この報奨金制度を廃止して、公共下水道全体の受益者負担全体で負担金を20%値引きするなどの、そういう施策に踏み切ることで、市民負担の軽減を図るべきであることを指摘して私の討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（松枝正浩君）

私は、議案第45号、令和3年度霧島市下水道事業会計予算について、賛成の立場で討論に参加を致します。本市の下水道事業では、国分単人地区で公共下水道区域を、牧園地区で特環公共下水道区域を計画し、事業認可を受けて、年次的な計画に基づき事業を進めております。令和3年度予算は、管路建設、管路の維持管理、処理場の維持管理等の事業を行うことで、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資することを実現しようとしております。建設部が実施しようとしている下水道による浸水対策を定めた霧島市雨水管理総合計画策定に伴い、事業着手で、今後の効果である市民の皆様の安心安全の確保に大きく期待できるものと評価いたします。受益者負担金の支払い方法は、5年に分割し、更に年4期分という形で20期に分けて納付するものでございますが、これらを前倒しで支払うことに対する前納報奨金制度は、県内19市中、下水道事業を行っている12市のうち8市が採用している実態もあります。債権管理の視点から、安定した歳入の確保や停滞をさせない、そして将来の債権管理経費の削減に大きく寄与する制度であると思います。所得が少ない方に対しましては、市民税非課税、均等割のみの方で2年間、状況に応じては、更新も可能とする徴収猶予も採用しているところであります。平成31年4月より公営企業会計へ移行し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組み、将来の住民サービスを安定的に供給していくことは必要なことであります。独立採算性の観点から、汚水処理原価の使用料単価による経費回収率を現状より高い数値へ移行していくため、使用料を値上げしていくことも必要であると考えております。よりの確に取り組みするための令和3年度当初予算は評価できるものとし、賛成と表明を致します。以上のことから、議案第45号、令和3年度霧島市下水道事業会計予算は可決すべきものであると考えます。私の賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者10名、起立多数と認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（前島広紀君）

次に、委員長報告に何か付け加える点があれば、お出しをいただきたいと思っております。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の全てを終了しました。よって、予算常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 6時09分」

以上，本委員会の概要と相違ないことを認め，ここに署名する。

予算常任委員長 **前島 広紀**